

# みなかみ町都市計画マスタープラン

令和2年8月

みなかみ町 地域整備課

# 目 次

---

I. はじめに	1
1. 都市計画とは	2
(1) 都市計画法について	2
(2) 都市計画区域について	3
2. 都市計画マスタープランの位置づけ・役割等	4
(1) 都市計画マスタープランの位置づけ	4
(2) 都市計画マスタープランの役割	5
3. 計画の目標年次・対象区域・構成	5
(1) 計画の目標年次	5
(2) 計画の対象区域	5
(3) 計画の構成	6
II. 都市の現況と課題	7
1. 社会環境の変化への対応	8
2. 土地利用に関する現況と課題	12
3. 都市施設の整備に関する現況と課題	14
4. 都市環境・景観に関する現況と課題	18
5. 防災に関する現況と課題	20
III. 都市づくりの目標	23
1. 都市の将来像	24
2. 都市づくりの基本目標	26
3. 将来都市構造	30
(1) 将来都市構造の考え方	30
(2) 将来都市構造の設定	32

IV. 全体構想	-----	39
1. 土地利用に関する方針	-----	40
(1) 土地利用の基本方針	-----	40
(2) 土地利用区分別の方針	-----	41
(3) 都市計画の見直し方針	-----	46
2. 都市施設等に関する方針	-----	51
(1) 都市施設等に関する基本方針	-----	51
(2) 道路・交通施設に関する方針	-----	51
(3) 公園・緑地等に関する方針	-----	56
(4) 河川、水道、下水道に関する方針	-----	58
(5) その他の公共公益施設に関する方針	-----	59
3. 都市環境に関する方針	-----	60
(1) 都市環境に関する基本方針	-----	60
(2) 自然環境の保全・活用に関する方針	-----	60
(3) 環境負荷の低減に関する方針	-----	61
(4) ひとに優しい都市づくりに関する方針	-----	61
4. 景観形成に関する方針	-----	62
(1) 景観形成に関する基本方針	-----	62
(2) ゾーン別の景観形成方針	-----	62
5. 防災対策に関する方針	-----	66
(1) 防災対策に関する基本方針	-----	66
(2) 地震災害対策に関する方針	-----	66
(3) 水害対策に関する方針	-----	67
(4) 土砂災害対策に関する方針	-----	68
(5) 雪害対策に関する方針	-----	68

## V. 地区別構想 ----- 69

序. 地区区分の考え方 -----70

1. 月夜野地区 ----- 71

(1) 月夜野地区の現況と課題 -----71

(2) 月夜野地区の都市づくり方針 -----74

2. 水上地区 ----- 83

(1) 水上地区の現況と課題 -----83

(2) 水上地区の都市づくり方針 -----86

3. 新治地区 ----- 93

(1) 新治地区の現況と課題 -----93

(2) 新治地区の都市づくり方針 -----96

## VI. 実現化方策 -----103

1. 都市づくりの実現に向けた方策 ----- 104

(1) 都市づくりの実現に向けた主な方策 ----- 104

(2) 都市づくりの推進に向けた考え方 ----- 110

(3) 計画の進行管理 ----- 112

# I. はじめに

# 1. 都市計画とは

## (1) 都市計画法について

### 1) 都市計画法の目的と基本理念

「都市計画」とは、広い意味では「快適なまちづくりのためのルール」となりますが、一般に行政が「都市計画」という言葉を用いる場合は、「都市計画法に基づいて決定するまちづくりのためのルール」のことをいいます。

#### <都市計画法の目的と基本理念>

- 都市計画法の目的は、都市計画という「まちづくりのルール」を定めることによって、暮らしやすい秩序のある都市をつくることを目指し、そこに住む皆さんが安心して暮らすことができるようにすることです。
- 「まちづくりのルール」である都市計画は、農地や山林などとバランスを取りながら、住民の皆さんが健康で文化的な生活を送り、都市の様々な機能が確保できるようにすべきであること、また、そのために適正な制限を行うことで土地の合理的な利用を目指すべきであることを基本理念とします。

### 2) 都市計画で定めること

都市計画で定めることは、大きく分けて「土地利用に関する計画」「都市施設の整備に関する計画」「市街地開発事業に関する計画」の3つがあります。

区 分	概 要
土地利用に関する計画	生活環境や業務利便性の向上、自然環境の保全などを図るため、土地の使い方や建物の建て方についてのルールを定めます。 (例：用途地域、特定用途制限地域など)
都市施設の整備に関する計画	道路、下水道、公園など、生活や仕事をする上で欠かすことのできない都市の骨格となる施設(=都市施設)について、位置、規模、構造などを定めます。
市街地開発事業に関する計画	道路や公園が足りないまちや、古い建物が密集して危険なまちなどについて、公共施設と宅地または建築物の整備を合わせて行う、総合的な事業計画を定めます。 (例：土地区画整理事業、市街地再開発事業、工業団地造成事業など)

※この他に、身近なまちづくりに関する計画として、「地区計画等の地区レベルの詳細な計画」などがあります。

## (2) 都市計画区域について

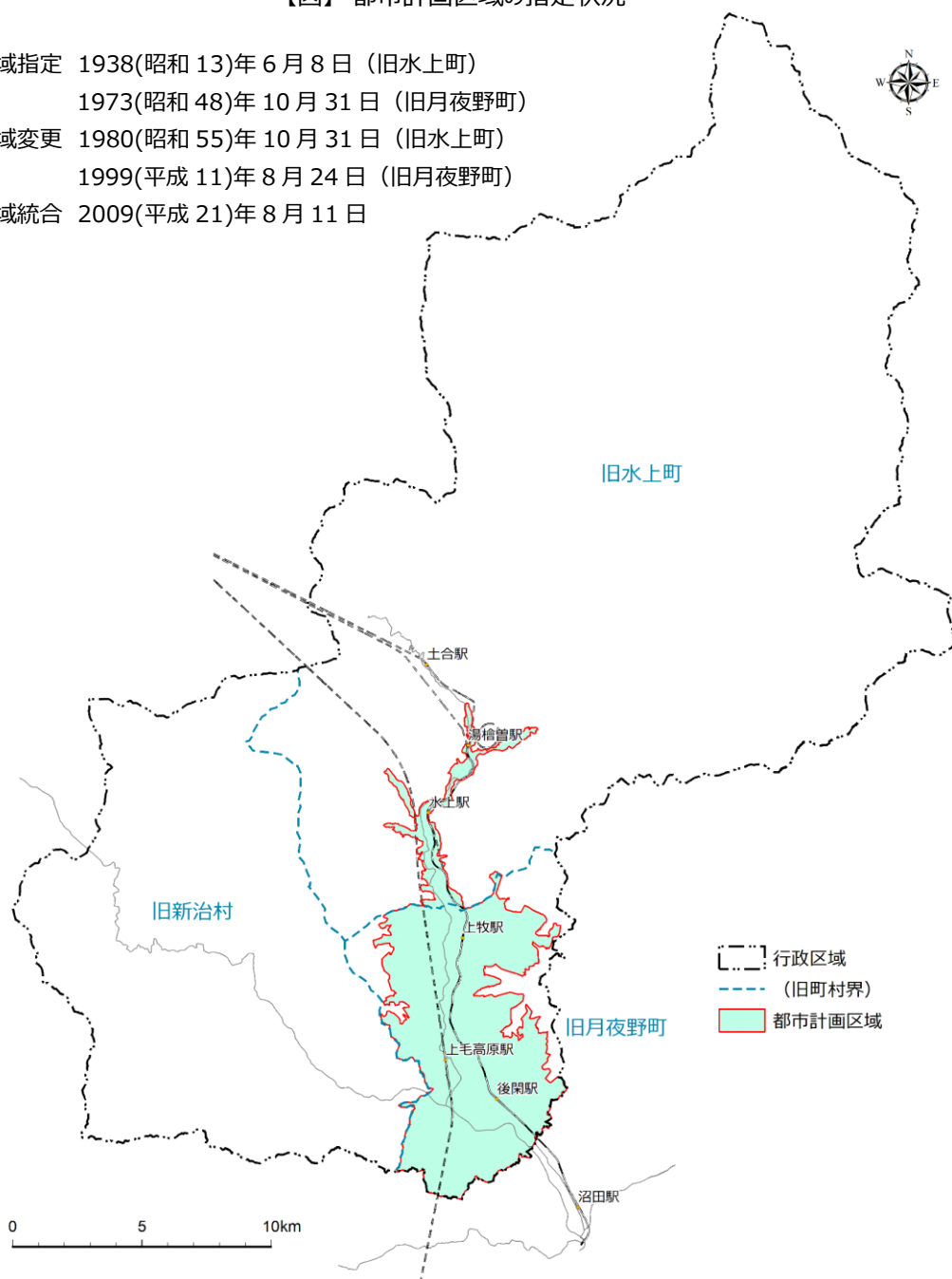
都市計画区域は、都市計画の基本理念を達成するため、都市計画法やその他の関係法令の適用を受ける区域です。

具体的には、まちの中心となる市街地から郊外の農地・山林がある田園地域に至るまで、人やモノの動き、都市の発展を見通し、地形などからみて一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都道府県知事が指定します。

みなかみ町では、行政区域(78,108ha)の約8%にあたる6,059haが「みなかみ都市計画区域」に指定されています。

【図】 都市計画区域の指定状況

都市計画区域指定	1938(昭和13)年6月8日(旧水上町)
	1973(昭和48)年10月31日(旧月夜野町)
都市計画区域変更	1980(昭和55)年10月31日(旧水上町)
	1999(平成11)年8月24日(旧月夜野町)
都市計画区域統合	2009(平成21)年8月11日



## 2. 都市計画マスタープランの位置づけ・役割等

### (1) 都市計画マスタープランの位置づけ

#### 1) 法的位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられた法定計画で、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といいます。

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、都市づくりの将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

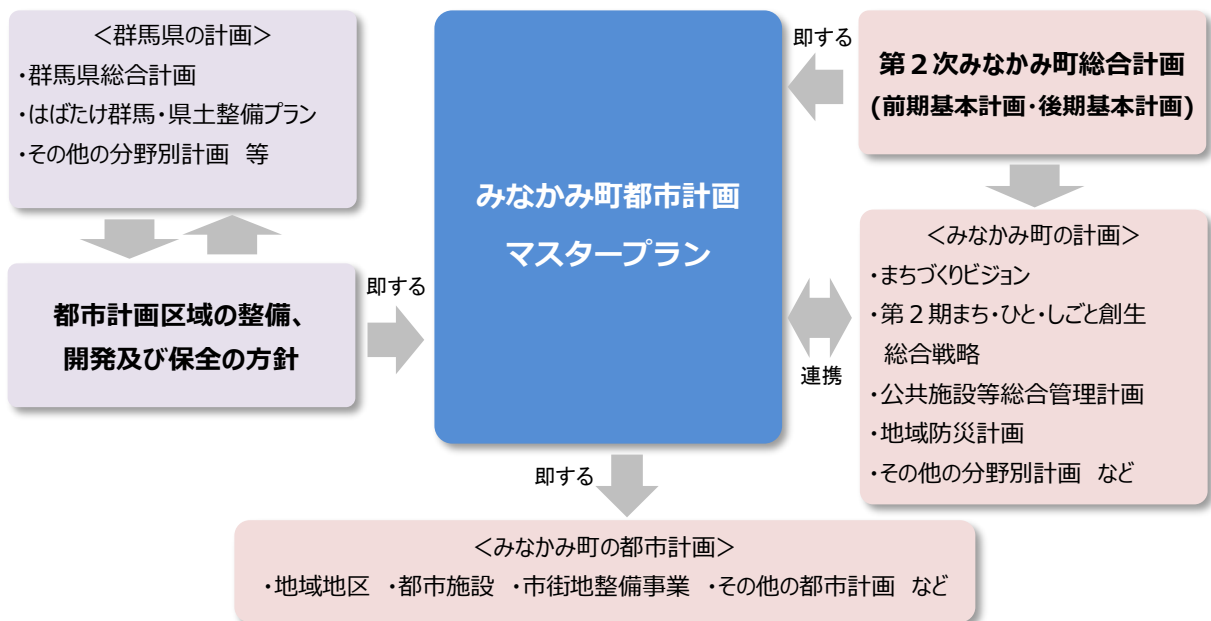
なお、市町村が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければなりません（都計法第 18 条の 2 第 4 項）。

#### 2) 関連計画との関係

都市計画マスタープランは、みなかみ町の最上位計画である「総合計画」や群馬県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則し、各種都市計画分野の個別計画を総括し、調整する計画として定めます。

また、目指すべきまちの将来像を実現するために、都市計画の分野だけでなく、他分野との連携や整合性を図ります。

【図】 関連計画との関係





## (2) 都市計画マスタープランの役割

---

都市計画マスタープランが果たす役割は以下のとおりです。

### ◆ 都市の将来像の明示

都市全体あるいは地区別の将来像を示し、多様な主体が共有する都市づくりの目標を定めます。

### ◆ 市町村が定める都市計画の方針

将来像を実現する手段の一つである町決定の都市計画について、決定・変更の方針となる都市計画の方向性、必然性、根拠を示します。

### ◆ 都市計画の総合性・一体性の確保

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。また、法定都市計画以外の都市づくり手法を含めた総合的な取り組みとすることも可能にします。

### ◆ 住民の理解、具体の都市計画の合意形成の円滑化

住民を含めた多様な主体が、都市の課題や方向性について合意することで、具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待されます。

## 3. 計画の目標年次・対象区域・構成

### (1) 計画の目標年次

---

都市計画マスタープランの基準年次を2017（平成29）年とし、都市づくりにあたっては、中・長期的な視点に立って進める必要があることから、本計画では20年後のまちの姿を展望するものとして、計画の**中間年次を『2027（令和9）年』、目標年次を『2037（令和19）年』**とします。

### (2) 計画の対象区域

---

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定するものですが、本町においては、農業集落や山林などの自然環境を含めた一体的な都市づくりが必要である観点から、本計画では、**行政区域全体を対象として計画を定めることとします。**

### (3) 計画の構成

#### ア) 都市づくりの目標

町固有の自然、歴史・文化、地理的条件、産業などの特性を踏まえ、町全体の目指すべき将来像や基本目標、将来の都市構造などを示します。

#### イ) 全体構想

目指すべき将来像や目標、将来の都市構造などをもとに、その実現に向けて、町全体の部門別の都市づくり方針を示します。

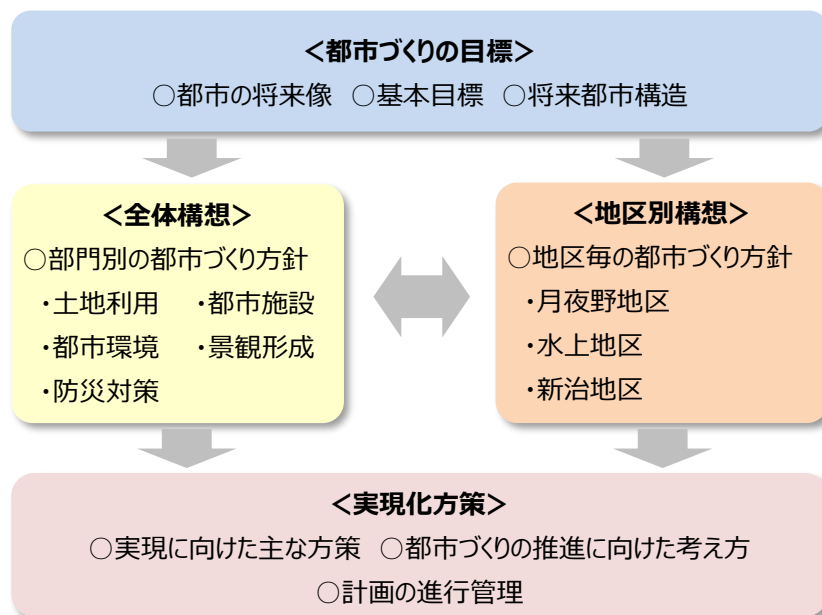
#### ウ) 地区別構想

全体構想で示した町全体の都市づくり方針を受け、より身近な地区単位での課題や特性に応じた都市づくりの方針を示します。

#### エ) 実現化方策

全体構想と地区別構想で示した都市づくりを実現していくための方策や、町民・事業者・行政それぞれの都市づくりにおける役割や協力体制などを示します。

【図】 都市計画マスタープランの構成



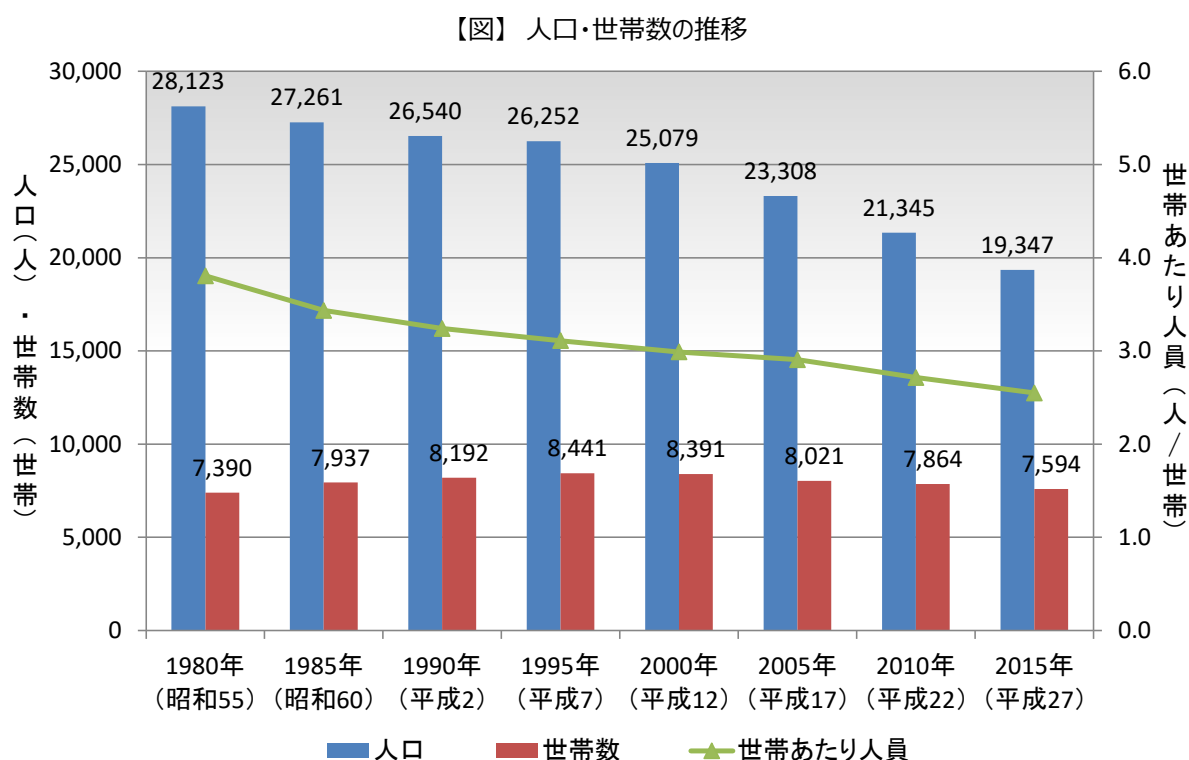
## Ⅱ. 都市の現況と課題

# 1. 社会環境の変化への対応

## ● 加速する人口減少への対応

○ 本町の人口は一貫して減少傾向にあります。特に直近20年の人口減少は著しく、1995（平成7）年に26,252人を数えた人口は、20年を経た2015（平成27）年には19,347人にまで減少しています。

⇒ 将来にわたり持続可能な都市としていくため、「定住」や「交流」に関連する取り組みを強化するなど、人口減少のスピードを緩やかにする取り組みを、様々な角度から展開していくことが求められます。



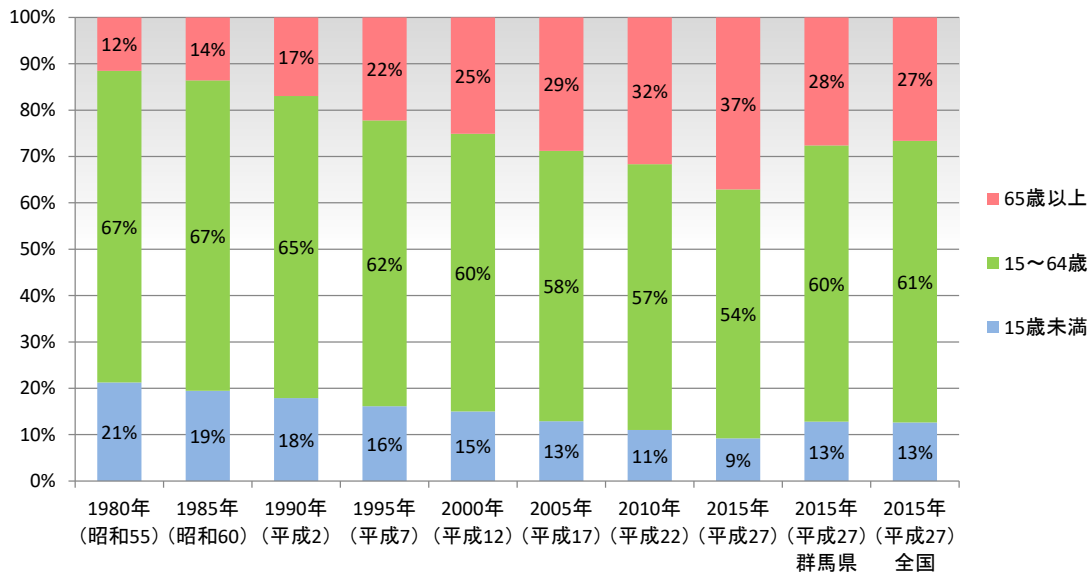
資料：総務省「国勢調査」

## ● 町外への人口流出と少子・高齢化の進行への対応

- 年齢3区分別人口をみると、2015（平成27）年現在、町の人口の3人に1人が65歳以上となっている一方、15歳未満の人口は10人に1人の割合です。また、全国や群馬県全体に比べて少子・高齢化が進行しています。
- 過去10年間の人口動態をみると、出生・死亡に伴う自然動態、転入・転出に伴う社会動態は、ともにマイナス400人前後で推移しています。

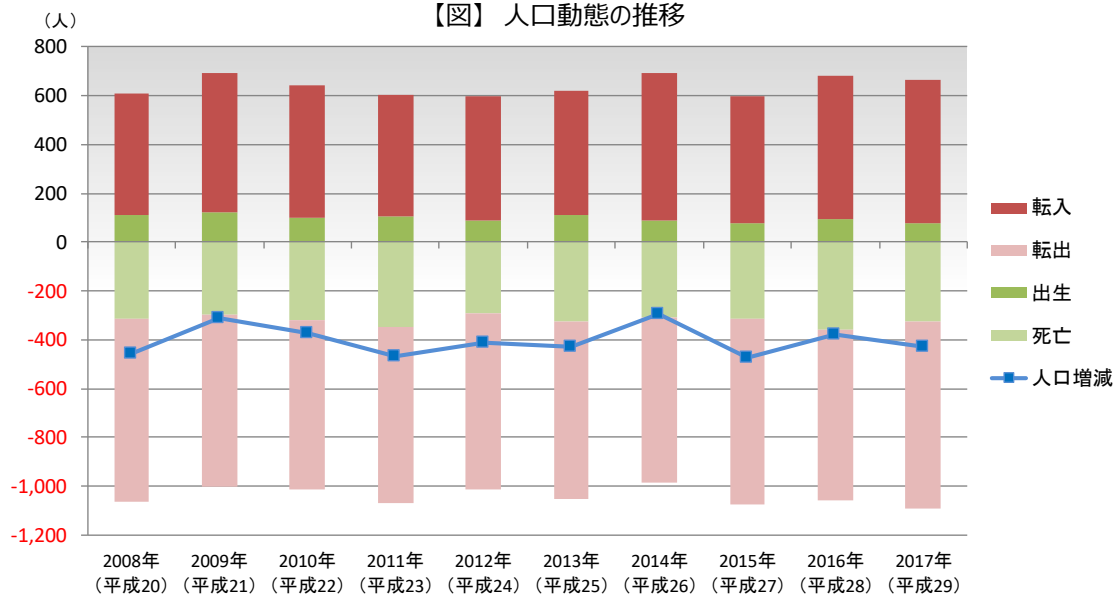
⇒ 人口減少の背景として、町外への転出超過及び少子・高齢化の進展があることを踏まえ、若年層や子育て層のニーズに則した居住環境の形成や、高齢者の日常生活を支える、医療・福祉機能の利用利便性の向上など、各世代が町内で安心して健康的に暮らすことのできる都市づくりを進めていくことが求められます。

【図】 年齢3区分別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

【図】 人口動態の推移



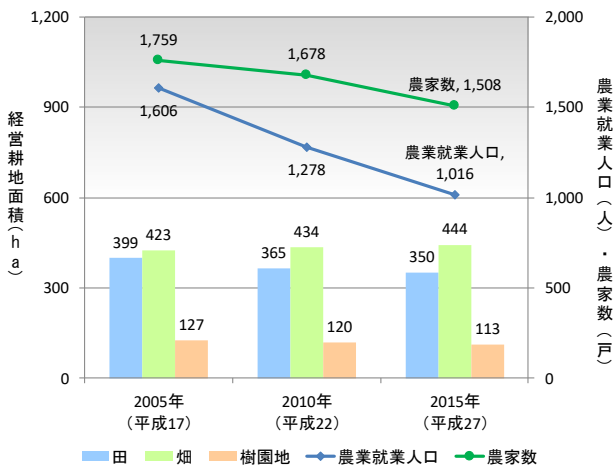
※各年の集計時点は前年の10月から当年の9月末迄

資料：群馬県「移動人口調査」

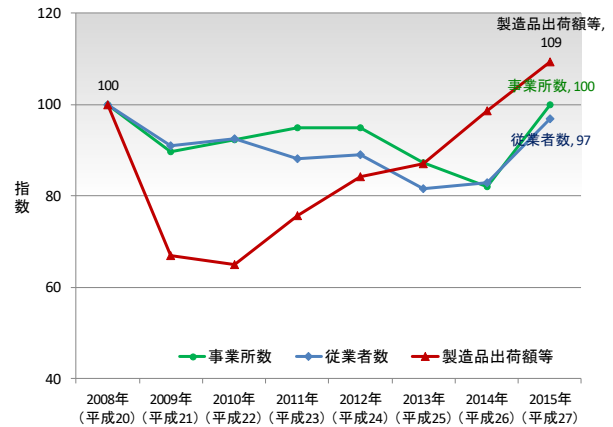
## ● 弱体化が進む地域産業の活性化

- 本町の産業は、近年、工業が回復基調にあるものの、農業、商業については活力低下が顕著になっています。
  - 一方、町内には谷川連峰や利根川源流域に代表される豊かな自然空間が広がり、みなかみ18湯に代表される温泉地や山間地に点在するスキー場、さらには矢瀬遺跡をはじめとする歴史・文化資源など、多様な観光資源を有しており、年間を通じて約400万人の観光客が訪れる、日本有数の観光地となっています。
- ⇒ 観光産業については、近年、来訪者数が横ばい傾向にあるものの、余暇時間の増大や訪日外国人の増加を背景に成長が見込める分野であることから、農業、商業などと連携しつつ、地域の特性を最大限に活かし、観光地としての魅力を持続させる取り組みを進めていく必要があります。
- ⇒ また、就業人口についても現在は流出超過の状況にあることから、今後は近隣自治体との更なる連携の強化とともに、町内においても多様な就業の選択が確保されるよう、地域産業の振興・活性化を図る必要があります。

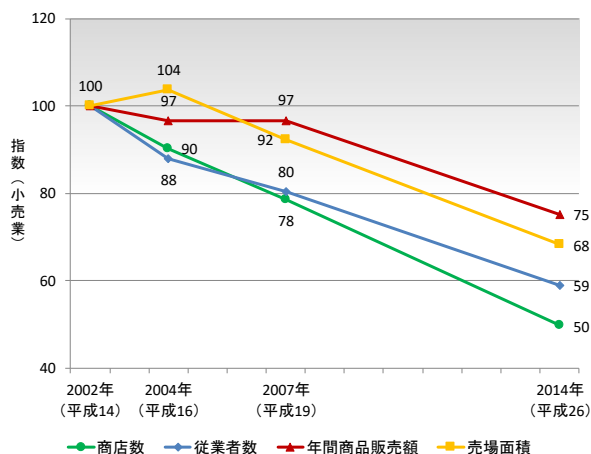
【図】 農業の推移



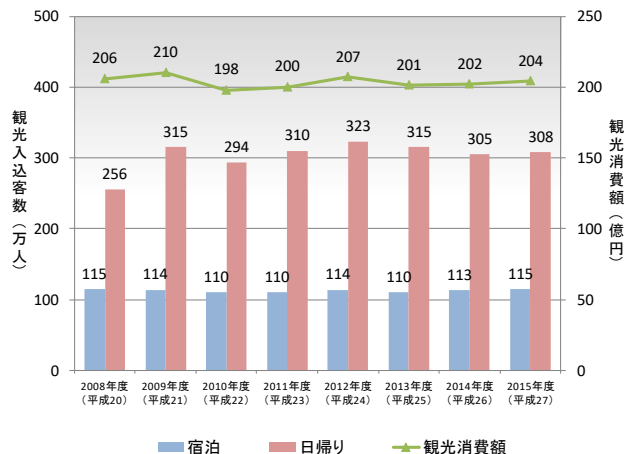
【図】 工業の推移



【図】 商業の推移



【図】 観光入込客数の推移



【表】 15 歳以上就業者の流出・流入状況 [2015 (平成 27) 年]

みなかみ町に常住する就業者(人)		みなかみ町で従業する者(人)		流入・流出差
町内で従業	6,990	町内に常住	6,990	
<b>町外で従業 (流出人口)</b>	<b>2,968</b>	<b>町外に常住 (流入人口)</b>	<b>2,222</b>	<b>-746</b>
総数	10,007	総数	9,261	

※総数は従業地不詳、外国を含む

資料：国勢調査

【表】 15 歳以上就業者の流出先・流入元ランキング [2015 (平成 27) 年]

みなかみ町に常住する就業者				みなかみ町で従業する者			
町外の従業先ランキング (流出先)		人	割合	町外の常住地ランキング (流入元)		人	割合
1位	沼田市	1,690	56.9%	1位	沼田市	1,528	68.8%
2位	前橋市	224	7.5%	2位	渋川市	146	6.6%
3位	渋川市	224	7.5%	3位	昭和村	87	3.9%
4位	昭和村	173	5.8%	4位	前橋市	86	3.9%
5位	高崎市	143	4.8%	5位	高崎市	65	2.9%
参考：流出人口 合計		2,968	100.0%	参考：流入人口 合計		2,222	100.0%

資料：国勢調査

## ● 分散して広がる市街地・集落地の利便の向上

○ 本町は、旧町村毎に中心的な市街地（集落地）が形成されており、都市としての機能が分散していること、また、集落が広い町域に点在していることから、地域間の連絡性や生活利便性にばらつきがみられます。

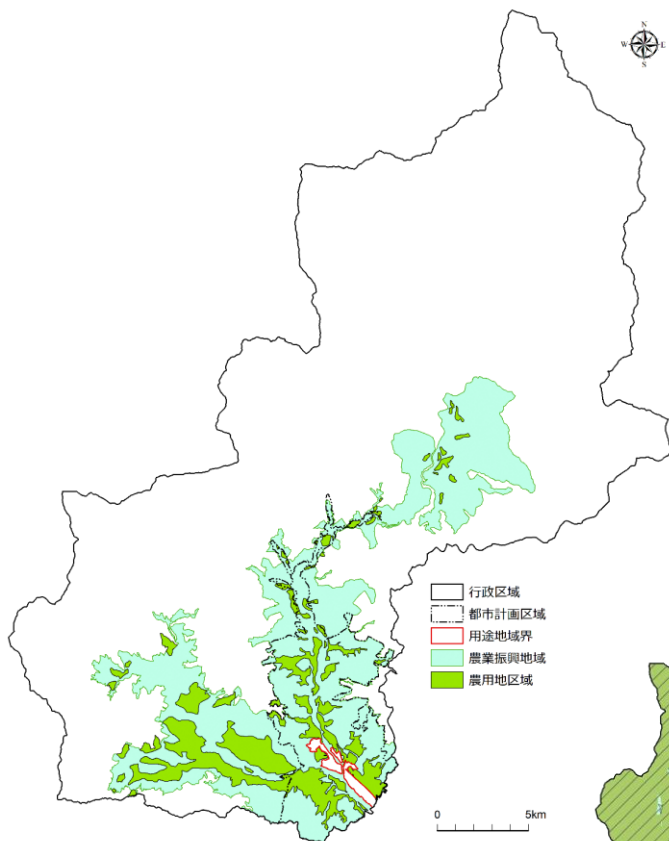
⇒ 町内の主要な市街地に都市としての諸機能を集積させるなど、拠点形成を進めるとともに、拠点と市街地、集落地の相互連携を強化するなど、市街地、集落地間の連絡性や利便性が確保された都市構造を構築していくことが求められます。

## 2. 土地利用に関する現況と課題

### ● 町域全体を対象とした適切な土地利用の誘導

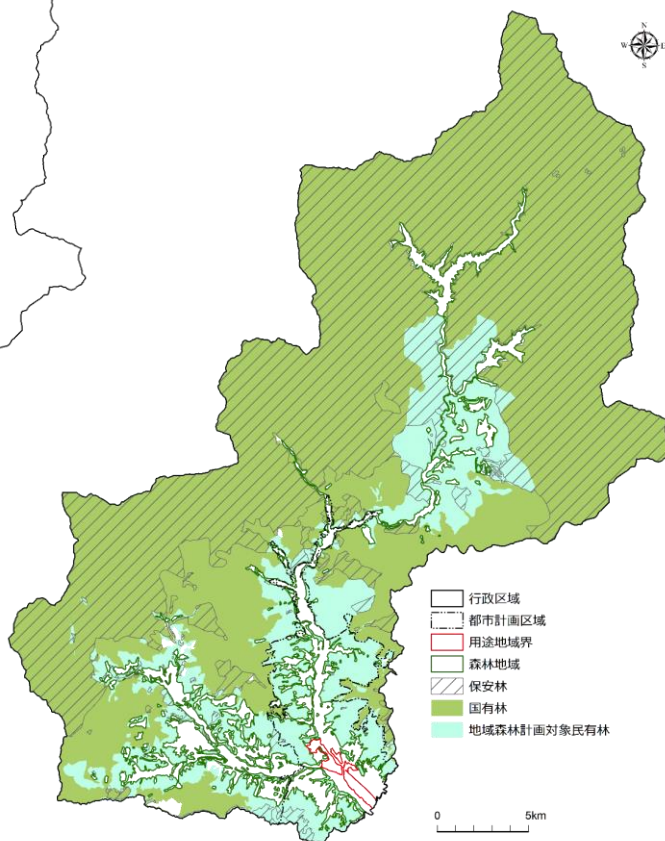
- 本町は、町域の多くが山間地や河川などの自然的土地利用で占められています。これら自然的土地利用のうち、保安林や国有林、国立公園の特別保護地区、特別地域などの区域では自然環境の保全が担保され、農地についても農業振興地域に指定され、農地保全が一定程度担保されています。また、市街地、集落地の一部は都市計画区域に指定され、居住環境の誘導、保全に一定の効果を発揮しています。
  - しかし、農業振興地域や都市計画区域であっても、土地利用の制限に緩やかな区域があること、さらには、これら区域に含まれない区域もあるなか、近年一部の地域では、メガソーラー施設の設置や土地の改変を伴う開発計画などの土地利用の転換がみられることから、これに伴う町の環境変化が懸念される状況にあります。
- ⇒ 町固有の環境を守る、秩序ある土地利用を誘導するため、都市計画をはじめ各種の土地利用制度の適用も視野に、全町的な視点から土地利用を計画的に誘導する取り組みを進めていく必要があります。

【図】 農業振興地域の状況



資料：国土交通省「国土数値地図」

【図】 森林地域の状況



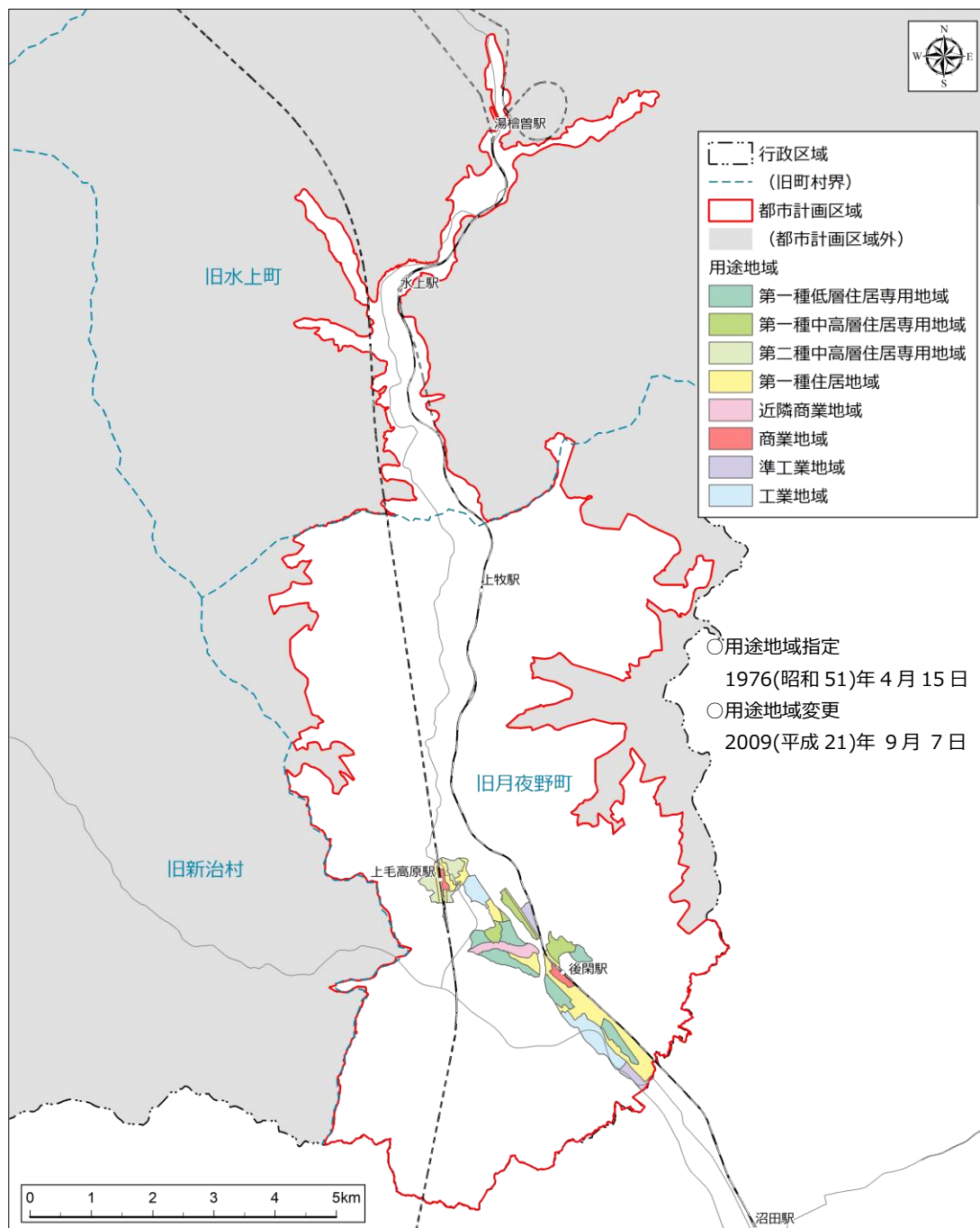
資料：国土交通省「国土数値地図」



## ● 都市計画制度を活用した適切な市街地環境の誘導

- 本町は、旧月夜野町の一部及び旧水上町の一部で「都市計画区域」が指定されていますが、旧新治村は全域が都市計画区域外となっています。
  - また、土地利用誘導の基本的な制度である「用途地域」は、旧月夜野町の一部で指定されるのみであり、旧水上町は都市計画区域全域が非線引きの白地地域となっています。
- ⇒ 都市計画区域内であっても土地利用制限は非常に緩やかな状況にあり、地域にふさわしい良好な市街地、集落地形成が必ずしも担保されていないことから、各地域における土地利用の方向性と連動した個別都市計画制度の適用について考え方を示すとともに、都市計画制度の適用を可能とする範囲の拡大についても併せて検討する必要があります。

【図】 都市計画区域及び用途地域の指定状況



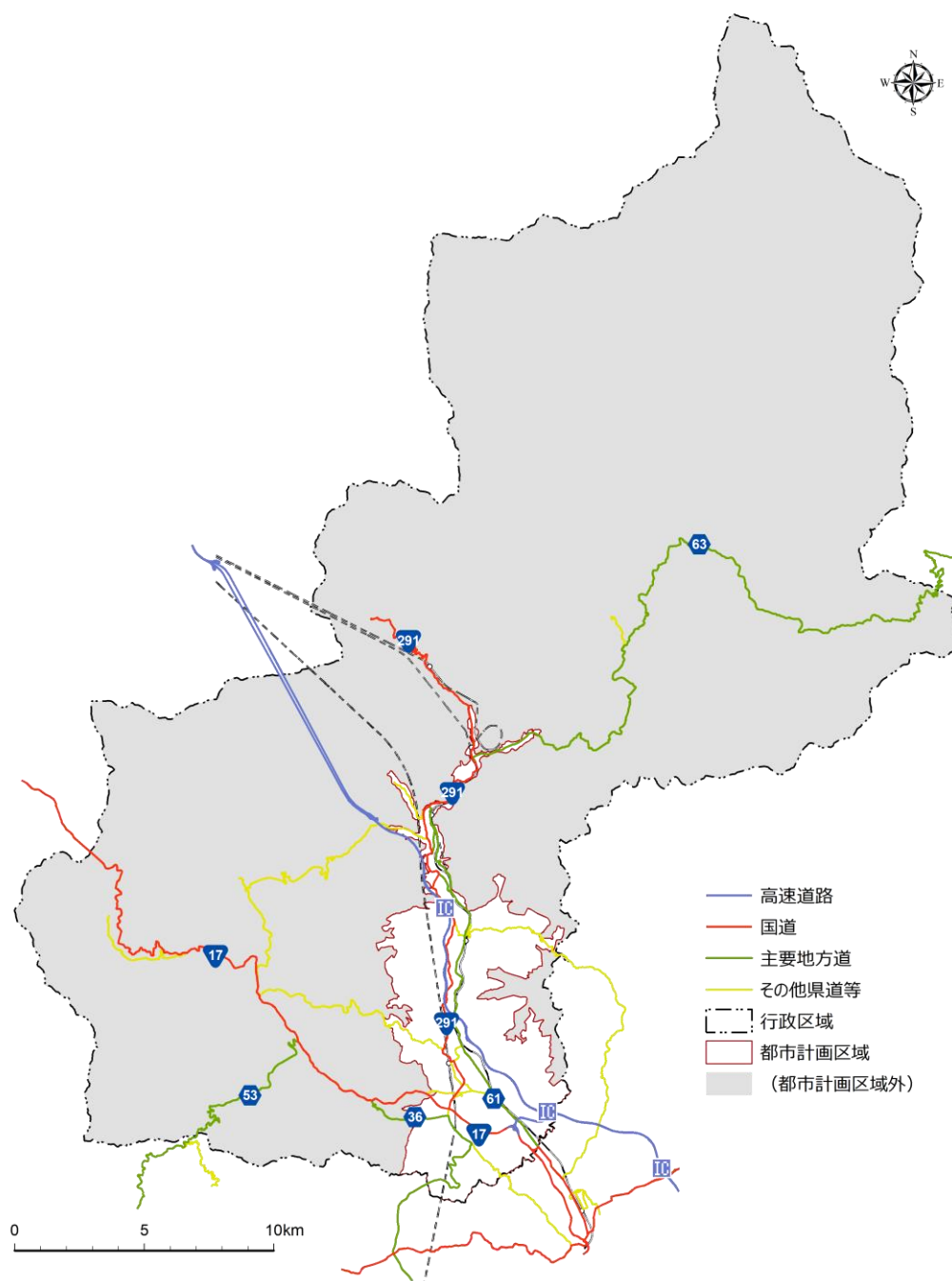
### 3. 都市施設の整備に関する現況と課題

#### ● 地域間の連携の強化

○ 地域間を結ぶ幹線道路として、月夜野地区から新治地区方面に一般国道17号、月夜野地区から水上地区方面に一般国道291号及び主要地方道沼田水上線、水上地区から新治地区方面に県道相俣湯原線などが主な道路として連絡しています。

⇒ いずれの幹線道路も国道もしくは県道となっていることから、地域間連携の機能維持と強化に向けて、国・県と連携しながら道路の改修、改良を進めていく必要があります。

【図】 主要幹線道路の状況

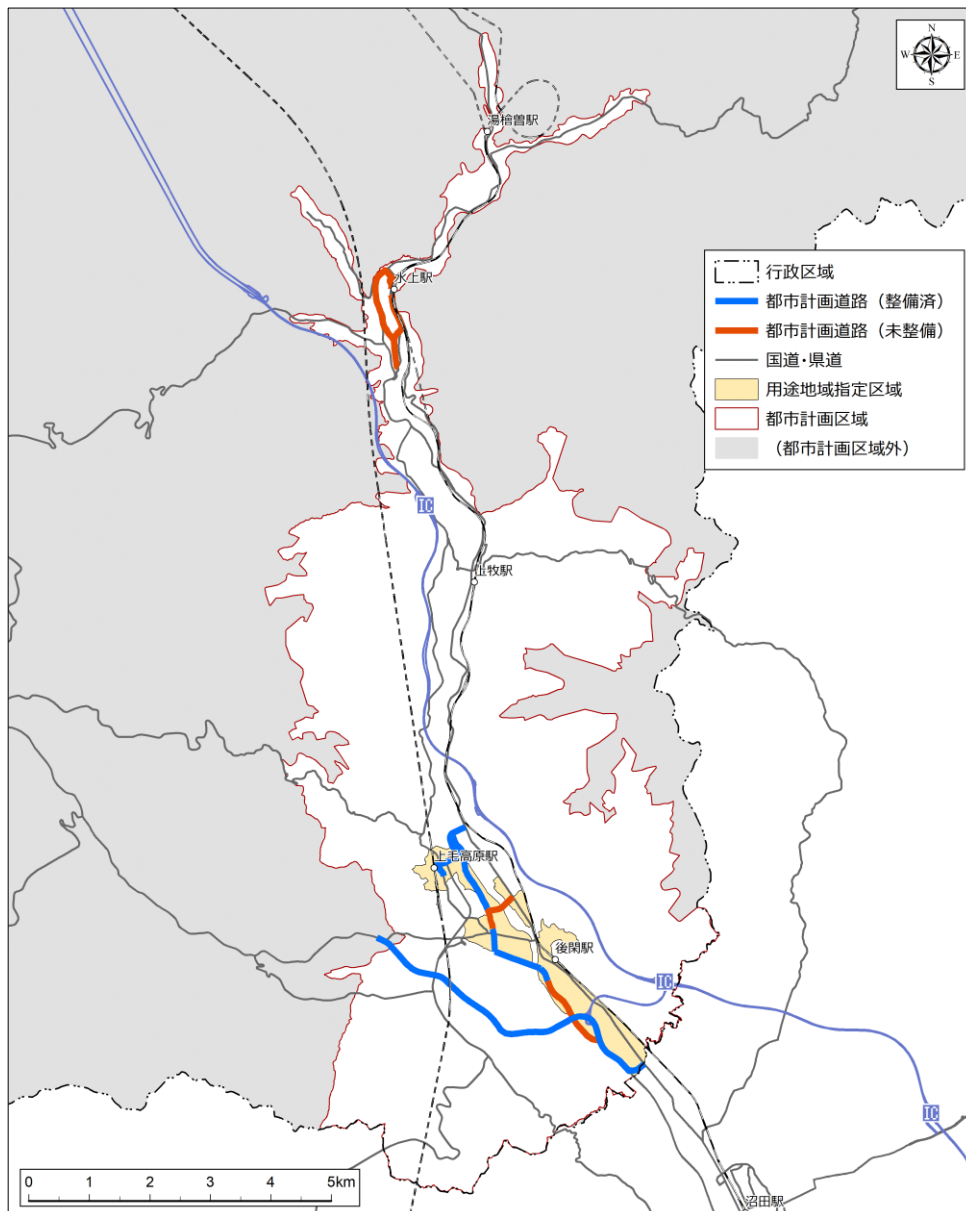


## ● 長期未着手のまま残されている都市計画道路の見直し

- 本町では、都市計画道路として9路線が計画決定され、月夜野地区が6路線、水上地区が3路線となっています。
- このうち、月夜野地区では6路線のうち1路線が事業に着手されていません。また、水上地区の3路線は、1954（昭和29）年に1路線、1958（昭和33）年に2路線が計画決定されて以降、未着手のままとなっています。

⇒ 計画決定以降、未着手となっている路線については、近隣に新たな道路が整備されるなど、昨今の社会情勢や現状の基盤状況等を鑑みると、都市計画道路としての整備の必要性が低下していること、また、水上地区の3路線においては計画路線の規格が現状と合致していないことなどを踏まえ、地域ごとの都市づくりの方針を勘案しつつ、都市計画道路の廃止も視野に計画路線の見直しを検討する必要があります。

【図】 都市計画道路の整備状況



## ● 公共交通機関におけるサービス水準の確保

○ 公共交通として、鉄道やバスのほか、コミュニティバスが運行されており、月夜野－水上、月夜野－新治の2軸を基本に、町民の日常の移動手段として利用されています。しかし、町の周辺部では人口が少ないこともあり、運行本数が少ない路線や区間も見られます。

⇒ 公共交通は、自家用車の運転が困難な高齢者や若年層の移動手段として欠かせないことから、多様な世代が暮らしやすい環境を整えていくため、公共交通サービス水準の維持・向上に向けた取り組みを、町域における拠点形成の考え方と連動しつつ、町民のニーズも念頭に進めていく必要があります。

【図】 公共交通の状況



## ● 安全な歩行者空間の確保

○ 市街地内や集落地内の比較的交通量が多い道路において、歩道や歩行者空間が適切に確保されていない路線、区間が多く、歩行者の安全性が必ずしも十分でない状況が見受けられます。また、区間によっては大型車の通行量が多い路線も見られます。

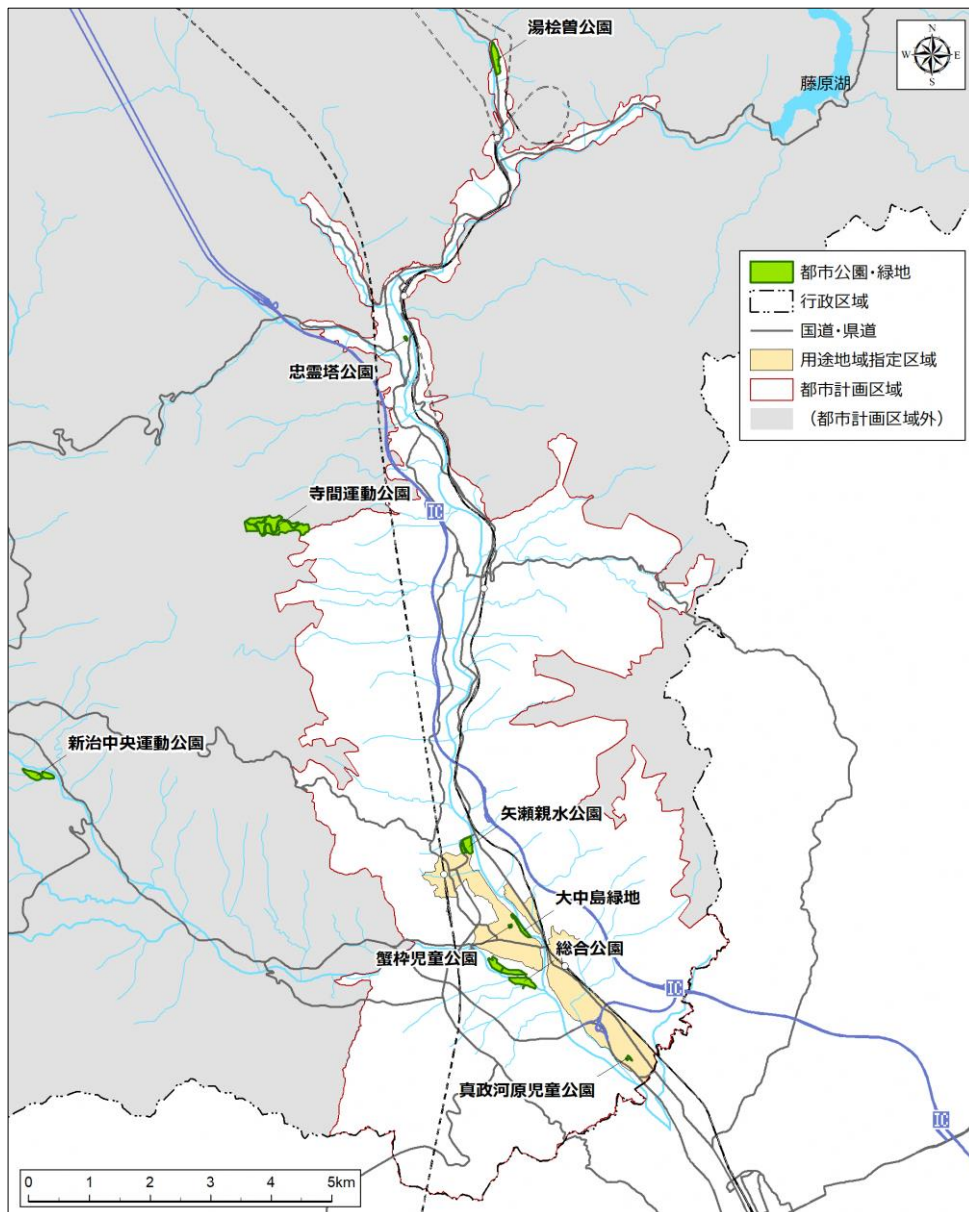
⇒ 市街地内、集落地内の主要な道路を対象とした歩行者空間の確保を、関係機関と協力しつつ進めていくことで、歩行者の安全性と利便性を高めていく必要があります。

## ● 市街地にゆとりをもたらすオープンスペースの確保

○ 本町では、都市公園は8箇所（特殊公園、総合公園、運動公園、地区公園、特定地区公園（カントリーパーク））が各1箇所、街区公園が3箇所、都市緑地は1箇所が整備済となっています。

⇒ 町域全体から見ると、身近な範囲に公園などがない市街地、集落地も多く存在することから、各々の市街地、集落地の状況を考慮しつつ、防災機能の向上の視点も含め、オープンスペースの確保に向けた取り組みを進める必要があります。

【図】 都市公園・緑地の整備状況

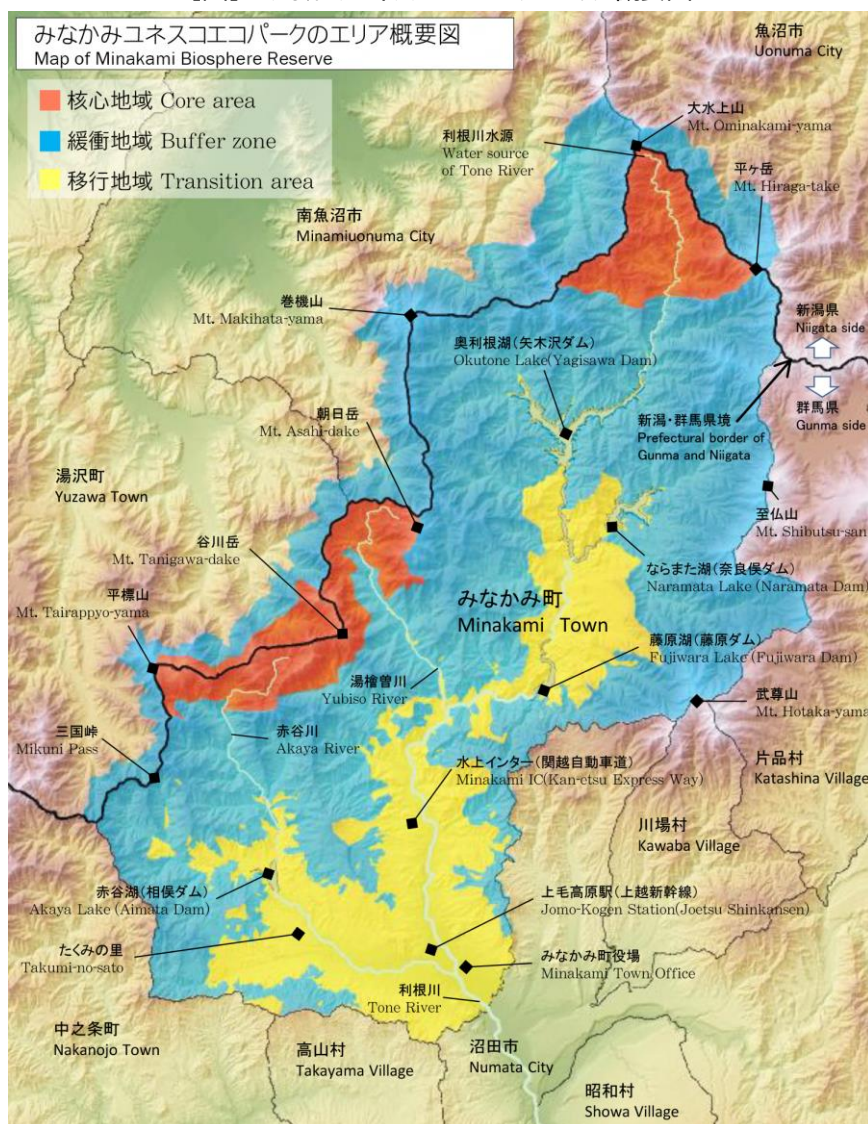


## 4. 都市環境・景観に関する現況と課題

### ● 豊かな自然環境の保全と活用

- 本町は、市街地や集落地が豊かな自然環境と隣り合わせになっていることに特徴があり、町民共有の大切な地域資源となっています。この豊かな自然環境は、多様な動植物の生息地であることは勿論のこと、首都圏の水源地として重要な役割を担っているとともに、町域の農林業を支える機能や、地域の観光・レクリエーションを支える機能など、多面的な機能を有しています。
  - 2017（平成29）年6月には、自然と人間社会の共生を目的に、本町全域及び隣接する新潟県の一部が「みなかみユネスコエコパーク」として登録されました。
- ⇒ ユネスコエコパークの登録を契機にこれまでの取り組みをさらに深化させ、本町の大切な資源である豊かな自然を守りつつ、上手につきあい・活かすための実効的な取り組みを積極的に進めていくことが求められます。

【図】 みなかみユネスコエコパークのエリア概要図



## ● みなかみの多彩な魅力を高める景観づくり

○ 本町は、山岳地から丘陵地に至る多様な地形条件のもと、都市基盤が整備された市街地、ふるさと感じさせる田園集落、戦国時代の城跡や街道の宿場町など、土地利用の歴史や経過を背景に多彩な景観で構成されており、これらが本町固有の景観を構成しています。

⇒ 多彩で魅力的な景観を将来にわたり維持するとともに、本町のさらなる景観イメージ向上に向けて、積極的かつ計画的に景観づくりに取り組んでいく必要があります。



利根川



旧須川宿（たくみの里）

## ● 環境に対する負荷の最小化

○ 地球環境問題が地球規模で深刻化するなか、資源循環型社会への取り組みに対する重要性が高まっています。

○ その一方で、広い町域を有する本町においては、移動に際する自家用車への依存度が高くなっています。

⇒ 本町においても、過度な自家用車の利用を抑制し、公共交通機関の利用を促進するなど、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みとともに、森林の保全や下水道の整備による公有水面の水質を保全するなど、環境に対する負荷を最小化する取り組みを推進する必要があります。

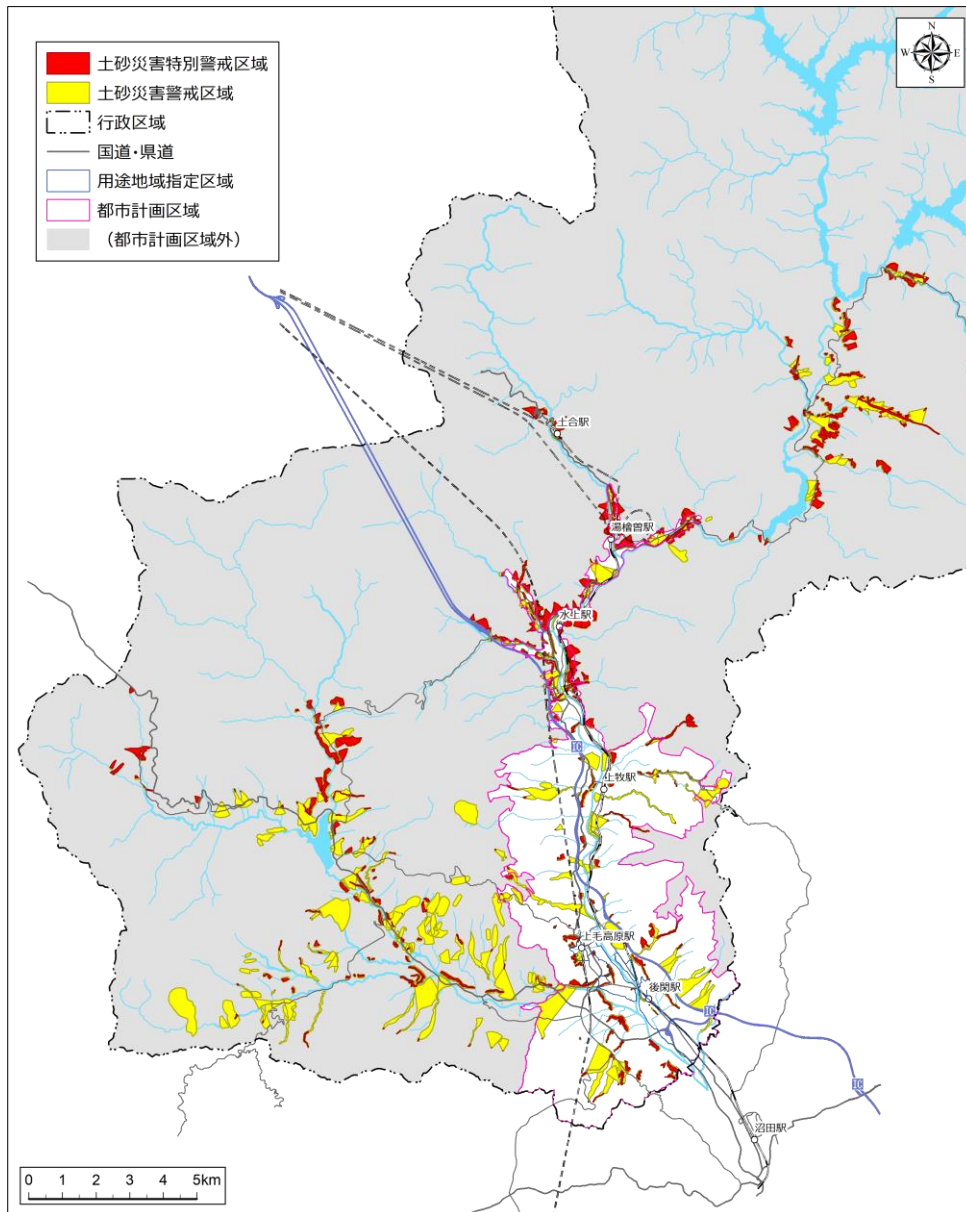
## 5. 防災に関する現況と課題

### ● 災害に強い都市づくりによる安全の確保

○ 昨今では、大規模災害が全国各地で発生するなか、各種自然災害に対する都市の安全性の確保に関心が高まっています。

⇒ 本町においても、地震災害や土砂災害、水害の発生が懸念されることを念頭に、避難路や避難地の確保と、機能の向上に取り組む必要があります。

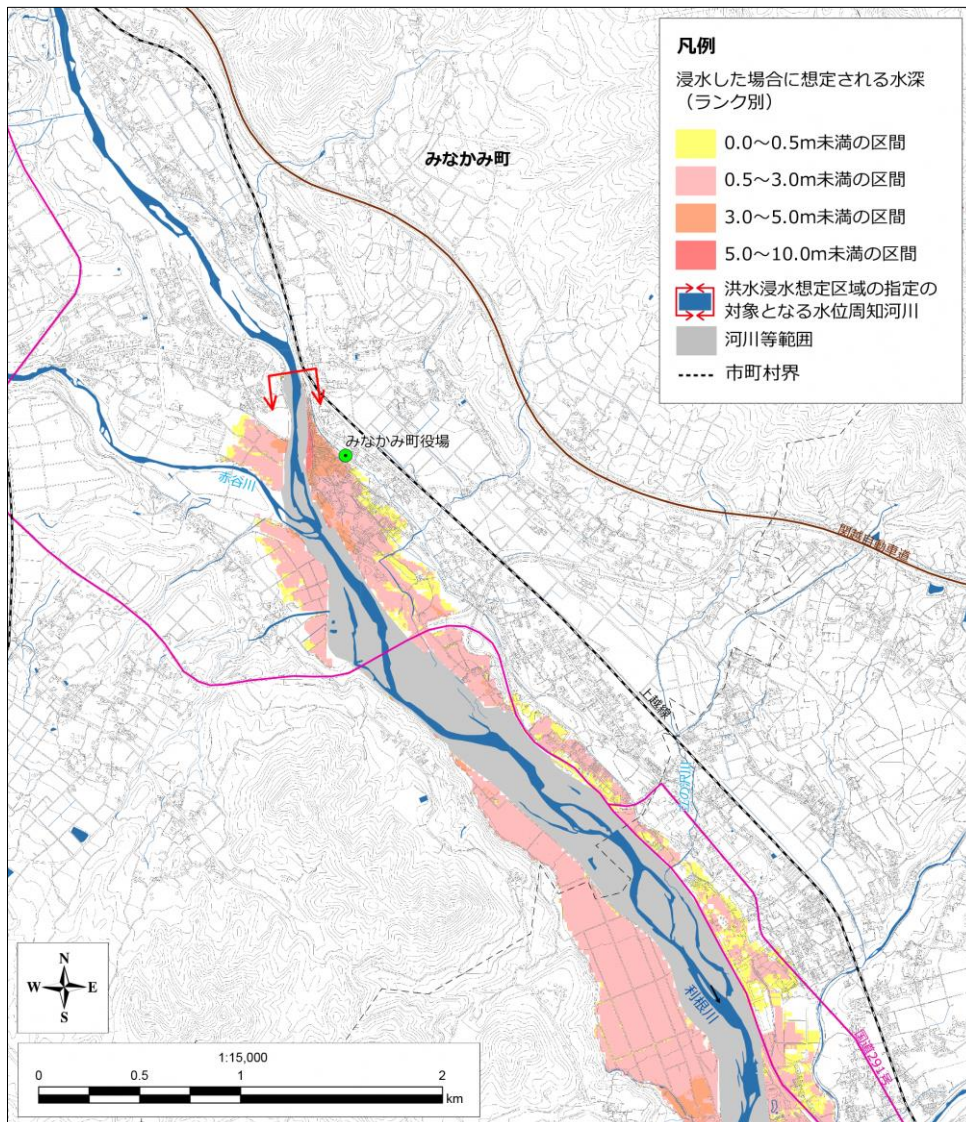
【図】土砂災害（特別）警戒区域の指定状況 [2017（平成 29）年]



資料：国土交通省「国土数値地図」



【図】 浸水想定区域（想定最大規模）の状況 [2017（平成 29）年]



資料：群馬県 県土整備部 河川課

### ● 冬期の降雪による影響の最小化

- 町域が谷川連峰に連なる山々に囲まれた山間地に位置しており、冬期を中心に山沿い（水上地区、新治地区）ではかなりの積雪に見舞われます。
- ⇒ 関係機関と連携し降雪量に応じた適切な除雪に対応できる体制を整えることで、適時、道路の通行性を確保していく必要があります。



### Ⅲ. 都市づくりの目標

# 1. 都市の将来像

2005（平成 17）年に 2 町 1 村が合併して誕生した本町は、利根川源流のまちとして、水と森を守り、先人から受け継いだ歴史と文化を継承するまちづくりを進めてきました。

本町の人口は、1955（昭和30）年をピークに減少傾向で推移しており、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年3月推計））では、今後も人口は減少し続け、2025（令和 7）年には15,583人、概ね20年後の2035（令和17）年には12,267人まで減少すると予測されています。

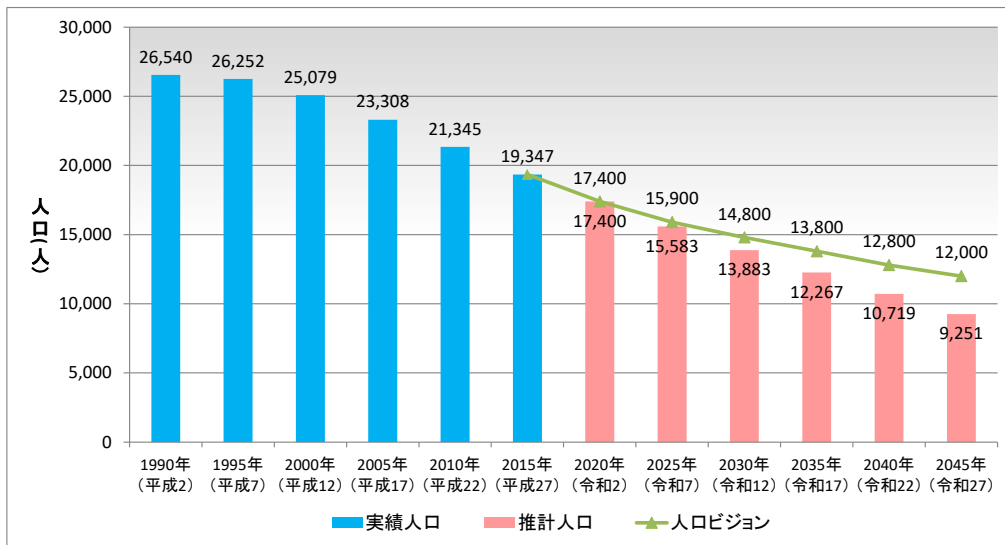
2015（平成 27）年 10 月には、「みなかみ町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、2020（令和 2）年 4 月改正の第 2 期計画では、2025（令和 7）年の目標人口を 15,900 人、概ね 20 年後となる 2035（令和 17）年の目標人口を 13,800 人に定め、人口減少の克服と地域活力の向上に取り組んでいます。

また、2017（平成 29）年 6 月には、本町全域、及び隣接する新潟県魚沼市、南魚沼市、湯沢町の一部が「みなかみユネスコエコパーク」に登録され、自然と人間が共生する持続可能なまちづくりを展開しているところです。

こうした中、2019（平成 31）年 2 月、新たに「第 2 次みなかみ町総合計画」が策定され、『豊かな自然環境や文化を未来につなぎ、人と自然が共生するまちづくり』『国内外から多くの人が訪れる、世界中から愛されるまちづくり』『郷土愛に満ちあふれた「人」を育むまちづくり』の 3 つの基本理念のもと、まちの将来像「水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ」の実現に向けて取り組むこととなりました。

年	第 2 期みなかみ町 まち・ひと・しごと創生総合戦略 目標人口（人口ビジョン）	国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口
2025（令和 7）年	15,900人	15,583人
2035（令和17）年	13,800人	12,267人

【図】みなかみ町の推計人口



資料：(実績) 総務省「国勢調査」、(推計) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成30年3月推計)」(人口ビジョン)「第2期みなかみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和2年4月)」

本計画では、これらの経緯を踏まえ「第2次みなかみ町総合計画」をはじめとする各種計画・取り組みとの連携のもと、恵まれた自然環境や豊富な歴史・文化、さらには多彩な観光資源を基軸に、「**定住人口の確保**」に繋がる市街地・集落地の環境改善と、町の地場産業でもある「**観光の活性化**」に着目し、新しい人の流れと雇用をつくる都市づくりの展開を目指し、「都市の将来像」を次のように掲げます。

### <都市の将来像>

## 暮らす喜び、訪れる楽しさを感じるまち みなかみ

～みなかみの自然と歴史・文化に心癒やされる都市づくり～

#### ● 「暮らす喜び」

- ・町の特性と調和した、町ならではの快適な生活環境を構築し、町民が永く安心して暮らせる環境を提供すること、また、町での生活に魅力を感じて移住してくる住民を増やすことで、「暮らす喜び」を感じる都市づくりを目指します。

#### ● 「訪れる楽しさ」

- ・町の特徴である恵まれた自然、歴史・文化、温泉などの観光資源の魅力が最大限に発揮される環境を提供することで、多様な交流が生まれる「訪れる楽しさ」を感じる都市づくりを目指します。

## 2. 都市づくりの基本目標

都市の将来像に示した『暮らす喜び、訪れる楽しさを感じるまち みなかみ ～みなかみの自然と歴史・文化に心癒やされる都市づくり～』の実現に向け、町の特性を踏まえた上で、4つの「都市づくりの基本目標」を柱に、都市づくりを展開していきます。

### <町の特性>

町には、谷川連峰の山々や利根川の源流域を育む森林など、雄大な自然空間が広がること、町内各所に点在する温泉やスキー場といった観光資源、社寺や城址、旧街道沿いの街並みといった歴史・文化資源が豊富なことから、関東でも有数の観光都市に位置づけられます。

また、町には上越新幹線や関越自動車道が整備され、駅、インターチェンジがともに設置されていることから、首都圏からのアクセスにも非常に恵まれています。このため、「余暇をアクティブに楽しみたい人や、のんびりと過ごしたい人」、「首都圏近くにあつて自然環境に包まれた居住を指向する人」など、様々な余暇ニーズや居住ニーズに対応できる環境を有しています。

しかし、町を取り巻く社会情勢をみると、人口減少が著しく高齢化も進んでいることや、町を支える産業も、内外を取り巻く経済環境の厳しさから、商業、農業では低迷が続いており、特に基幹産業である観光産業の伸び悩みは、町の活力低下にも繋がっています。



### <都市づくりの基本目標>

こうした町が置かれている状況を念頭に、将来を見据えた都市づくりを進めていくため、町が有する豊かな自然、歴史・文化や、温泉、スキー場などの観光資源と、これまでに形づくられてきた市街地・集落地の特性を活かしながら、都市としての価値や魅力を高めていく取り組みを通じて、町の持続的な発展を支えていくこととします。

このことから、町の持続的な発展を支えるキーワードを「**定住人口の確保**」、「**観光の活性化**」とした上で、以下の4つの視点を「**都市づくりの基本目標**」に、都市づくりを展開していきます。

- ◆基本目標1：市街地・集落地のまとまりを守り、良好な居住環境をつくる
- ◆基本目標2：観光・アクセス機能の強化と、観光地として魅力ある都市をつくる
- ◆基本目標3：谷川連峰や利根川源流域が形づくる雄大な自然環境と自然景観を守る
- ◆基本目標4：地域の産業を振興し、定住・移住にも繋がる多様な働く場のある都市をつくる

**基本目標 1**

**市街地・集落地のまとまりを守り、良好な居住環境をつくる**

町の市街地・集落地は、主に利根川、赤谷川、湯檜曾川、谷川沿いに細長く形成されていることに特徴があります。また、合併都市であるため、主要な市街地・集落地も、後閑・町組周辺、水上駅・水上温泉周辺、一般国道17号沿道の布施周辺の3ヶ所に分散しています。



将来にわたり、世代を問わず誰もが生活利便性を享受できる居住環境をつくるため、主要な市街地・集落地に日常生活を支える都市機能を一定程度集積させるとともに、これらの市街地・集落地にアクセスする道路や公共交通の利便性を確保することで、町全体として安心して暮らし続けることのできる環境をつくります。

市街地・集落地は、宿場町、温泉郷、農業集落、さらには開発地など、形成経過の違いからまちの風情も異なっており、これが各々の市街地・集落地の特徴を形づくっています。



市街地・集落地における居住環境の形成にあっては、市街地・集落地毎の特徴を踏まえた土地利用の適切な誘導や基盤の整備により、地域に暮らすことの魅力や心地よさを感じることのできる居住環境をつくります。

町域の大半が山間地であること、主だった市街地・集落地が河川沿いに広がることなどから、水害、土砂災害、雪崩災害の発生が懸念されます。



市街地・集落地や道路沿いに広がる斜面の安全性強化、河川護岸の整備とあわせ、災害危険性が高い区域への居住の抑制などにより、安全で安心できる居住環境をつくります。

**基本目標 2****観光・アクセス機能の強化と、観光地として魅力ある都市をつくる**

町には、みなかみ18湯に代表される多くの温泉地や温泉郷があるほか、登山、トレッキング、スキー、釣り、ラフティングなど自然を楽しむ観光、観光農園などの体験型観光、旧跡を廻る観光など、多彩な観光を楽しめることから、年間を通じて約400万人の観光客が訪れています。



観光は町の基幹産業であり、来訪者の増加は町の活力向上に直結することを踏まえ、都市づくりにあたっては、観光の玄関口となる上毛高原駅や月夜野インターチェンジ、水上インターチェンジ周辺における観光機能の強化や、町内各所にある観光資源へのアクセスの強化など、来訪者の目線に立った都市をつくります。

また、周辺の豊かな自然環境と調和した温泉地や温泉郷、地域の歴史・文化を継承する集落地の街並みなどは、観光に必要な空間づくりに大きく関わることから、こうした地域ごとの特色を活かした景観形成や土地利用の誘導を進めることにより、来訪者を引きつける魅力ある都市をつくります。

**基本目標 3****谷川連峰や利根川源流域が形づくる  
雄大な自然環境と自然景観を守る**

谷川連峰に連なる山々と利根川をはじめとする河川が織りなす広大な自然空間は、日本を代表する自然空間であり、これらを含め町域の9割が森林で占められていることから、四季折々の美しい景観を含め、これら山間地の土地利用が町の都市づくりにも大きく関わっていることが特徴です。



山間地では民有地（民有林）を中心に開発や土地の改変の懸念が潜在的にあり、特に市街地や集落地に近接する森林で、開発や土地の改変への懸念がより高まることから、山間地と市街地や集落地を一体の空間と捉え、森林利用を適切に誘導することにより、自然空間としての保全と地域景観の保全が図られた、自然と調和した環境をつくります。



**基本目標 4****地域の産業を振興し、定住・移住にも繋がる  
多様な働く場のある都市をつくる**

町は、基幹産業としての観光のほか、農業、商業、工業などの各種の産業活動により地域経済が支えられています。このなか、工業は近年の企業誘致などを背景に成長基調にありますが、農業では農家数や就業者の減少に伴う生産力の低下、商業では個店や売場面積の減少に伴う販売額の低下などが見られ、いずれも厳しい環境に置かれています。



観光を含めた産業の振興は、町の持続的な発展を支える上で重要な役割を担うとともに、町民の生活を支える働きを提供する役割を担うことから、企業誘致のさらなる取り組みや、農業の6次産業化など生産物の付加価値を高める取り組みにより、定住や移住の促進にも繋がる、多様な働きのある都市をつくります。

## 3. 将来都市構造

### (1) 将来都市構造の考え方

将来都市構造は、「都市の将来像」や「都市の基本目標」を実現するための将来的な都市の骨格構造を示すものです。

将来の都市構造を示すにあたっては、以下の考え方に基づいて「**拠点（点）**」「**交流軸（線）**」「**土地利用ゾーン（面）**」の3つ観点から、以下の考え方に基づいて都市の骨格構造を示すものとします。

#### 1) 拠点（点）

既存の土地利用構成や都市機能の集積状況、地域の資源などを活かしつつ、町全体または地域の中心として必要となる都市機能を集積・配置する機能として、「**拠点**」を設定します。

##### 【中心拠点】

○町を代表する市街地として、町民の生活を支える主たる都市機能が集積し、かつ、町域のいづれからもアクセスしやすい市街地を、「**中心拠点**」に位置づけます。

##### 【地域拠点】

○地域を代表する市街地・集落地として、町民の身近な日常生活を支える都市機能が一定程度集積し、地域内のいづれからも比較的アクセスしやすい市街地・集落地を、「**地域拠点**」に位置づけます。

##### 【観光拠点／観光スポット】

○来訪者を迎える代表的な市街地・集落地として、来訪者のアクセスや余暇活動を豊かにする機能を有し、かつ各種の情報収集などが可能な市街地・集落地を、「**観光拠点**」に位置づけます。

また、町の主要な観光・レクリエーション施設などを、「**観光スポット**」に位置づけます。

##### 【産業拠点】

○町民の「働く場」として、また町の経済を支える基盤として、産業が集積する市街地を、「**産業拠点**」に位置づけます。

## 2) 交流軸（線）

広域都市圏、町内外、町内の各拠点を相互に連絡し、町民の生活や経済活動、来訪者の円滑な余暇活動を支える機能として、「**交流軸**」を設定します。

### 【広域交流軸】

○町と広域都市圏を結ぶ道路・鉄道を位置づけます。

### 【地域内交流軸】

○町内外及び町内の各拠点を結ぶ道路・鉄道を位置づけます。

### 【観光交流軸】

○来訪者の余暇活動を支える道路・鉄道を位置づけます。

## 3) 土地利用ゾーン（面）

町域の地域特性を念頭に、自然環境の保全や市街地・集落地形成の考え方など、一定のまとまりある土地利用の方向性を示すものとして、「**土地利用ゾーン**」を設定します。

### 【市街地ゾーン】

○用途地域内にあつて、町民の生活を支える商業機能や業務機能、公共公益機能が立地し、かつ、住宅などが一定程度集積している市街地・集落地で、市街地環境の維持・向上を図る範囲を、「**市街地ゾーン**」に位置づけます。

○用途地域内にあつて、町民の生活の場として、主に住宅市街地が形成されている市街地で、居住環境の維持、向上を図る範囲を、「**市街地ゾーン**」に位置づけます。

○用途地域内にあつて、産業立地の利便確保や産業施設の立地集積を図る範囲を、「**市街地ゾーン**」に位置づけます。

### 【準市街地ゾーン】

○用途地域外にあつて、住宅地や商業地、工業地としての土地利用が進んでいる、もしくは進みつつあり、将来的に土地利用の計画的な誘導が求められる範囲を、「**準市街地ゾーン**」に位置づけます。

### 【田園集落ゾーン】

○農地などを主たる土地利用に集落が広がる場所において、農業環境を保全しつつ集落環境の維持、改善を併せて図る範囲を、「**田園集落ゾーン**」に位置づけます。

### 【自然環境保全ゾーン】

○森林や河川、水面で、将来にわたり自然空間として保全を図る範囲を、「**自然環境保全ゾーン**」に位置づけます。

## (2) 将来都市構造の設定

### 1) 拠点 (点)

#### 【中心拠点】

○中心拠点では、商業・業務機能のほか、文化・行政サービス機能や医療・福祉サービス機能など、町民の生活を支える主たる都市機能が集積し、かつ町全域へのアクセス性を備えた拠点形成を目指します。

・後閑・町組周辺

#### 【地域拠点】

○地域拠点では、日常的な暮らしに必要な商業機能や文化・行政サービス機能など、地域の生活を支える都市機能が集積し、かつ地域内でのアクセス性を備えた拠点形成を目指します。

・水上駅・水上温泉周辺

・布施周辺

#### 【観光拠点】

○観光拠点では、来訪者への観光インフォメーション機能や地場製品の販売施設など、来訪者の余暇活動を支える機能を有し、かつ周辺観光地へのアクセス性を備えた拠点形成を目指します。

・上毛高原駅・矢瀬親水公園周辺

・水上駅・水上温泉周辺

・上牧駅・上牧温泉周辺

・谷川温泉周辺

・名胡桃城址周辺

・赤谷湖・猿ヶ京温泉周辺

・たくみの里周辺

・湯宿温泉周辺

#### ※観光スポット

○観光スポットでは、来訪者の目的に応じた余暇活動を通じて快適に過ごせる場として、観光基盤の整備、更新や景観保全を進めていくとともに、アクセス機能の強化を図ることにより、良好な観光環境の形成を目指します。

・温泉郷、温泉地周辺 (18 湯)

・スキー場周辺 (8 ヶ所)

・名胡桃城址周辺

・矢瀬親水公園周辺

・たくみの里周辺

・谷川岳周辺

## 【産業拠点】

○産業拠点では、町の経済を支え、かつ働く場として、現在の産業機能（製造業、物流業務機能など）を維持するとともに、新たな企業の誘致や既存工場の拡充を目指します。

- ・ 矢瀬蟹杵工業団地
- ・ 月夜野インターチェンジ周辺
- ・ 栃原農工団地周辺
- ・ 須川平農工団地周辺

## 2) 軸（線）

### 【広域交流軸】

○広域交流軸では、首都圏など県境を越えた広域都市間を連絡し、広範な人の移動や物流の移動を支える軸の構築を目指します。

- ・ JR上越新幹線
- ・ 一般国道17号
- ・ 関越自動車道

### 【地域内交流軸】

○地域内交流軸では、町内外や町内の拠点間を連絡し、町民の通勤や買物など、日常の暮らしに関わる様々な移動を支える軸の構築を目指します。

- ・ JR上越線
- ・ 一般国道291号
- ・ 主要地方道中之条湯河原線
- ・ 主要地方道洪川下新田線
- ・ 一般県道小日向沼田線
- ・ 一般県道道木佐山沼田線
- ・ 一般県道月夜野下牧線
- ・ 一般県道後閑羽場線
- ・ 一般県道宝川久保線
- ・ 3・5・5 悪戸矢瀬線
- ・ 主要地方道沼田水上線
- ・ 主要地方道水上片品線
- ・ 一般県道水上停車場谷川線
- ・ 一般県道法師吹路線
- ・ 一般県道相俣湯原線
- ・ 一般県道月夜野猿ヶ京温泉線
- ・ 一般県道石倉上牧線
- ・ 3・4・4 真政悪戸線

## 【観光交流軸】

○観光交流軸では、観光拠点や観光施設などを連絡し、来訪者の移動の快適性を確保するとともに、町固有の風景を感じることでできる軸の構築を目指します。

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ・ JR上越新幹線    | ・ JR上越線         |
| ・ 関越自動車道     | ・ 一般国道17号       |
| ・ 一般国道291号   | ・ 主要地方道沼田水上線    |
| ・ 主要地方道水上片品線 | ・ 一般県道相俣湯原線     |
| ・ 一般県道月夜野下牧線 | ・ 一般県道月夜野猿ヶ京温泉線 |
| ・ 一般県道後閑羽場線  | ・ 利根沼田望郷ライン     |

※観光交流軸の一部は、広域交流軸、地域内交流軸と重複しています。

## 3) 土地利用ゾーン（面）

### 【市街地ゾーン】

○市街地ゾーンでは、町民の快適な暮らしを支える居住空間として、また、事業者による経済活動や町の産業機能を支える空間として、都市基盤の整備や更新を進めていくことにより、良好な市街地環境の形成を目指します。

- |        |
|--------|
| ・ 用途地域 |
|--------|

### 【準市街地ゾーン】

○準市街地ゾーンでは、町民の快適な暮らしを支える居住空間として、また、事業者による経済活動や町の産業機能を支える空間として、適切な土地利用の誘導と都市基盤の整備や更新を進めていくことにより、良好な市街地環境の創出を目指します。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ・ 水上駅・水上温泉周辺 | ・ 上牧駅・上牧温泉周辺 |
| ・ 下牧周辺       | ・ 栃原農工団地周辺   |
| ・ 須川平農工団地周辺  |              |

### 【田園集落ゾーン】

○田園集落ゾーンでは、農産物の生産の場として、また、農業従事者などの生活の場として、農業生産環境の維持、改善とともに、居住地としての基盤を維持していくことにより、良好な田園集落環境の形成を目指します。

- |                |
|----------------|
| ・ 農地、集落地が広がる範囲 |
|----------------|

## 【自然環境保全ゾーン】

○自然環境保全ゾーンでは、森林や河川、水面とその周囲で構成する自然空間において、景観保全を含めた環境保全の取り組みにより、良好な自然環境の形成を目指します。

・ 森林区域周辺

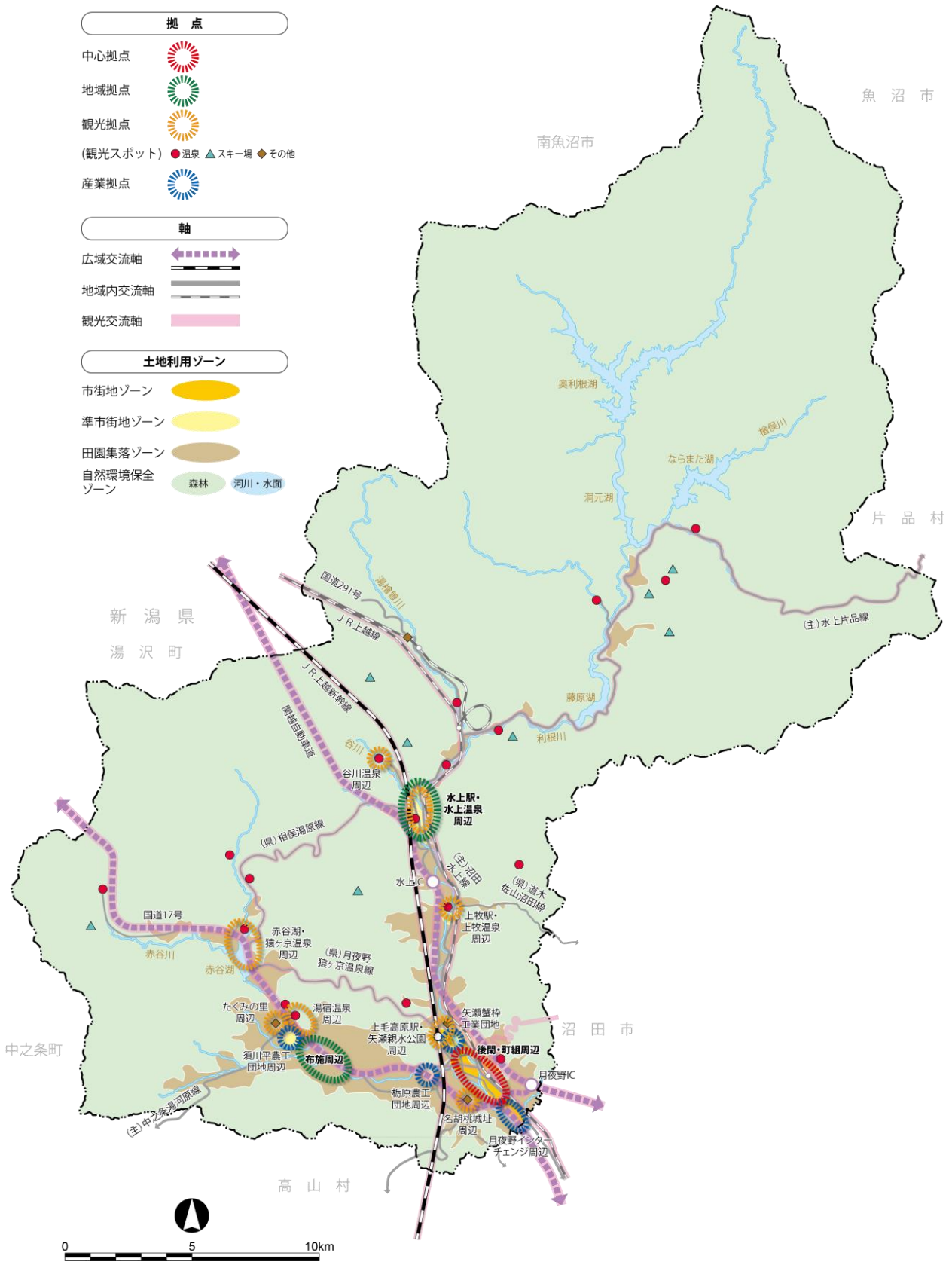
・ 河川、水面周辺

※参考 第2次総合計画「土地利用の基本方針」との対応について

○ 第2次総合計画における「土地利用の基本方針」と本計画の土地利用ゾーンの対応関係は、以下のようになります。

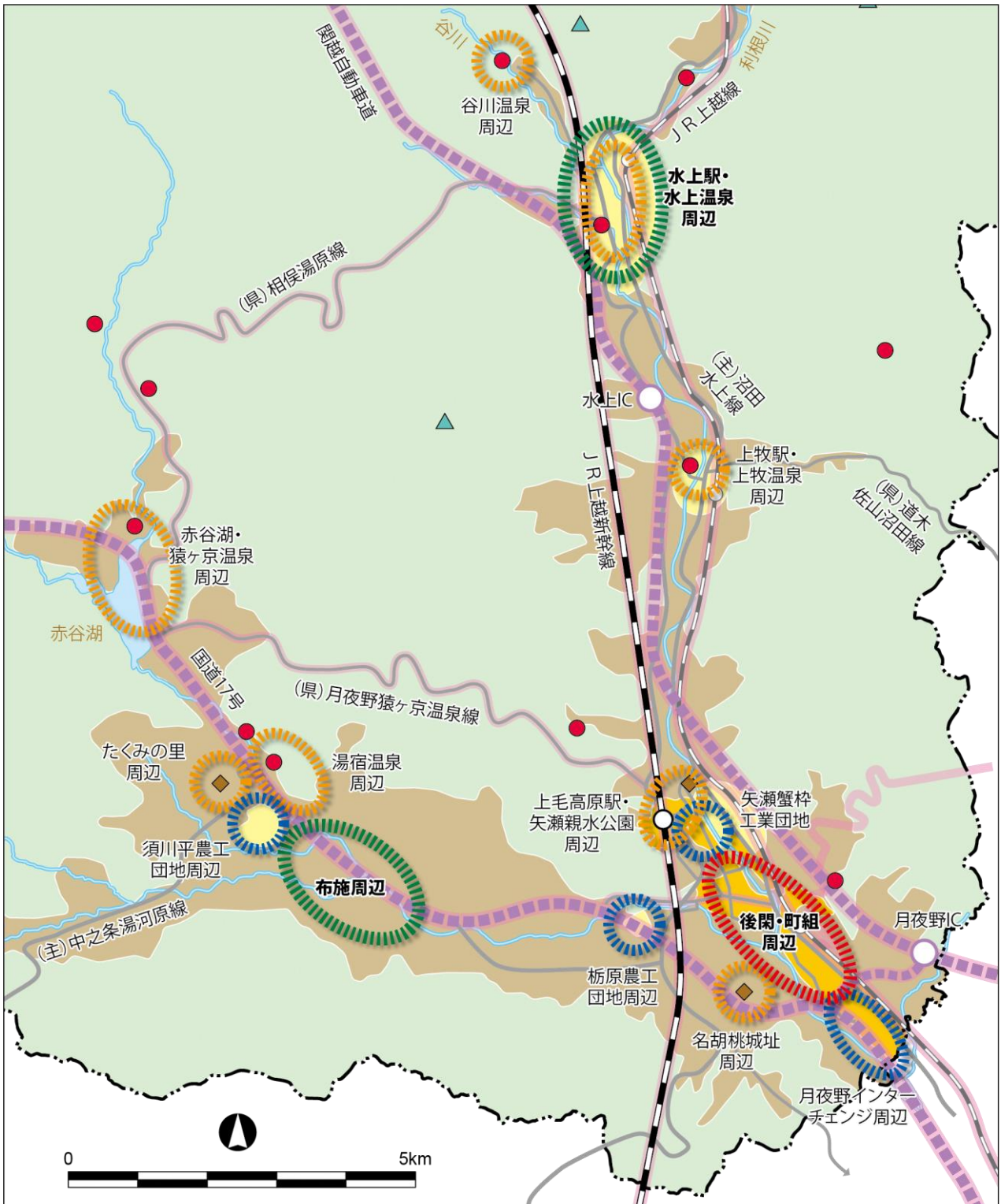
第2次総合計画 土地利用の基本方針 ＜土地利用区分＞		都市計画マスタープラン ＜土地利用ゾーン＞
核心地域		自然環境保全ゾーン
緩衝地域		
移行地域	森林地域	田園集落ゾーン
	農業地域	
	都市的地域	市街地ゾーン 準市街地ゾーン

【図】 将来都市構造





【図】 将来都市構造（市街地周辺拡大図）



<拠点>		<軸>		<土地利用ゾーン>	
中心拠点		広域交流軸		市街地ゾーン	
地域拠点		地域内交流軸		準市街地ゾーン	
観光拠点		観光交流軸		田園集落ゾーン	
(観光スポット)	● 温泉 ▲ スキー場			自然環境保全ゾーン	
産業拠点	◆ その他			森林	
				河川・水面	



## **IV. 全体構想**

# 1. 土地利用に関する方針

## (1) 土地利用の基本方針

4つの「都市づくりの基本目標」の実現に資する土地利用の基本方針を、以下のとおり掲げます。

### ①市街地・集落地のまとまりを守り、良好な居住環境をつくる（市街地・集落地）

○ 本町の市街地・集落地は、周囲の豊かな自然環境と調和した低層・低密度のゆとりある居住環境が特徴となっています。

このような居住環境が将来にわたり守られること、また、今後の人口減少や高齢化を背景に、まとまりを持った市街地や集落地の形成を促していくことを方針に、市街地・集落地における土地利用の形成、誘導を進めます。

### ②観光・アクセス機能の強化と、観光地として魅力ある都市をつくる（観光地）

○ 町内各所に点在する数多くの観光拠点・観光地は、本町の雄大な自然や歴史と密接に関わりつつ、各々固有の魅力ある空間を創り出しています。

これら観光拠点や観光地では、観光機能を最大限に発揮させつつ、自然や歴史・文化と調和した環境形成を促していくことを方針に、観光拠点・観光地における土地利用の形成、誘導を進めます。

### ③谷川連峰や利根川源流域が形づくる、雄大な自然環境と自然景観を守る（自然地）

○ 本町が有する自然は、「ユネスコエコパーク」に認定されるなど、全国的にも有数の自然空間が構成されていること、また、首都圏の水源地としての機能や山岳観光地としての役割など、多彩な顔を持った空間となっています。

この貴重な自然環境・自然景観を次代に継承していくことを方針に、自然地における土地利用の保全・誘導を進めます。

### ④地域の産業を振興し、定住・移住にも繋がる多様な働く場のある都市をつくる（産業地）

○ 地域産業の振興は、町の持続性ある発展を支える上で、また、町民の生活を支える就業の場を確保する側面からも、町にとって欠かすことのできないものです。

本町を支える産業機能が、町内の適切な場所に適切な規模で、周辺環境と調和しつつ活動できる環境を整えていくことを方針に、産業地における土地利用の確保・誘導を進めます。

## (2) 土地利用区分別の方針

---

「(1) 土地利用の基本方針」と将来都市構造で示した4つの土地利用ゾーンを踏まえ、各ゾーンにおける具体の土地利用方針を利用区分別に示します。

### 1) 市街地ゾーン（用途地域内）

#### ①商業地

##### <後閑駅周辺>

- 後閑駅周辺の商業地は、役場本庁舎、公民館などの文化・行政サービス施設や各種商業・業務施設が集積する本町の「**中心拠点（後閑・町組周辺）**」として、後閑駅前広場の整備・改良による交通結節機能の強化や市街地のバリアフリー化などの環境改善により、誰もが快適に利用でき、かつアクセス性に優れた商業・業務地の形成を図ります。

##### <一般県道後閑羽場線沿道（町組）>

- 一般県道後閑羽場線沿道の商業地は、商業・業務施設のほか、医療・福祉施設など生活サービス施設が集積する本町の「**中心拠点（後閑・町組周辺）**」として、また、生活に身近な商業地として、歩行空間の確保や安全性の向上を図るとともに、街並み整備により、地域の特徴を活かした魅力ある商業・業務地の形成を図ります。

##### <上毛高原駅周辺>

- 上毛高原駅周辺の商業地は、本町における観光の玄関口として、観光案内機能の充実や外国人を含め来訪者にわかりやすい案内・サイン類の整備、さらには、矢瀬遺跡（道の駅月夜野矢瀬親水公園）や月夜野郷土歴史資料館、農産物加工販売所との連携機能を高めることで、本町の「**観光拠点（上毛高原駅・矢瀬親水公園周辺）**」にふさわしい環境整備を図ります。

#### ②工業地

##### <矢瀬蟹杵工業団地、月夜野インターチェンジ周辺>

- 矢瀬蟹杵工業団地及び月夜野インターチェンジ周辺の工業地（政所・真庭周辺）は、本町の「**産業拠点（矢瀬蟹杵工業団地、月夜野インターチェンジ周辺）**」として、基幹路線である都市計画道路真政悪戸線の整備と併せ、既存工場の拡充やさらなる企業誘致を図るとともに、特別用途地区や地区計画制度を活用し、産業地としての機能強化や周辺市街地との調和に配慮した土地利用の誘導を検討します。

##### <主要地方道沼田水上線沿道>

- 主要地方道沼田水上線沿いの工業地は、工業地としての機能を維持しつつ、周囲の住宅地や農地との共存を見据え、必要に応じて特別用途地区や地区計画制度を活用しつつ、市街地環境の維持に向けた土地利用の誘導を検討します。

### ③住宅地

#### <専用住宅地（第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域）>

- 専用住宅地では、引き続きゆとりある低層・低密度の住宅地環境を維持します。  
なお、都市計画道路の沿道では、住宅地としての環境を維持しつつ、地域の利便を支える土地利用を促すため、必要に応じて用途地域の変更を検討します。

#### <その他の住宅地（第一種住居地域）>

- その他の住宅地では、引き続き住宅地としての良好な環境の維持を基本に土地利用の誘導を図ります。  
なお、幹線道路の沿道については、一定程度の商業施設や生活サービス施設の立地を許容することで、住宅地の生活利便性を確保します。

#### <上毛高原駅周辺の住宅地>

- 上毛高原駅周辺の住宅地では、新幹線駅に近接する交通利便性を活かし、用途地域の変更も視野に入れた、魅力ある良好な市街地環境の創出を図ります。

## 2) 準市街地ゾーン（用途地域外）

### ①商業地

#### <水上駅・水上温泉周辺>

- 水上駅・水上温泉周辺では、空き家・空き地の有効活用や、「水上駅周辺地区まちなみ協定」及び「湯原温泉地区まちなみ協定」に基づくまちなみ修景整備により、温泉街のリノベーションを進めることで、「**観光拠点（水上駅・水上温泉周辺）**」にふさわしい魅力ある観光・商業地の再生を図ります。  
また、「**地域拠点（水上駅・水上温泉周辺）**」として、地域住民の日常生活を支える利便性の高い商業・業務地の形成を図ります。

#### <上牧駅・上牧温泉周辺>

- 上牧駅・上牧温泉周辺では、温泉や温泉病院を核とする温泉保養地として、歩行空間の確保や安全性の向上、また「奥利根ゆけむり街道」沿道としての一体的な街並み整備により、まちなかでの回遊性やエリア内外に立地する観光施設へのアクセス機能を高めることで、「**観光拠点（上牧駅・上牧温泉周辺）**」にふさわしい市街地の形成を図ります。

#### <共通>

- 水上駅・水上温泉周辺及び上牧駅・上牧温泉周辺では、地域産業の活性化や住民の生活利便性の向上、無秩序な土地開発の抑制など、地域ごとの特性や目指すべきまちの方向性に応じた土地利用の整序・誘導を図る観点から、用途地域や特定用途制限地域など都市計画制度の適用について検討します。

## ②工業地

### <栃原農工団地周辺>

- 栃原農工団地周辺の主に工業系施設が立地する地域では、周辺の農地や住宅などへの環境や景観に十分配慮しつつ、本町の「**産業拠点（栃原農工団地周辺）**」として、都市基盤の改善とともに、既存工場の拡充や新たな企業の誘致、農業の6次産業化の支援を進めます。

また、周辺の農地及び集落地との共存や生産環境の維持・向上の観点から、必要に応じて地区計画や用途地域、特定用途制限地域など都市計画制度の適用について検討します。

### <須川平農工団地周辺>

- 須川平農工団地周辺の主に工業系施設が立地する地域は、新治地区における「**産業拠点（須川平農工団地周辺）**」として、周辺の農地や住宅などへの環境や景観に十分配慮しつつ、工業地としての都市基盤の改善とともに、既存工場の拡充や新たな企業の誘致、農業の6次産業化の支援を進めます。

なお、須川平農工団地は都市計画区域外に位置することから、周辺の農地及び集落地との共存や生産環境の維持・向上を見据え、周辺地を含めた準都市計画区域の設定について検討します。

## ③住宅地

### <下牧地区>

- 下牧地区のうち、主要地方道沼田水上線沿道にあって、宅地化が進行している地区及びその周辺では、既存の土地利用の状況を勘案しつつ、沿道地としての土地利用の適切な誘導と、その後背地における住宅地としての環境形成を図るため、用途地域や特定用途制限地域など都市計画制度の適用を検討します。

### <川上地区>

- 川上土地区画整理事業区域では、整備された都市基盤や、道の駅（みなかみ水紀行館）に隣接する生活利便性、水上駅に近接する良好な交通アクセスなどの利点を活かした住宅地として、空き地の有効活用や土地利用の適正な管理を進めることで、定住や二地域居住及びまちなか居住の促進を図ります。

また、良好な市街地環境の創出を見据え、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域、地区計画など都市計画制度の適用について検討します。

### <上牧地区>

- 上牧駅周辺及び主要地方道沼田水上線の沿道では、鉄道駅に近接する交通利便性の高い住宅地として、また上牧温泉への玄関口として、歩行空間の確保や安全性の向上、「奥利根ゆけむり街道」沿道としての一体的な街並み整備、また、生活利便性の向上及び観光振興に資する商業施設や生活サービス施設の立地誘導を促進することで、魅力ある利便性の高い住宅市街地の形成を図ります。

また、良好な市街地環境の創出を見据え、必要に応じて特定用途制限地域など都市計画制度の適用について検討します。

### 3) 田園集落ゾーン

#### ①観光集落地

##### <谷川温泉（都市計画区域内）>

- 谷川温泉では、本町の「**観光拠点（谷川温泉周辺）**」として、歩行空間の確保や安全性の向上、谷川温泉ならではの特性を念頭に、景観計画や住民協定に応じたまちなみ修景、来訪者にわかりやすい案内・サイン類の整備など、温泉地内での回遊性や周辺とのアクセス利便性を高めることで、魅力ある観光地の形成を図ります。

また、「**観光拠点（谷川温泉周辺）**」にふさわしい土地利用を将来にわたり確保するため、必要に応じて特定用途制限地域などの都市計画制度の適用を検討します。

##### <赤谷湖・猿ヶ京温泉、湯宿温泉、たくみの里（都市計画区域外）>

- 赤谷湖・猿ヶ京温泉、湯宿温泉、たくみの里では、本町の「**観光拠点（赤谷湖・猿ヶ京温泉周辺、湯宿温泉周辺、たくみの里周辺）**」として、歩行空間の確保や安全性の向上、各地域の特性に応じたまちなみ修景、来訪者にわかりやすい案内・サイン類の整備など、観光地内での回遊性や周辺とのアクセス利便性を高めることで、地域に応じた魅力ある観光地の形成を図ります。

また、「**観光拠点（赤谷湖・猿ヶ京温泉周辺、湯宿温泉周辺、たくみの里周辺）**」にふさわしい土地利用を将来にわたり確保するため、準都市計画区域の設定とあわせ、都市計画制度の適用による土地利用誘導を検討します。

#### ②集落地

##### <集落地全般>

- 既存の集落地では、周辺の農地や樹林地の調和に配慮した居住環境の維持に努めます。
- 土砂災害など自然災害の危険性が高い地域では、住民の安全性確保の観点から、宅地化を抑制するとともに、原則として住宅の立地を制限していきます。
- 月夜野地区の一般国道17号沿道では、周辺の農地や樹林地との調和に配慮しつつ、一定程度の商業施設や生活サービス施設の立地誘導を図るなど、集落地における生活利便性の確保に取り組みます。

##### <都市計画区域外の集落地>

- 布施周辺の集落地については、文化・行政サービス施設や各種商業・業務施設などが集積する「**地域拠点（布施周辺）**」として、必要な都市基盤の整備や各種サービス機能の集約化を進めることで、地域住民の日常生活を支える利便性の高い拠点形成を図ります。
- 「うららの郷」分譲住宅地は、周辺の田園環境と調和した住宅地として、定住や二地域居住の促進を図るとともに、良好な居住環境の保全を図るため、必要に応じて地区計画などの都市計画制度の適用を検討します。
- 新治地区の集落地では、無秩序な土地開発の抑制、農林業の振興、集落地環境の維持・保全に向けた土地利用の整序誘導の観点から、各種都市計画制度の適用を視野に入れ、周



辺地を含めた準都市計画区域の設定について検討します。

### ③農地

- 農業振興地域内の農用地区域の農地は、圃場や農作業道、用排水路などの農業生産基盤を充実することで、優良な農業生産の場として保全を図ります。
- 遊休化した農地は、関係部局と連携し、集落営農の組織化や新規就農者の支援、市民農園としての活用などにより、農地としての再生、利用促進に向けた取り組みを支援します。
- 6次産業の加工施設や農業体験の施設、農産物直売所など、農業振興に資する土地の利活用については、周辺の田園環境との調和に配慮しつつ適切な立地誘導を図ります。

## 4) 自然環境保全ゾーン

### ①樹林地

- 山間地や丘陵地の森林は、水源の涵養、土壌の保全、地球温暖化の抑制、生物多様性の確保、観光・レクリエーションの場、木材の生産など、多様な側面において欠かすことのできない重要な町の資源として、引き続き維持・保全を図ります。
- みなかみユネスコエコパークの核心地域や緩衝地域などについては、谷川岳などの大自然に触れることのできる貴重なエリアであることから、保全を前提としつつ、登山や自然観察などの観光・レクリエーションの場として活用を図ります。
- 市街地や集落地に近い山林などでは、里地里山としての適切な維持管理とともに、間伐体験などグリーンツーリズムの場として活用を図ります。
- 健全な森林の育成を図るため、森林の適正な管理や林道をはじめとする林業基盤の整備を進めるとともに、関係部局との連携のもと、林地の集約化や就林希望者への支援など、人工林放棄地の拡大抑制に向けた取り組みを支援します。
- 太陽光発電など工作物の設置に伴う土地の区画形質の変更に際しては、周辺への影響を最小限にとどめるルールづくりに取り組むなど、周辺環境との調和、保全を図ります。

### ②河川・水面地

- 利根川や赤谷川をはじめとする河川及びその周辺や、奥利根湖、ならまた湖、洞元湖、藤原湖、赤谷湖といったダム湖畔では、利根川源流域にふさわしい豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、親水空間としての周辺整備や、河川における多自然型工法による環境整備の促進により、自然観察やアクティビティをはじめとする観光・レクリエーションの場として活用を図ります。

### (3) 都市計画の見直し方針

「(2) 土地利用区分別の方針」で示した都市計画の見直し方針について、各土地利用区分の位置づけをもとに、見直し方針を類型・整理します。

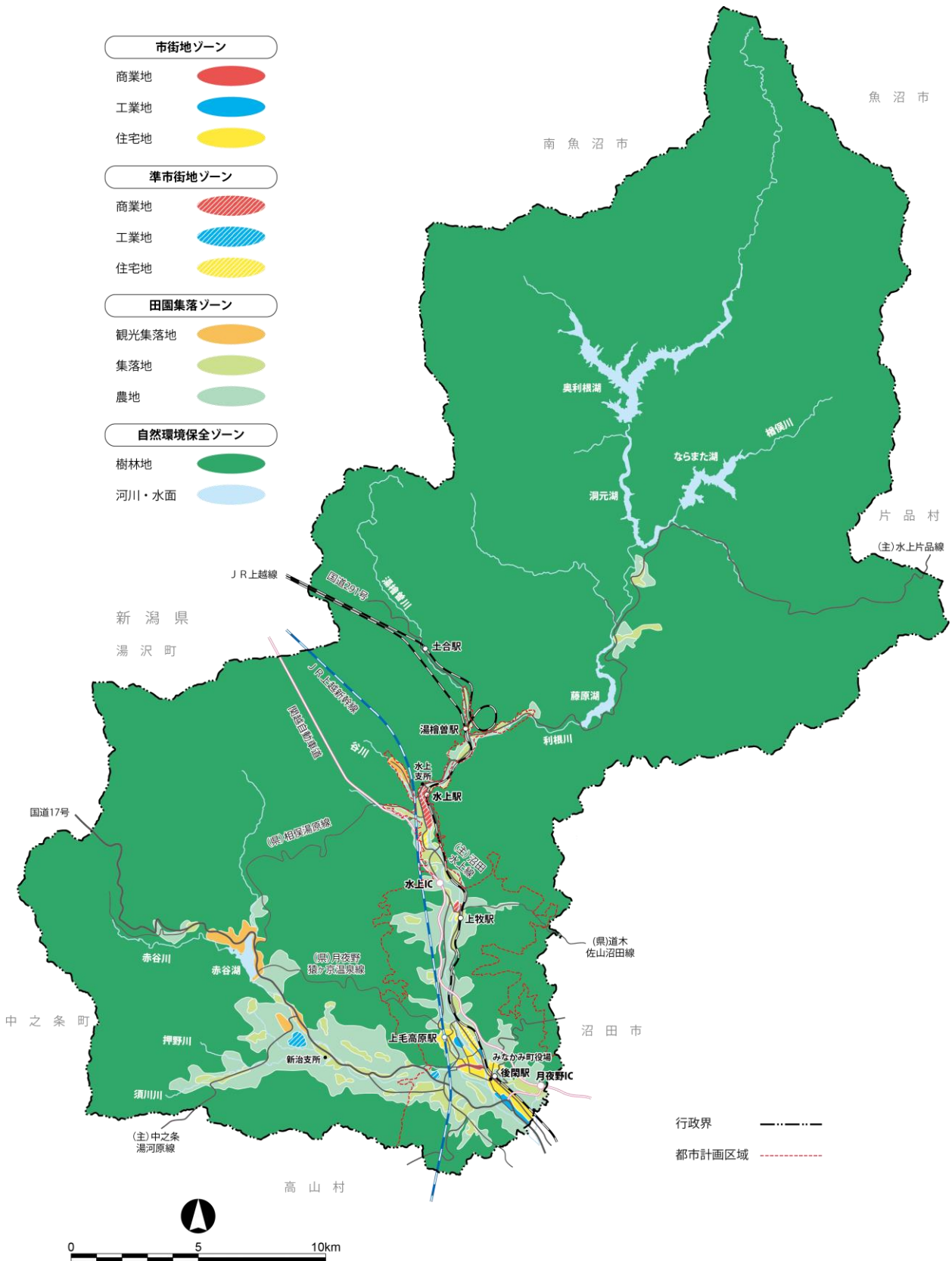
#### <都市計画の見直し方針>

- 方針①**：住居専用系用途地域のうち、都市計画道路の沿道にあたる地域では、道路整備の進捗や沿道土地利用の変化などを見据え、必要に応じて「用途地域」の変更を検討します。
- 方針②**：みなかみ都市計画区域のうち、白地地域内にある商業地、工業地、住宅地、観光集落地では、地域ごとの特性や目指すべきまちの方向性に応じた土地利用の整序・誘導を図る観点から、必要に応じて「用途地域」や「特定用途制限地域」、「地区計画」などについて検討します。
- 方針③**：都市計画区域外にある新治地区の工業地、観光集落地、集落地では、無秩序な土地開発の抑制や、集落地環境の維持・保全に向けた土地利用の整序誘導の観点から、各種都市計画の適用を視野に入れ、**周辺の農地等を含め「準都市計画区域」の設定**について検討します。

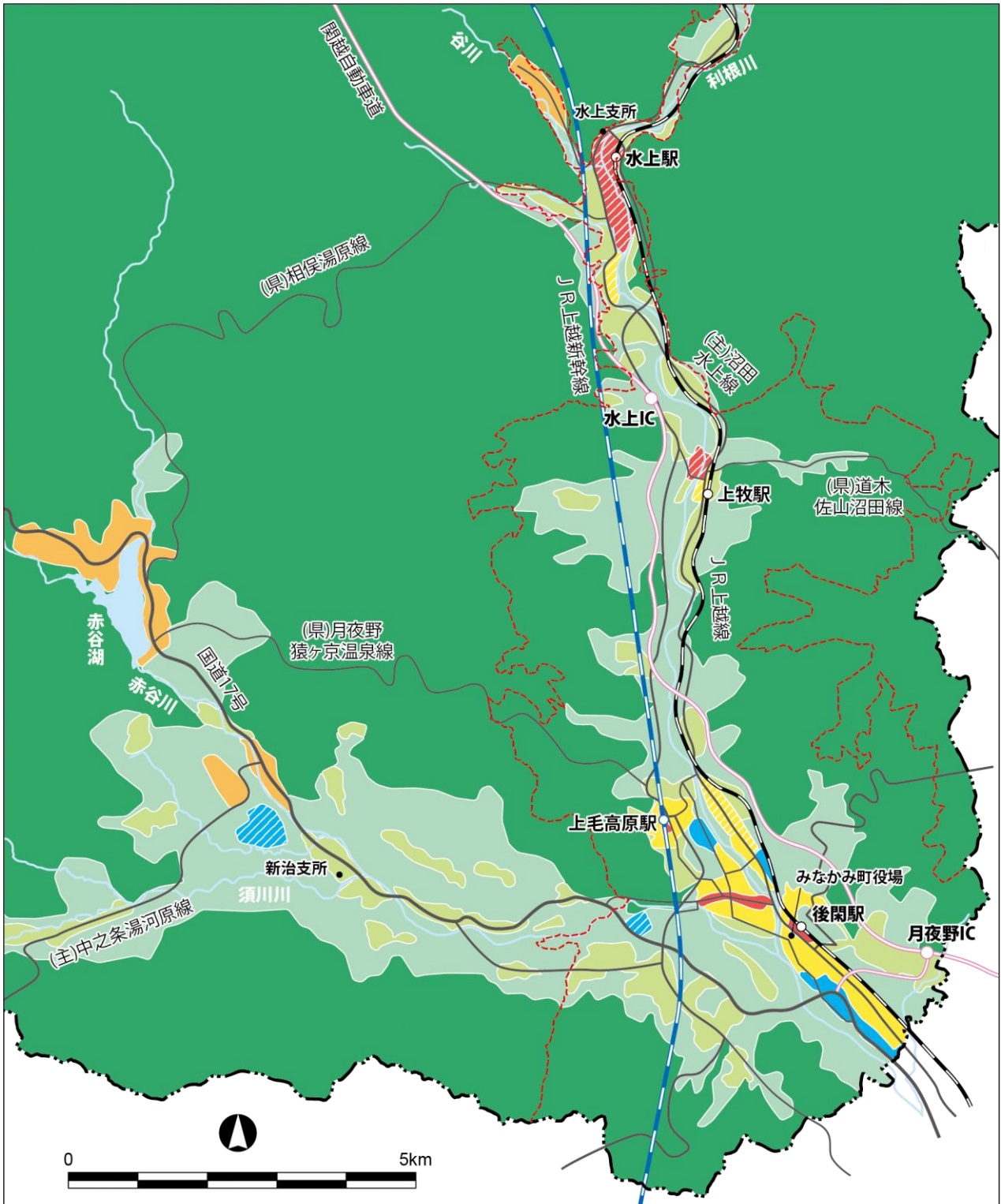
【表】「土地利用区分」と「都市計画の見直し方針」との関係

将来都市構造 ゾーン区分	土地利用 区分	都市計画上の位置づけ／見直し検討方針の有無					
		用途地域内		白地地域内		都市計画区域外	
		位置づけ	見直し方針	位置づけ	見直し方針	位置づけ	見直し方針
市街地ゾーン	商業地	○	—	—	—	—	—
	工業地	○	—	—	—	—	—
	住宅地	○	<b>方針①</b>	—	—	—	—
準市街地 ゾーン	商業地	—	—	○	<b>方針②</b>	—	—
	工業地	—	—	○	<b>方針②</b>	○	<b>方針③</b>
	住宅地	—	—	○	<b>方針②</b>	—	—
田園集落 ゾーン	観光集落地	—	—	○	<b>方針②</b>	○	<b>方針③</b>
	集落地	—	—	○	—	○	<b>方針③</b>
	農地	—	—	○	—	○	<b>方針③</b>
自然環境 保全ゾーン	樹林地	—	—	○	—	○	—
	河川・水面地	—	—	○	—	○	—

【図】 土地利用方針図

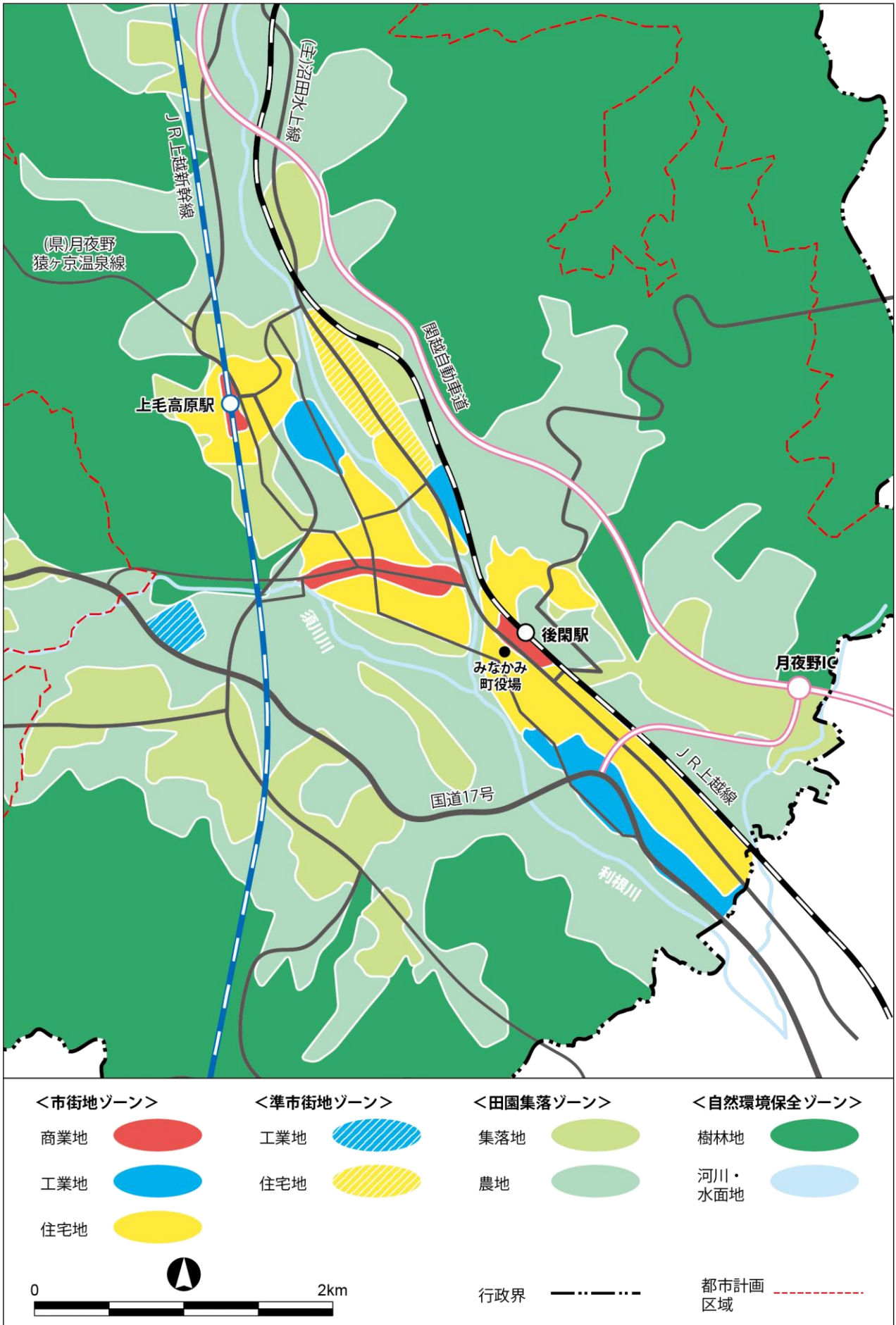


【図】土地利用方針図（市街地周辺拡大図）

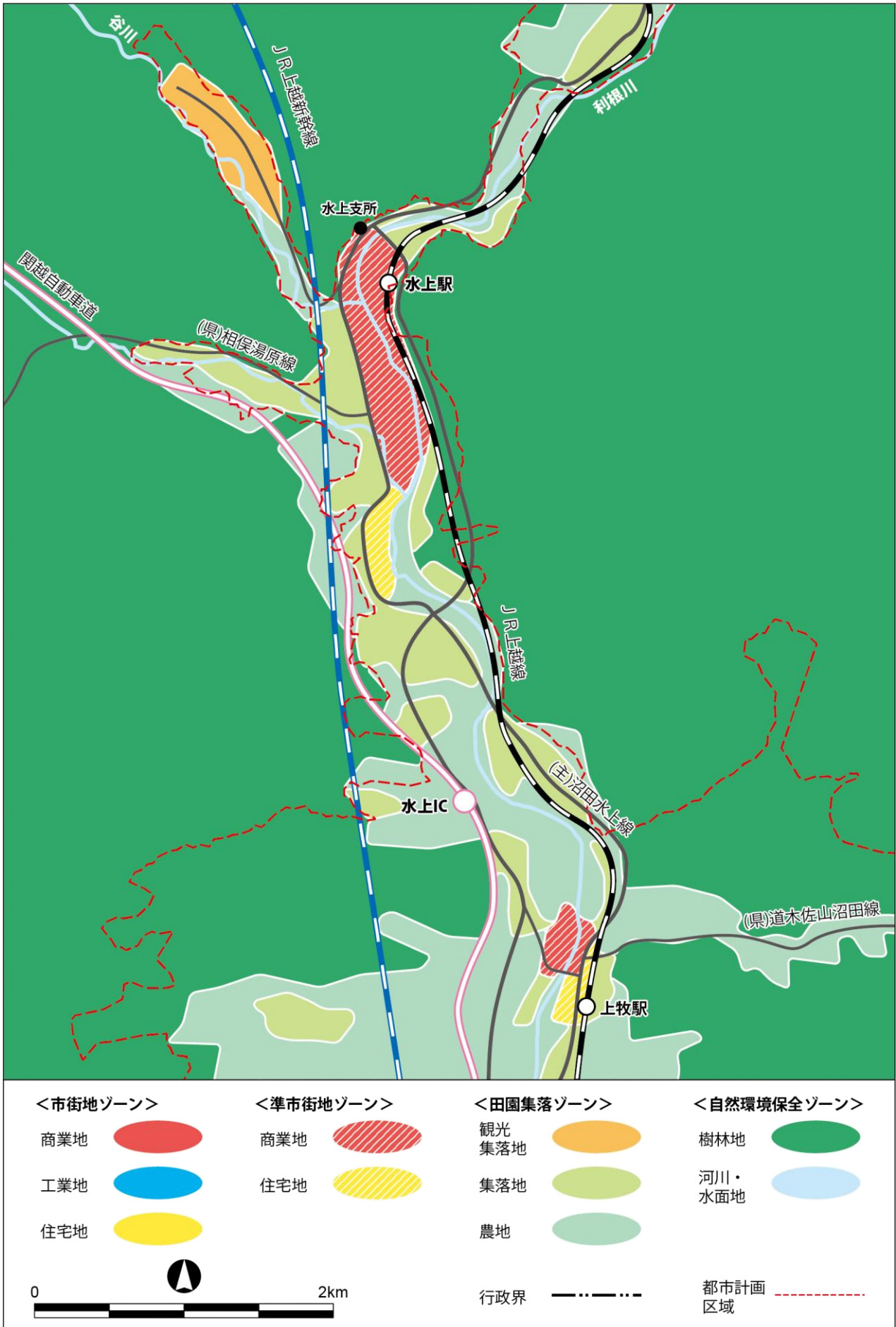


<市街地ゾーン>		<準市街地ゾーン>		<田園集落ゾーン>		<自然環境保全ゾーン>	
商業地		商業地		観光集落地		樹林地	
工業地		工業地		集落地		河川・水面地	
住宅地		住宅地		農地			
				行政界		都市計画区域	

【図】 土地利用方針図（後閑駅及び上毛高原駅周辺拡大図）



【図】土地利用方針図（水上駅及び上牧駅周辺拡大図）



## 2. 都市施設等に関する方針

### (1) 都市施設等に関する基本方針

将来にわたり持続可能な都市としていくため、既存の都市施設等を適切に維持管理するとともに、計画的に更新していきます。また、新たな都市施設等の整備については、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、「選択と集中」の考えをもって、計画的に進めていきます。

この際、都市の安全性の向上や自然環境への負荷に配慮するとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考えによる施設整備により、誰もが安心して快適に利用できる施設環境づくりを進めます。

### (2) 道路・交通施設に関する方針

#### 1) 道路

##### ① 広域交流軸

＜関越自動車道（月夜野インターチェンジ、水上インターチェンジ）＞

- 関越自動車道の月夜野インターチェンジ、水上インターチェンジは、広域都市間を連絡する本町の玄関口として、施設の維持管理にあたっては、関係機関との協力のもと、分かりやすい案内表示や交通安全施設の設置・改善などを促進していくことで、安全で快適な道路空間の形成を図ります。

＜一般国道 17 号＞

- 一般国道 17 号は、広域交流機能を担う路線として、更なる利便性の向上と安全性の確保を図るため、新三国トンネルの早期開通を関係機関に要請します。

##### ② 地域内交流軸

＜一般国道、主要地方道・一般県道＞

- 町の内外及び町内の拠点間を連絡する、国・県道などの幹線道路については、道路環境の改善・向上や、安全性の確保に向けた適切な改良・改修を関係機関に要請します。

### <都市計画道路>

- 地域内交流軸に位置づけられる都市計画道路 2 路線は、町民の生活を支える主要な幹線道路として、引き続き整備を推進します。

・ 3・4・4 真政悪戸線

・ 3・5・5 悪戸矢瀬線

- 長期にわたり整備未着手となっている都市計画道路の 4 路線は、周辺交通量や道路ネットワークの視点から検証した上で、都市計画の見直しを検討します。

・ 3・5・6 上河原蟹杵線 [1983 (昭和 58) 年決定]

・ 3・6・7 水上駅湯原線 [1954 (昭和 29) 年決定]

・ 3・6・8 湯原鹿野沢線 [1958 (昭和 33) 年決定]

・ 3・6・9 水上駅鹿野沢線 [1958 (昭和 33) 年決定]

### ③観光交流軸

- 一般国道 17 号については、観光交流軸として案内機能の充実やさらなる通行安全性の向上について、関係機関へ要請します。
- 一般国道 291 号、主要地方道沼田水上線などの各幹線道路については、市街地内や集落地内における歩行空間の確保や交差点の改良などを要請していくことにより、観光交流軸にふさわしい安全性と快適性を確保します。

### ④その他の町道等

- 町道政所 59 号線 (旧町道真政線)、町道政所 21 号線 (旧町道宮前河原線) については、地域間連携の強化を図るため、バイパス道路の整備に取り組みます。
- 町道羽場須川線 (旧町道羽場湯宿線) については、地域間連携の強化を図るため、現道拡幅に取り組みます。
- 生活道路を中心に、危険箇所について定期的な把握を行うとともに、必要な箇所にカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の設置、及び適正な維持管理に取り組みます。特に通学路においては、優先的に歩道整備を進めるなど、安全性の確保に努めます。
- 公共公益施設周辺などの道路では、快適性の高いゆとりある歩行者空間の確保に努めます。
- 緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路では、災害時における通行性を確保するため、沿道建築物の耐震化等を促進します。
- 山間部を中心に災害時における孤立集落の発生を防ぐため、災害に強い道路基盤の整備に取り組むとともに、避難路となる町道、農道、林道の整備・改良に努めます。
- 道路の整備にあたっては、歩道の整備やバリアフリー化、ユニバーサルデザインを念頭に置いた施設整備を進めることで、誰にとっても安全で安心して利用できる交通環境の構築に努めます。



## ⑤道路の維持管理

- 町管理の道路については、計画的な維持管理を進めます。  
また、橋梁、トンネルといった道路施設では、予防保全型の維持管理方法による長寿命化を進めます。
- 地域の道路愛護活動については、補修資材の支給を拡充するなど、住民の手による道路管理を支援します。

## 2) 交通施設

### ①広域交流軸

#### <JR上越新幹線（上毛高原駅）>

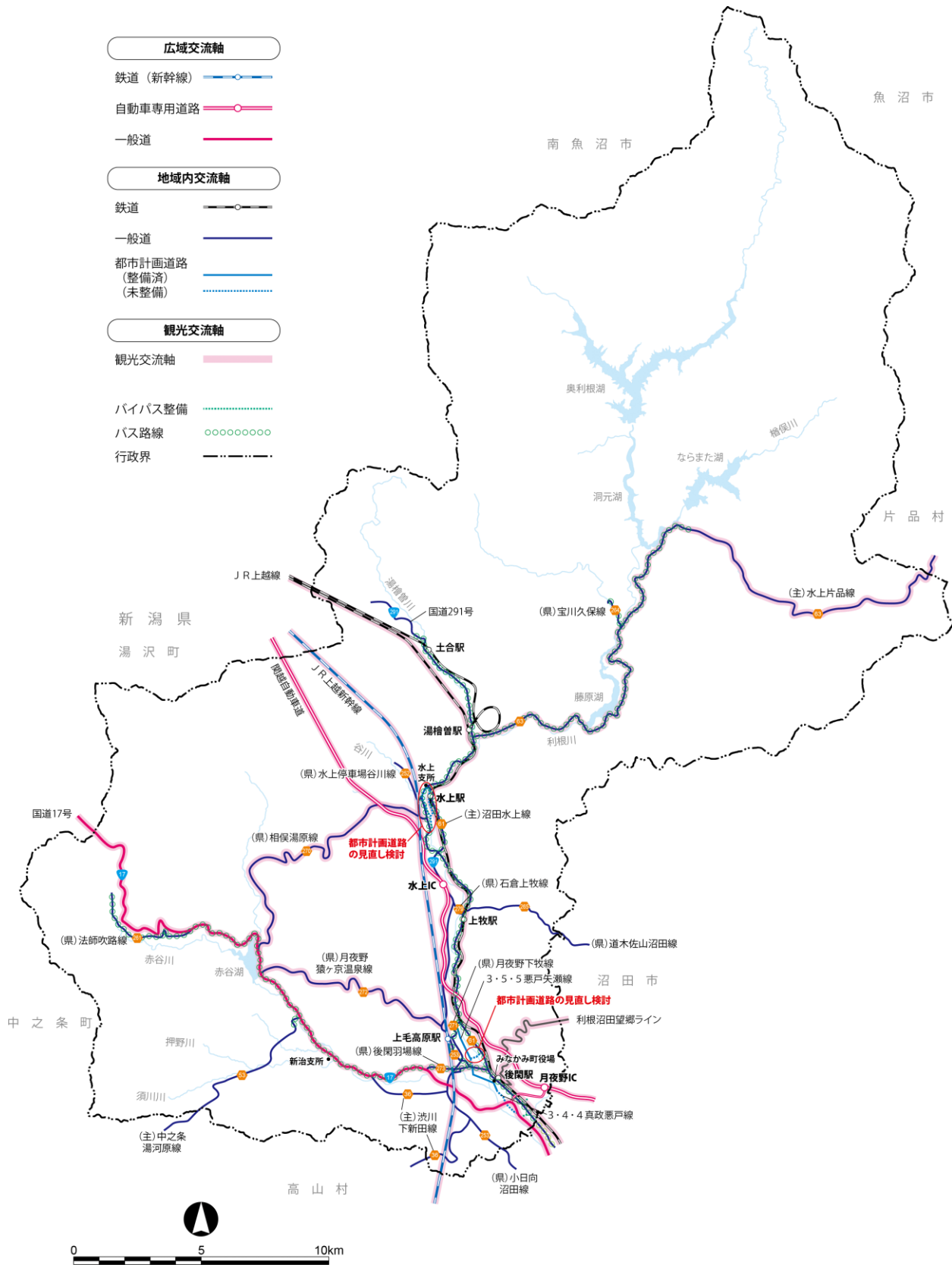
- 広域交流軸及び観光交流軸であるJR上越新幹線の上毛高原駅は、公共交通における本町の広域的な玄関口として、関係機関との協力のもと、町内各方面を連絡する路線バスとのスムーズな乗り継ぎや案内などの連絡機能を強化することで、更なる利便性の向上を図ります。
- 駅及び駅周辺施設の整備や維持・改善にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を取り入れることで、高齢者や障がい者、子ども、外国人など、誰もが安心して快適に利用できる空間形成を図ります。

### ②地域内交流軸

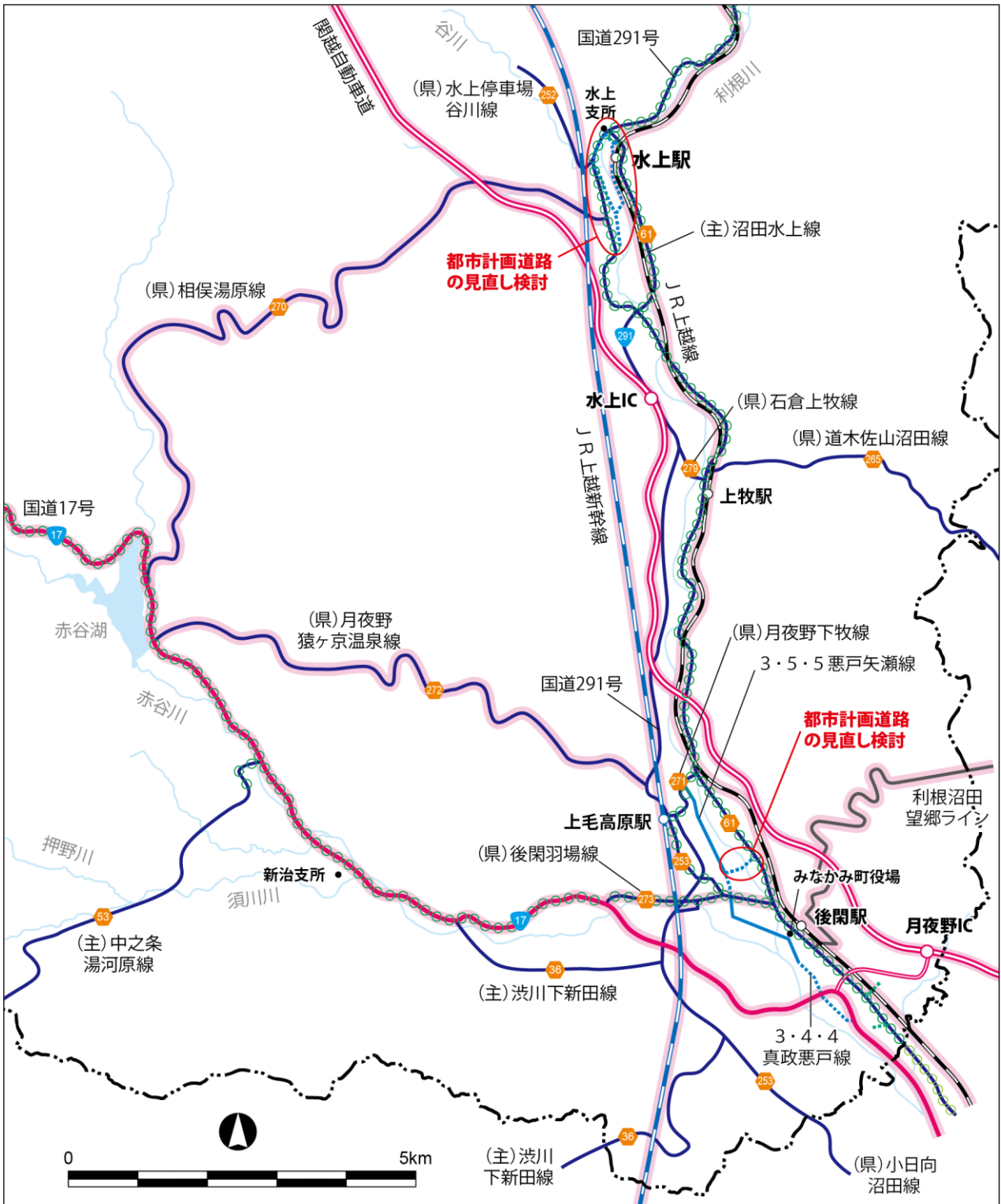
#### <JR上越線>

- JR上越線は、町内及び近隣都市を結ぶ、地域生活や観光の主要な交通軸として、運行本数の維持・増加など、利便性の確保・向上策を、関係自治体とともに関係機関へ要請していきます。
- 後閑駅は、中心拠点における公共交通の玄関口として、駅前広場の整備や駐車場・駐輪場の確保を進めることで、パークアンドライドの促進や、路線バスをはじめとする二次交通への乗り継ぎ利便性の向上を図ります。
- 水上駅及び上牧駅は、地域拠点及び観光拠点における公共交通の玄関口として、アメニティ性の高い待合いスポットの整備、乗り継ぎや案内の充実など、ソフト施策を含む取り組みを進めることで、利用環境の向上を図ります。
- 鉄道駅及び駅周辺施設の整備や維持・改善にあたっては、関係機関との協力のもと、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を取り入れることで、誰もが安心して快適に利用できる空間形成を図ります。

【図】 道路・交通施設方針図



【図】 道路・交通施設方針図（市街地周辺拡大図）



<広域交流軸>	<地域内交流軸>	<観光交流軸>	
鉄道 (新幹線)	鉄道	観光 交流軸	バイパス整備
自動車 専用道路	一般道		バス路線
一般道	都市計画道路 (整備済)		行政界
	(未整備)		

## (3) 公園・緑地等に関する方針

---

### 1) 都市公園

#### ①都市基幹公園等

- 矢瀬親水公園は、本町の「**観光拠点（上毛高原・矢瀬親水公園周辺）**」として、月夜野郷土歴史資料館や農産物加工販売所との連携強化と、ソフト面での取り組みを含む公園機能の維持・充実により、施設の利用促進と活用を図ります。
- 県指定史跡である名胡桃城址は、本町の「**観光拠点（名胡桃城址周辺）**」として、関係団体と連携しながら、歴史公園としての適切な維持管理とともに、施設の利用促進と活用を図ります。
- 総合公園、寺間運動公園といった大規模な公園は、町のレクリエーション機能の核となる施設として、また災害発生時における広域避難地、災害活動拠点など防災機能を併せ持つ公園として機能の維持・充実を図ります。

#### ②住区基幹公園

- 蟹杵児童公園、真政河原児童公園、湯桧曾公園、新治中央運動公園などの公園については、地域の憩いの場や避難場所として、適切な維持管理を推進します。
- 新たな市街地整備事業や用途地域等の指定に伴う新規の公園整備にあたっては、地域住民が利用しやすいよう適正な配置に努めます。

#### ③公園の維持管理

- 公園の維持管理にあたっては、利用者の立場に立った柔軟な運用を図るため、町民、地元企業、各種団体との協働による管理や、指定管理者制度の活用など、施設の特性に応じた適切な管理体制を検討・構築していきます。

### 2) その他の施設緑地

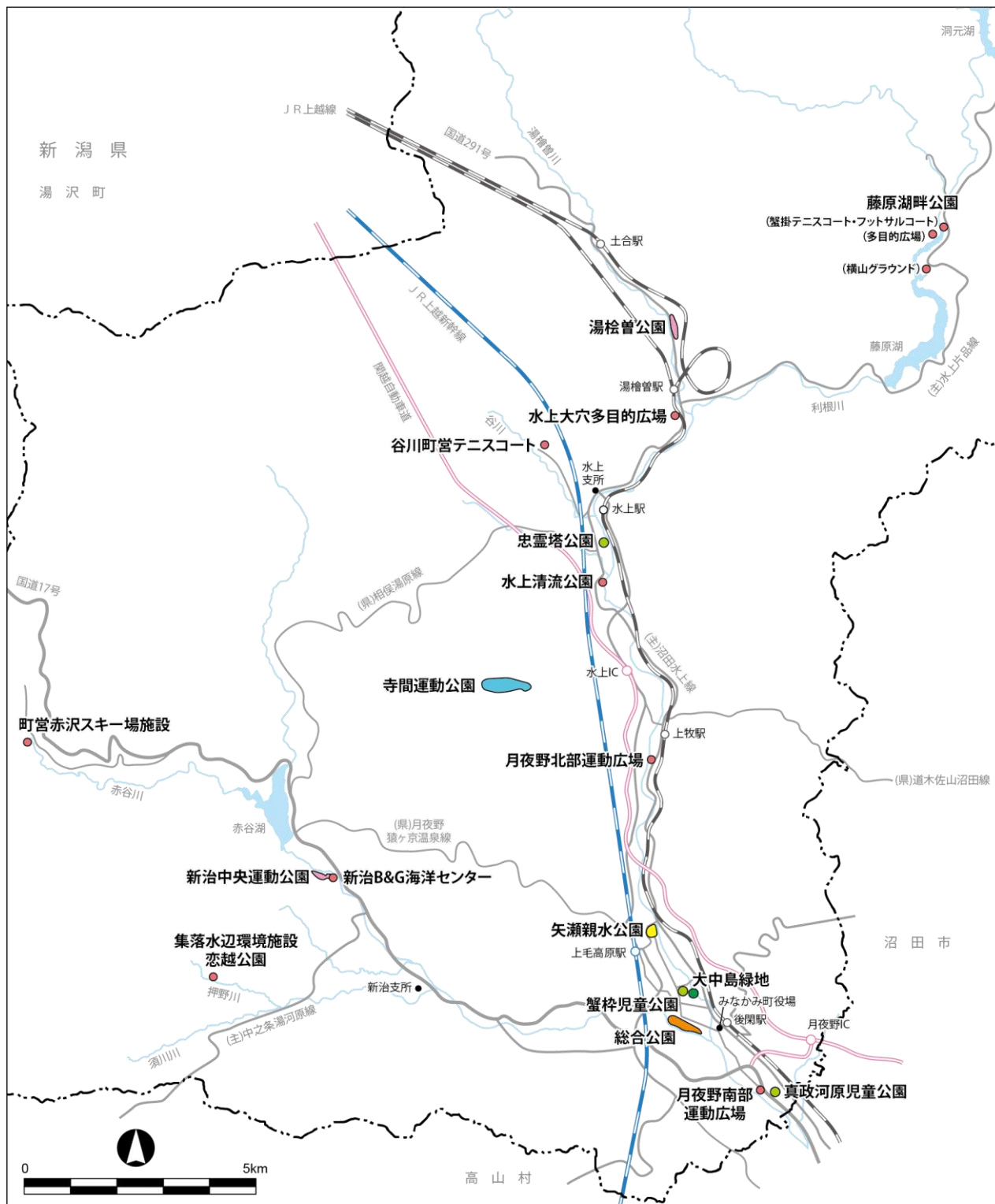
#### ①公共施設緑地

- 運動グラウンド、多目的広場、児童遊園などのオープンスペースは、地域のレクリエーションや憩いの場、また災害時の一時避難場所として、適切に維持管理します。
- 町役場・支所、公民館、体育館、児童館をはじめとする公共施設においては、敷地内の緑化を推進することで、まちなかにおける緑地空間の確保を図ります。





#### ②民間施設緑地等



- まちなかに残る社寺林、屋敷林、樹木などの緑は、市街地内の環境や風致を維持する上で貴重な自然空間であることから、これら良好な緑については、引き続き保全に努めます。
- 工場などの民間施設では、敷地内や敷地周囲の緑化とともに、既存の緑地空間について適切な維持管理を促進します。

【図】 公園・緑地整備方針図



＜都市公園・緑地＞

- 総合公園 
- 特殊公園 
- 運動公園 
- 地区公園・特定地区公園 

- 街区公園 
- 都市緑地 

＜その他の施設緑地＞

- 公共施設緑地 (オープンスペース) 
- 行政界 

## (4) 河川、水道、下水道に関する方針

---

### 1) 河川

- 利根川、湯檜曾川、谷川、赤谷川をはじめとする河川では、雨水流出量の増大に対応した適切な治水対策とともに、水質の維持、良好な水辺環境の保全を、関係機関との協力のもと進めていきます。

### 2) 水道

- 将来に向け、安心・安全な水道水を供給するため、水道ビジョン・経営戦略を策定し、水道水源の保全に資する水源地の公有地化や水源の確保に努めるとともに、水道水の安定供給を図るため、施設の統廃合や老朽化対策、耐震化対策を推進します。

### 3) 下水道

- 水源地として、公共用水域の水質保全や生活環境の保全・向上を図るため、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、単独污水处理施設、合併処理浄化槽の普及促進など、地域の実情に即した適正な污水处理方法により污水处理人口普及率の向上を図ります。  
また、下水道施設等の効率的な維持管理に努めるとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理の周知を図り、快適で衛生的な生活環境づくりや水質保全に努めます。
- 終末処理場やポンプ場、下水道管路などの下水道施設については、施設配置の見直しも含め、老朽化対策、耐震化対策などを見据えた計画的な改修・更新による経済的、効率的な維持管理を推進します。

## (5) その他の公共公益施設に関する方針

---

### 1) 火葬場、墓地

- 火葬場については、主に月夜野地区は利根沼田広域斎場ぬまた聖苑、水上地区は町営水上火葬場、新治地区は町営新治火葬場を利用していますが、水上火葬場が1967(昭和42)年、新治火葬場が1984(昭和59)年に建設され、それぞれ老朽化が進んでいることから、施設改修や広域化などの検討を進めるとともに、各施設の適切な管理運営を推進します。

### 2) ごみ処理施設

- 奥利根アメニティパークについては、資源リサイクル施設や、し尿処理施設の運営とともに、可燃ごみの固形燃料化を行っていますが、稼働から21年が経過し、施設の一部停止や老朽化の進行により維持管理費が増加傾向にあることから、中・長期計画に基づく計画的な修繕を進めるとともに、広域化への参画も含め、処理方法など施設の見直し計画を推進します。  
また、ごみの分別、資源化を推進するとともに、減量化や適正処理に取り組み、ごみ処理経費の削減を図ります。

### 3) 町営住宅

- 町営住宅については、予防保全型の維持管理方法により施設の長寿命化を図ると共に、住宅困窮者だけでなく、子育て世帯などの若い世代の定住促進や、高齢社会に対応した住居の提供を見据え、リノベーションによる住宅施設の魅力向上を図ります。

### 4) 小・中学校

- 小・中学校については、児童・生徒数の減少、施設の老朽化などを総合的に勘案し、学校の統合を推進します。

### 5) 公共施設の維持管理及び統廃合等

- 長期的な利用が見込まれる施設については、従来型の対処療法的な施設の修繕・建て替えから、予防保全の視点に基づく計画的な点検及び修繕による維持管理に転換することで、費用の平準化と長寿命化を図ります。
- 施設の統廃合及び廃止にあたっては、利用率、効用、意義、老朽度などを総合的に勘案しつつ、多角的な検討のもと、施設の集約、転用、売却など、施設の見直しを行います。
- 新たな施設の需要に対しては、既存施設の有効活用を積極的に推進することで、費用の縮減を図ります。

## 3. 都市環境に関する方針

### (1) 都市環境に関する基本方針

環境問題が地球規模で深刻化するなか、谷川連峰に連なる山々や森林、また利根川をはじめとする河川や複数のダム湖を有する本町が、環境面で果たす役割は大きくなっています。

将来にわたり持続可能な都市としていくため、町の維持・発展と自然との共存に向けて、自然環境の保全・活用を図るとともに、環境負荷の低減と循環型社会の構築に向けた取り組みを進めていきます。

また、年齢、障がいの有無などに関わらず、あらゆる人々が快適に過ごせる都市の形成に向けて、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方にもとづいた都市環境の整備を進めていきます。

### (2) 自然環境の保全・活用に関する方針

#### 1) 森林、水辺における自然環境の保全と活用

- 谷川岳をはじめとする標高 1,000～2,000m級の山々は、本町を代表する自然地として、また、利根川源流の水源域や、多種多様な生物の生息域として、自然公園地域、自然環境保全地域、保安林をはじめとする各種制度の指定のもと、将来にわたりこれらの貴重な自然環境を保全していきます。
- 平成 29 年 6 月に本町の全域及び周辺自治体の一部が「みなかみユネスコエコパーク」に登録決定されたことを受け、森林や河川・湖などの自然地では、生態系の維持・保全を図るとともに、持続可能な町の発展との調和に向けて、調査や研究、教育・研修の場として積極的な活用を図ります。
- 利根川の一部において、地域振興や地域活性化を目的に、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備する「かわまちづくり」に取り組みます。

#### 2) 里地里山における自然環境の保全と活用

- 月夜野地区の「月夜野ホテルの里」や、新治地区（猿ヶ京）の休耕田を利用したコスモス栽培、水上地区（藤原）の古道再生・フットパス※化活動など、地域特性に応じた里地里山の取り組みについては、住民やボランティアとの協働のもと引き続き進めていくことで、里地里山における良好な自然環境の維持・保全を図るとともに、自然学習や観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。
- 市街地や集落地に隣接、近接する竹林などについては、日常生活に係る環境保全や安全性の確保を図るため、除伐、間伐、整枝など、適切な管理に取り組みます。
- 不法投棄の防止に向けた対策を進めることにより、生活環境の維持・向上を図ります。



※フットパス：イギリスを発祥とする『森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと[Foot]ができる小径（こみち）[Path]』のこと

### （3）環境負荷の低減に関する方針

---

#### 1）循環型社会の構築

- 循環型社会の構築に向けて、ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を引き続き推進していきます。
- 温室効果ガス削減のための吸収源や、水源の涵養地、環境調節機能の維持に向け、引き続き森林の保全に取り組むとともに、メンテナンスの際に発生する間伐材や枝条などについては、木質バイオマスとしての利活用を検討します。
- 必要以上の自家用車の利用を抑制するため、公共交通の利便性の確保を図るとともに、市街地や集落地では、安全で利用しやすい歩行空間や自転車利用環境の整備を図ります。

### （4）ひとに優しい都市づくりに関する方針

---

#### 1）公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインへの対応

- 公共施設については、施設の対象や利用状況などを踏まえ、ハード・ソフトの両面から適切なバリアフリーやユニバーサルデザインの在り方を検討するとともに、施設の修繕や改修に合わせてバリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応を推進します。
- 新規の道路整備や道路改修にあたっては、適用可能な箇所から適宜、歩道の段差解消に努めます。

#### 2）来訪者にやさしい都市づくり

- 本町の鉄道駅は、いずれもバリアフリー法の対象となる1日の平均利用者数3,000人を下回っていますが、利用者の要望などを踏まえ、整備可能な箇所については、適宜バリアフリー化への対応を事業者に要請します。
- 路線バスについては、導入可能な区間において、ノンステップバスの導入を事業者に要請します。
- 外国人観光客が快適に移動・滞在できるよう、交通機関や観光施設においては、外国語併記を促進するとともに、サイン類や観光案内板の整備・充実に努めます。

#### 3）良好な居住空間の維持

- 空き地については、除草や不法投棄の防止に係る取り組みなど、土地の適正な維持管理を促すことで、良好な居住空間の維持・向上を図ります。
- 空き家については、助成事業を活用し、利用、改修などを促していくことで、良好な居住空間の維持・向上を図ります。

## 4. 景観形成に関する方針

### (1) 景観形成に関する基本方針

景観形成にあたっては、『いにしえから受け継がれる雄大な自然と風情を活かし 人々に癒やしと安らぎをもたらす景観づくり』を景観づくりのテーマに、これを進めるための基本的な考え方として、『みなかみの魅力を守り・活かした景観づくり』『持続可能なまちの活力が表れた景観づくり』を景観づくりの理念とする、「みなかみ町景観計画」及び「みなかみ町景観条例」に即して、取り組みを進めていくこととします。

### (2) ゾーン別の景観形成方針

広大な町域にあって、景観の同質性や地域の特性・課題に応じた景観形成を推進する観点から、町域を「山岳森林ゾーン」「田園居住ゾーン」「市街地ゾーン」「景観形成重点地区」に区分した上で、ゾーン別の景観形成方針を示します。

#### 1) 山岳森林ゾーン

##### <豊かな自然環境・自然的景観の保全>

- 自然の豊かさや景観の特徴である良好な眺望景観の対象として、自然公園法・自然環境保全法などの適切な運用により、緑濃い森林が織り成す景観を保全します。
- 自然地形の改変や森林の伐採など、周辺の緑を基調とした景観を損ねる行為を適切な方向に誘導します。
- 市街地の背景にもなる自然豊かな森林で構成される景観は、計画的な森林施業と適切な維持管理により維持・保全します。

##### <水辺景観の保全>

- 利根川や谷川など河川の水辺景観は、水源のまちのシンボルとして保全します。

##### <建築物などの適切な景観誘導>

- 建築物や構造物などの人工物の設置はできる限り最小限なものとし、設置する場合は周囲の自然的景観になじむ規模や色彩のほか、緑化などにより周辺の自然に調和したものとなるよう誘導します。

##### <自然と調和した道路景観の形成>

- 本ゾーンに配置される道路及び沿道については、森林や水辺など豊かな自然環境との調和に配慮し、道路の附属施設や沿道の法面・擁壁などの修景を誘導します。

## 2) 田園居住ゾーン

### <農地を主体とした農村風景の保全>

- 農村風景の主体となる優良な農地の確保・保全と、遊休農地の有効活用の促進などによる良好な景観の再生により、農地を主体とした農村風景を保全します。
- 傾斜地などの地形を活かした特徴的な農地や背景となる緑、水路や石組みの擁壁など、自然と暮らしが共生した風景を保全します。
- 構造物などについては、周囲の自然的景観になじむ規模や色彩への配慮のほか、緑化などにより周辺の自然に調和したものとなるよう誘導します。

### <里山の景観の保全>

- 農地と集落、背景をなす斜面の緑を適切に維持し、自然と暮らしが共生した、里山の景観を保全します。

### <特徴的な建築様式を有する集落景観の保全>

- 越屋根を頂く伝統的な養蚕住宅など、歴史ある集落風景を維持・保全します。

### <情緒ある温泉街の再生>

- 温泉街は、建築物などの形態や意匠、素材や色彩の統一感など、地域性に配慮した建築物などを誘導することにより、温泉街としての情緒が感じられる、歩いてみたくなる魅力的な街並みへと再生します。
- 屋外広告物や自家看板の掲出に際しては、大きさや色彩などを適切に誘導することで、温泉街としての情緒ある景観を保全します。また、デザインや素材などに個性や感性の感じられる工夫を施すなど、温泉街の情緒を演出する屋外広告物や自家看板を誘導します。

### <水辺景観の保全・活用>

- 利根川や谷川、赤谷川などの河川、洞元湖などの湖沼といった水辺の景観は、水源のまちのシンボルとして保全するとともに、周囲に開けた眺望を望む観光・レクリエーションの空間として活用します。

### <沿道景観と調和した道路景観の形成>

- 主要な道路の沿道に立地するショッピングセンターや工場・倉庫などについては、周辺の景観に対する圧迫感や威圧感を軽減するなど、周辺との調和に配慮した景観形成を誘導します。また、必要に応じて緑化を促進するなど、うるおいの感じられる景観を誘導します。

### <沿道景観の適切な誘導>

- 道路及び道路沿道では、沿道の農地や森林などによる自然景観との調和に配慮し、沿道景観を構成する道路の附属施設や沿道の建築物、屋外広告物、法面や擁壁などを適切に誘導します。

### 3) 市街地ゾーン

#### <地域の特性に応じた街並みの形成>

- 住宅地においては、派手な色彩の建築物の立地を抑制するなど、暮らしの場にふさわしい、落ち着きやすらぎの感じられる街並みの景観を形成します。また、緑を街並みにうまい彩りを与える重要な要素と捉え、それらを活かした景観を形成します。
- 商業地においては、街並みとしてのまとまりや連続性に配慮した建築物や屋外広告物の掲出などを誘導し、にぎわいが感じられる景観を形成します。
- 工業地における工場や倉庫などについては、周辺の景観に対する圧迫感や威圧感を軽減するなど、周辺との調和に配慮した景観形成を誘導します。また、必要に応じて緑化を促進するなど、うるおいの感じられる景観を誘導します。

#### <都市公園の景観形成>

- 都市公園は、オープンスペースとして市街地における景観の重要な構成要素であることから、既存の地形や樹木などを活かしながら、周辺の魅力を高める景観を形成します。

#### <快適でうるおいのある道路景観の形成>

- 道路及び道路沿道では、景観を構成する道路の付属施設や沿道の建築物、屋外広告物などの適切な誘導により、住宅地や商業地としての特性を踏まえた良好な道路景観を形成します。

### 4) 景観形成重点地区

#### 【谷川温泉景観形成重点地区】

##### <谷川岳への眺望の保全>

- 谷川岳への眺望を地域の重要な資源と捉え、その保全に向けて建築物などの高さや色彩などを適切に誘導します。

##### <豊かな自然環境に調和した建築物などの誘導>

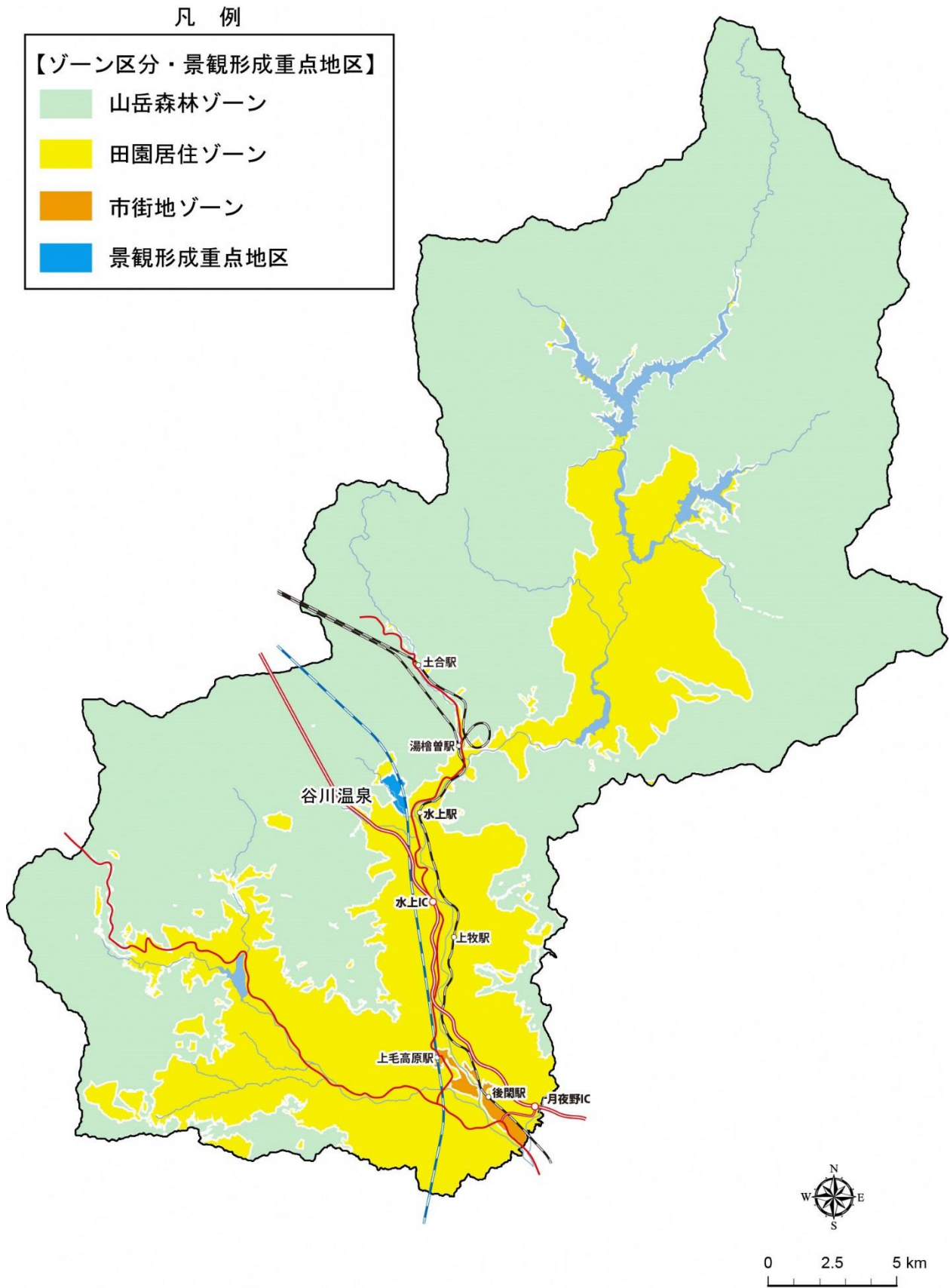
- 谷川温泉などの温泉街は、建築物などの形態や意匠、素材や色彩の統一感など、地域性に配慮した建築物などを誘導することにより、温泉街としての情緒が感じられる、歩いてみたく魅力的な街並みへと再生します。

#### 【候補地区】

##### <水上温泉、たくみの里、湯宿温泉、永井宿>

- 地域の景観づくりに対する意欲の高い4つの地区（水上温泉、たくみの里、湯宿温泉、永井宿）を景観形成重点地区の「候補地区」とし、今後、景観形成重点地区の指定に向けて取り組みを促進します。

【図】ゾーニング及び景観形成重点地区（みなかみ町景観計画）



## 5. 防災対策に関する方針

### (1) 防災対策に関する基本方針

山岳地帯を有する本町は、市街地周辺に急峻な地形が多く、自然災害が発生した際に、甚大な被害が発生する可能性があります。

災害に強く、安全で安心して暮らし続けることのできる居住環境の形成は、本町が目指す都市の将来像を実現する上で必要不可欠であることから、災害の発生予防、災害規模の最小化、早期の復旧・復興の観点から、各種災害への対策に取り組みます。

### (2) 地震災害対策に関する方針

#### 1) 安全で安心できる避難場所、避難所の確保

- 学校、体育館、公民館など、避難場所や避難所となる公共施設や、災害時の救援、復旧、復興活動を行う上で重要な防災拠点施設のうち、耐震基準を満たしていないものについては、施設の耐震化・不燃化等の対策を進めます。
- また、耐震基準を満たしている公共施設は、計画的な維持管理と点検・予防修繕により長寿命化とともに、構造部以外についても、落下や転倒などによる被害を防止するため、非構造部の耐震化など施設の改善を進めます。
- 被災時における住民の安全を確保するため、避難場所となる広場の整備を進めます。

#### 2) 安全かつ迅速な避難活動に向けた支援

- 高齢者や障害者、妊産婦や子供、観光客等が、安全かつ迅速に避難できるように、避難路における歩道整備や段差解消、沿道建物の耐震化・不燃化の促進を進めます。
- 本町は、国内外から多くの観光客が来訪することから、土地勘の無い者でも確実に避難できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した誘導案内板の設置などを進めます。

#### 3) 建築物等の耐震化・不燃化

- ホテルや旅館、大規模な商業施設など、不特定多数の人が利用する施設については、引き続き耐震化・不燃化を促進します。
- 一般住宅においては、耐震改修の重要性に関する啓発活動を進めると共に、リフォームや建て替え時などに合わせた耐震化を支援します。
- 主に避難路や通学路の沿道では、ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、老朽化したブロック塀の修理・補強、生け垣への転換などの安全対策の啓発を図ります。
- 都市計画区域外では、小規模の建築物等の新築・増改築・移転は、建築基準法が定める基準への適合確認が不要となっていることから、基準に適合した建築が確実に行われるよう、宅地化が進んでいる地域を中心に準都市計画区域の指定を検討します。

#### 4) ライフライン等の確保

- 電気、通信、ガス、水道、下水道などのライフライン施設は、安否確認、町民の避難、救命・救助、避難生活、復興活動を支える重要な施設であることから、関係機関の協力のもと、施設の耐震化や改修、機能更新を図ります。
- 緊急輸送道路をはじめとする、緊急車両の通行や緊急物資の運送上、重要な道路においては、沿道建築物の倒壊による道路閉塞の防止を図るため、耐震化を進めます。
- 災害時における輸送路や避難施設へのアクセス道路となる3・4・4真政悪戸線の整備を推進します。

#### 5) 火災に強い都市構造の形成

- 水上駅・水上温泉周辺など、狭隘道路が多く、老朽建物が密集している市街地では、市街地の防災性を高めるため、市街地整備事業の実施や地区計画制度の適用などを検討します。
- 建築物の不燃化を促進するため、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。
- 消火活動を円滑に行えるよう、消防水利の適正配置に努めます。

### (3) 水害対策に関する方針

---

#### 1) 治水対策

- 台風、集中豪雨などによる洪水の発生を未然に防止するため、利根川や赤谷川とこれに流れ込む中小河川及びダム施設について、計画的な点検・整備を関係機関に要請します。
- 利根川の浸水想定区域に含まれる町組、小川島、南区、後閑、真政については、地域住民に対する避難場所の周知徹底や迅速な情報提供など、被害の未然防止、最小化に取り組みます。

#### 2) 住民への情報提供

- 降雨時には、関係機関と連携し、河川及びダムの水位や雨量に関する情報を随時提供します。

## (4) 土砂災害対策に関する方針

---

### 1) 土砂災害の危険箇所の把握及び周知

- 土砂災害による被害を最小限に抑えるため、ハザードマップなどによる住民への周知を継続します。

### 2) 土砂災害の発生抑制に向けた整備

- 斜面崩壊の危険が高い箇所については、土砂災害対策を推進します。特に、山間地の集落を連絡する主要な道路においては、土砂災害による交通の断絶による集落の孤立を防ぐため、土砂災害に対する適切な予防対策を推進します。

### 3) 土砂災害防止に向けた土地利用誘導

- 急傾斜地など、災害の発生する恐れがある地域については、急傾斜地対策などを進めます。
- 土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地の分譲や社会福祉施設などのための開発行為を規制するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者などに対し、移転などの勧告を行います。

## (5) 雪害対策に関する方針

---

### 1) 冬期の交通機能の確保

- 道路除雪計画に基づく道路除排雪により、町内道路の円滑な車両の通行確保を図ります。
- 積雪による自動車交通の機能低下を予防するため、チェーン脱着帯や堆積帯の確保、消融雪施設や流雪溝の設置と、施設の適正な維持管理により、道路における積雪対策を進めます。
- 積雪時において、安全に歩行・生活ができるように、排雪場所の確保を図ります。
- 山間地の集落を連絡する主要な道路においては、雪崩災害、大雪などに伴う交通の断絶による集落の孤立を防ぐため、雪崩予防柵や防護柵など雪害に対する適切な予防対策を推進します。

### 2) 雪崩災害対策

- 雪崩危険箇所については、住民に周知を図るとともに、予防柵や防護柵などの雪崩対策施設の整備を進めます。



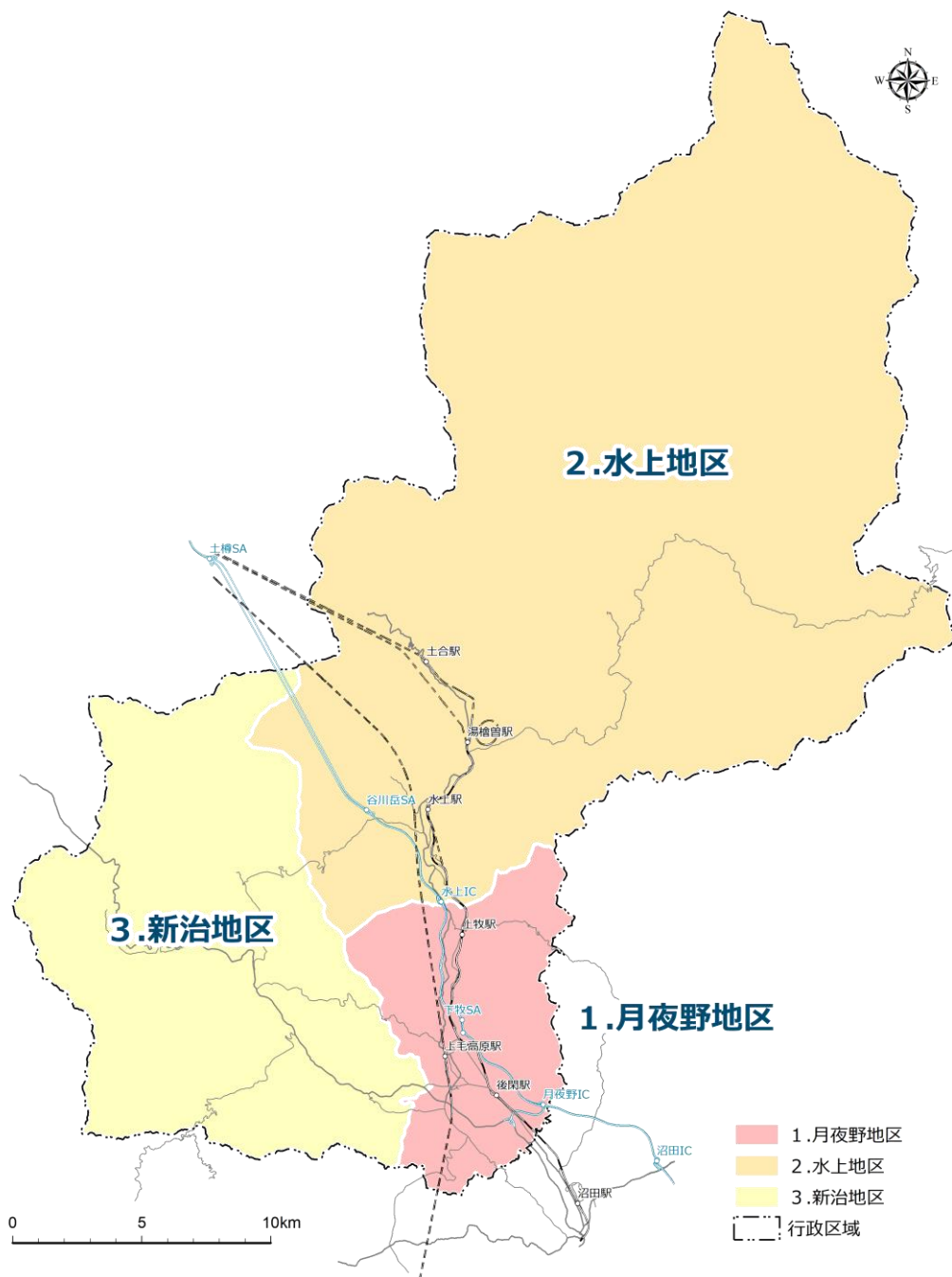
## V. 地区別構想

## 序. 地区区分の考え方

本町の地区区分については、まちの成り立ちや歴史、日常生活上の交流の範囲などを考慮し、合併前の旧町村（旧月夜野町、旧水上町、旧新治村）の区域をもとに、下図に示す3つの地区に区分しました。

地区別構想では、町全体を対象とした全体構想の方針を受けて、暮らしに身近なレベルでの問題や課題に対応するため、地区ごとの将来像や都市づくりの方針を定めます。

【図】地区区分



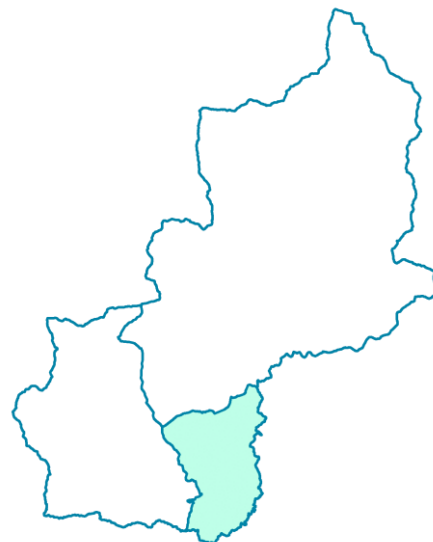
# 1. 月夜野地区

## (1) 月夜野地区の現況と課題

### 1) 地区の現況

#### ①地勢・自然特性

- 町南東部に位置する月夜野地区は、地区の中央を南北に流れる利根川の低地部に沿って市街地や集落地が形成され、地区の東側と西側を標高 1,000m級の山々に囲まれています。



#### ②交通

- 鉄道は、J R 上越新幹線の上毛高原駅、J R 上越線の後閑駅及び上牧駅があり、特に上毛高原駅は、群馬県北部における観光の玄関口となっています。
- 道路は、高速道路網の結節点として関越自動車道の月夜野インターチェンジが設置され、一般道では、東西方向に一般国道 17 号、南北方向に一般国道 291 号、主要地方道沼田水上線などの幹線道路が通っています。さらにこれを補完する道路網として、市街地内に 6 路線の都市計画道路が計画・整備されています。

#### ③都市特性

- 後閑駅及び町組周辺には、役場本庁舎、公民館などの文化・行政サービス施設や商業・業務施設などの立地する市街地が形成されており、その周囲には住宅地が広がっています。
- 主要地方道沼田水上線沿道には、大型の商業施設が立地するほか、矢瀬蟹杵工業団地などの工業地も整備されています。また、利根川や赤谷川沿いの低地部を中心に優良な農地が広がっています。
- 地区内には、国指定史跡の矢瀬遺跡や県指定史跡の名胡桃城址などの歴史資源のほか、みなかみ 18 湯（上牧温泉、月夜野温泉、真沢温泉、奈女沢温泉）や、特産品のリンゴをはじめとするフルーツの観光農園などがあります。

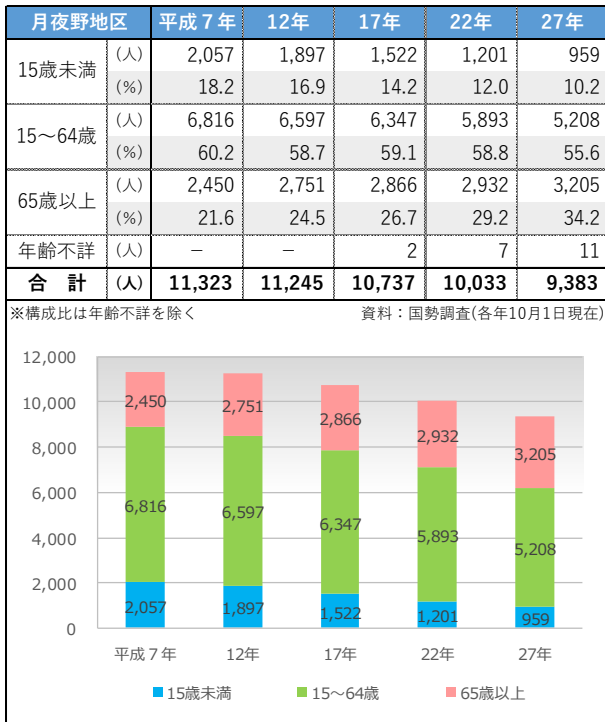
#### ④人口動向

- 国勢調査における 2015（平成 27）年現在の地区人口は、3 地区の中で最も多い 9,383 人となっており、町全体の人口の約 5 割弱を占めています。
- 過去 20 年間の人口推移をみると、一貫して減少傾向にあります。増減率は -17.1% と 3 地区の中で最も低く抑えられています。
- 年齢 3 区分別の構成比をみると、2015（平成 27）年現在の 15 歳未満の割合は 10.2%、

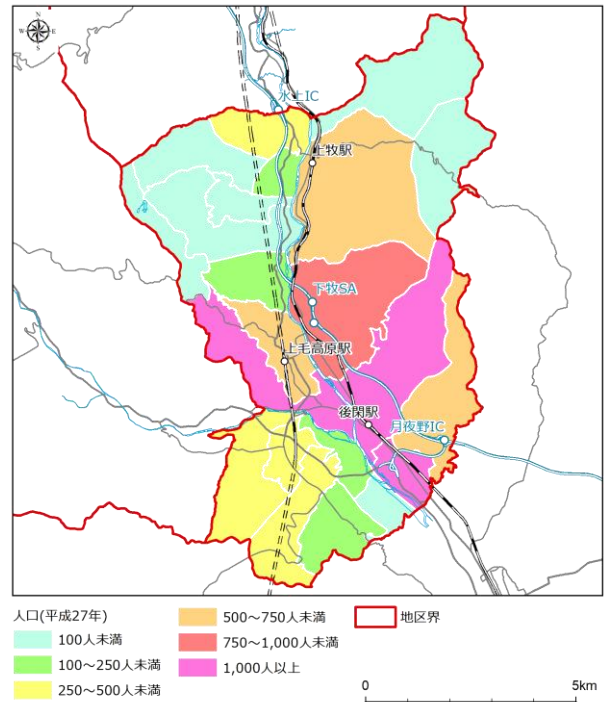
65歳以上の割合は34.2%となっており、15歳未満の割合は3地区で最も高くなっています。

- 町丁・字別の人口動向をみると、地区中央及び南部の後閑、月夜野、真庭で人口1,000人以上となっています。また、過去10年間の増減率をみると、北部の石倉で増加を示していますが、65歳以上の人口割合も高いことから、当地に立地する老人福祉施設が影響しているものと推察されます。

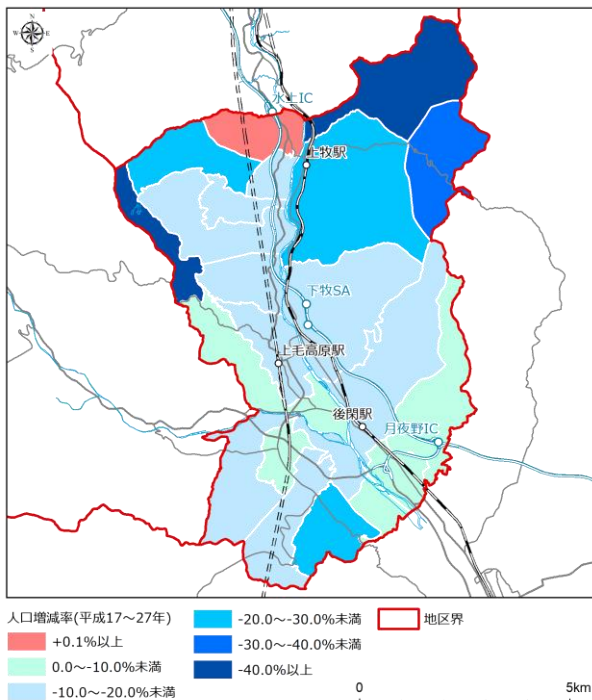
【図】 年齢3区分別人口の推移



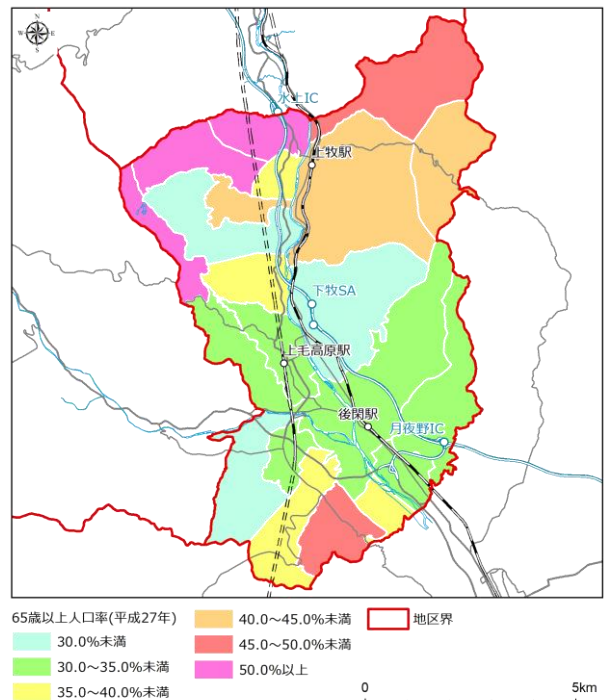
【図】 町丁・字別人口 [2015 (平成 27) 年]



【図】 町丁・字別人口増減率  
[2005 (平成 17) ~2015 (平成 27) 年]



【図】 町丁・字別 65 歳以上人口率  
[2015 (平成 27) 年]



## 2) 地区の課題

### ①土地利用に関する課題

- 後閑駅周辺及び町組の一般県道後閑羽場線沿道は、文化・行政サービス施設や商業・業務施設など住民の暮らしを支える機能が集積していることから、地区の中心的役割を担う市街地として、利便性及びアクセス性の向上に向けた市街地環境の改善が求められています。
- 上毛高原駅は、国内のみならず海外からの来訪者も利用する本町の広域的な玄関口となっている一方で、駅周辺における観光案内や休憩スポット、商業施設などのサービス機能は限られており、観光客を受け入れる環境が十分とはいえないことから、本町の玄関口にふさわしい観光サービス機能や商業機能の充実が求められています。
- 上牧駅及び上牧温泉周辺では、温泉施設や温泉保養地などが立地する温泉街が形成されていることから、観光地としての地域振興や活性化に資する都市基盤の改善、まちなみ整備などが求められています。
- 用途地域が指定されていない白地地域のうち、大規模商業施設が立地する主要地方道沼田水上線沿道や、工業施設などが立地する栃原工業団地周辺など宅地利用が進んでいる地域では、周辺環境との調和に配慮した土地利用の整序・誘導に向けて、無秩序な宅地化の拡大や土地利用混在の抑制が求められています。

### ②都市施設等に関する課題

- 本地区は、高速道路網の結節点であり、新治地区方面への玄関口でもあることから、産業及び観光の振興、地域交流の更なる拡大に向けて、都市計画道路を含む幹線道路網の充実・強化が求められています。
- 上毛高原駅は本町の観光玄関口であり、後閑駅、上牧駅を含め本地区の公共交通の結節点ともなっていることから、乗り継ぎなど利便性の向上に向けた施設の改善・整備が求められています。

### ③その他の都市づくりに関する課題

- 三峰山をはじめとする標高1,000m級の山々や月夜野ホテルの里、4箇所温泉地、矢瀬遺跡や名胡桃城址などの史跡といった地域資源では、地域振興及び交流人口の拡大に向けて、適正な保全とともに地区の魅力向上に資する適切な環境整備が求められています。
- 利根川沿いの低地部にある町組、小川島、南区、後閑、真政などでは、一部が浸水想定区域に指定されていることから、安全性を高めるための防災対策が求められています。

## (2) 月夜野地区の都市づくり方針

### 1) 地区の将来像

月夜野地区は、地区のほぼ中央に利根川が流れ、周囲の山々と相まって豊かな自然に包まれています。また、名胡桃城址をはじめ様々な時代の史跡も多く残されています。一方、地区内には上毛高原駅や後閑駅、月夜野インターチェンジが設置され広域交通の玄関口となっているほか、町役場をはじめとする行政機能が立地するなど主要な機能が集まり、町の中心地としての役割を果たしています。

こうした特性を踏まえ、月夜野地区では、豊かな自然や歴史と調和しながら、町の中心地にふさわしい活力やにぎわいと、町の玄関口にふさわしい交流が盛んなまちづくりを目指し、地区の将来を次のように掲げます。

#### <地区の将来像>

利根川の豊かな自然と田園、歴史と産業が調和した  
活力とにぎわい・交流のまち

### 2) 都市づくりの方針

#### ①土地利用に関する方針

##### <市街地ゾーン：商業地>

区分	方針
後閑駅周辺	○後閑駅前広場の整備・改良による交通結節機能の強化、市街地のバリアフリー化などの環境改善を進めます。
一般県道 後閑羽場線沿道	○歩行空間の確保や安全性の向上に向けた道路改良や街並み整備により、地域を支える商業・業務地の形成を図ります。
上毛高原駅周辺	○観光案内機能の充実に向けた案内・サイン類の整備とともに、矢瀬遺跡（道の駅月夜野矢瀬親水公園）や月夜野郷土歴史資料館、農産物加工販売所との連携を強化します。

<市街地ゾーン：工業地>

区分	方針
矢瀬蟹杵工業団地、 月夜野インター チェンジ周辺	○都市計画道路真政悪戸線の整備と連携し、さらなる企業誘致に取り組めます。 ○工業地としての機能強化や周辺市街地との調和に配慮した土地利用の誘導を検討します。 <b>【取組方策】</b> ・特別用途地区や地区計画制度の活用検討
主要地方道 沼田水上線沿いの 工業地	○工業地としての機能を維持しつつ、周囲の住宅地や農地との共存を見据え、市街地環境との調和を図る土地利用の誘導を検討します。 <b>【取組方策】</b> ・特別用途地区や地区計画制度の活用検討

<市街地ゾーン：住宅地>

区分	方針
専用住宅地 (第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域)	○ゆとりある低層・低密度の住宅地環境を維持します。 ○都市計画道路の沿道では、住宅地としての環境を維持しつつ、地域の利便を支える土地利用を促すため、必要に応じて用途地域の変更を検討します。
その他の住宅地 (第一種住居地域)	○住宅地としての良好な環境の維持を基本に土地利用の誘導を図ります。 ○幹線道路の沿道では、一定程度の生活サービス施設の立地を許容することで、地域の生活利便性を確保します。
上毛高原駅周辺の 住宅地	○新幹線駅に近接する交通利便性を活かし、用途地域の変更も視野に入れた、魅力ある良好な市街地環境の創出を図ります。

<準市街地ゾーン：商業地>

区分	方針
上牧駅・上牧温泉 周辺	○歩行空間の確保や安全性の向上、街並み整備により、観光機能や生活環境の向上を図ります。 <b>【取組方策】</b> ・用途地域や特定用途制限地域など都市計画制度の適用検討

<準市街地ゾーン：工業地>

区 分	方 針
栃原農工団地周辺	<p>○都市基盤の改善や新たな企業誘致を進めます。</p> <p>○周辺の農地及び集落地との共存や生産環境の維持・向上を図ります。</p> <p><b>【取組方策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域、特定用途制限地域、地区計画など都市計画制度の適用検討</li> </ul>

<準市街地ゾーン：住宅地>

区 分	方 針
主要地方道 沼田水上線沿道 (下牧地区)	<p>○沿道利用が進んでいる地域では、沿道地としての土地利用の適切な誘導と、後背地に広がる住宅地との共存を図ります。</p> <p><b>【取組方策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域や特定用途制限地域など都市計画制度の適用検討</li> </ul>
上牧駅周辺の住宅地	<p>○鉄道駅に近接する交通利便性を活かした魅力ある良好な市街地環境の創出を図ります。</p> <p><b>【取組方策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定用途制限地域など都市計画制度の適用検討</li> </ul>

<田園集落ゾーン：集落地>

区 分	方 針
集落地	<p>○周辺の農地や樹林地の調和に配慮した居住環境の維持に努めます。</p> <p>○一般国道 17 号沿道では、一定程度の商業施設や生活サービス施設の立地誘導を図るなど、集落地における生活利便性の確保に取り組みます。</p>
土砂災害など自然災害の危険性が高い地域	<p>○住民の安全性確保の観点から、宅地化を抑制するなど、原則として住宅の立地を制限していきます。</p>

<田園集落ゾーン：農地>

区 分	方 針
遊休化した農地	<p>○関係部局と連携し、集落営農の組織化や市民農園としての活用などにより、農地の再生、利用促進に向けた取り組みを支援します。</p>



## ②都市施設等に関する方針

### <道路>

区分	方針
都市計画道路 3・4・4 真政悪戸線 3・5・5 悪戸矢瀬線	○地域の生活を支える幹線道路として、引き続き整備を推進します。
都市計画道路 3・5・6 上河原蟹杵線	○長期にわたり整備未着手となっている路線について、都市計画の見直しを検討します。
町道政所 59 号線（旧町道真政線） 町道政所 21 号線（旧町道宮前河原線）	○地域間連携の強化を図るため、バイパス道路の整備に取り組みます。
生活道路	○危険箇所の定期的な把握を行うとともに、必要な箇所にカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の設置、及び適正な維持管理に取り組みます。特に通学路においては優先的に歩道整備を進めるなど、安全性の確保に努めます。
緊急輸送道路など	○防災上重要な経路を構成する道路では、災害時における通行性を確保するため、沿道建築物の耐震化等を促進します。
その他道路全般	○災害時における孤立集落の発生を防ぐため、災害に強い道路基盤の整備に取り組むとともに、避難路となる町道、農道、林道の整備・改良に努めます。 ○一般国道 291 号の上毛高原駅前における T 字路クランク箇所の改善も視野に入れた道路改良を検討します。

### <交通施設>

区分	方針
上毛高原駅	○路線バスとのスムーズな乗り継ぎや案内などの連絡機能を強化することで、更なる利便性の向上を図ります。
後閑駅	○駅前広場の整備や駐車場・駐輪場の確保により、パークアンドライドの促進や路線バスへの乗り継ぎ利便性の向上を図ります。
上牧駅	○アメニティ性の高い待合いスポットの整備、乗り継ぎや案内の充実など、ソフト施策を含む取り組みを進めることで、利用環境の向上を図ります。

### <公園・緑地等>

区 分	方 針
矢瀬親水公園	○月夜野郷土歴史資料館や農産物加工販売所との連携強化と、ソフト面での取り組みを含む公園機能の維持・充実により、施設の利用促進と活用を図ります。
名胡桃城址	○歴史公園としての適切な維持管理とともに、施設の利用促進と活用を図ります。
総合公園	○レクリエーション機能の核となる施設として、また災害発生時における広域避難地、災害活動拠点など防災機能を併せ持つ公園として機能の維持・充実を図ります。
その他の公園	○蟹杵児童公園、真政河原児童公園などの公園については、憩いの場や避難場所として、適切な維持管理を推進します。

### <その他の公共公益施設>

区 分	方 針
町営住宅（矢瀬団地、第2矢瀬団地、第3矢瀬団地、上河原団地、上牧団地）	○施設の長寿命化を図るとともに、子育て世帯など若い世代の定住促進や、高齢社会への対応を見据え、リノベーションによる魅力向上を図ります。

## ③その他の都市づくりに関する方針

### <都市環境>

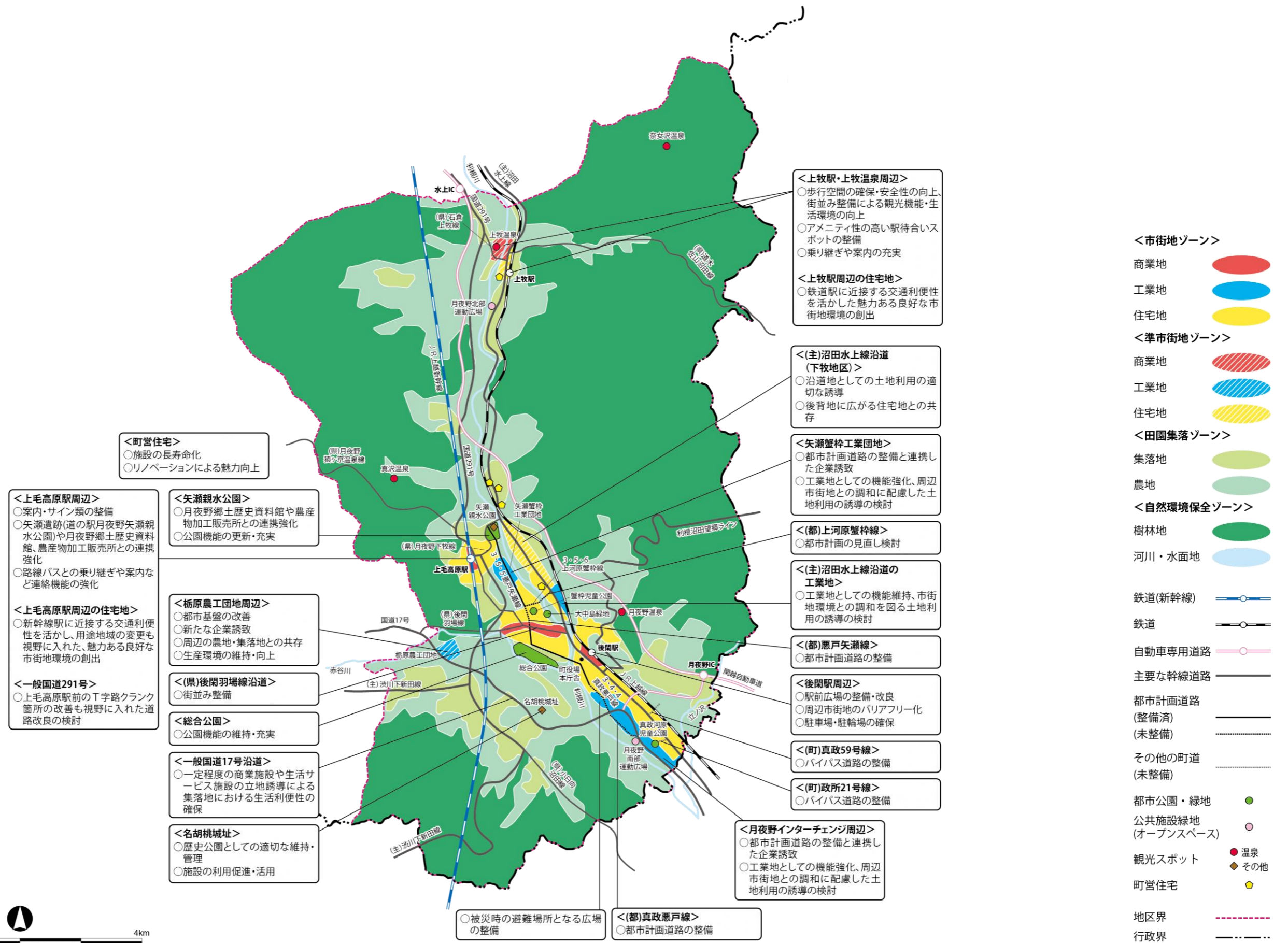
区 分	方 針
自然環境	○森林や河川などの自然地では、生態系の維持・保全とともに、調査や研究、教育・研修の場として積極的な活用を図ります。 ○「月夜野ホテルの里」など、里地里山に関する取り組みについては、住民やボランティアとの協働のもと引き続き進めていくことで、良好な自然環境の維持・保全を図るとともに、自然学習や観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。

<防災対策>

区 分	方 針
地震災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設及び防災拠点施設、不特定多数の人が利用する集客施設、緊急輸送道路などの沿道建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、一般住宅の耐震化を支援します。</li> <li>○市街地における建築物の不燃化を促進するため、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。</li> <li>○ 被災時における住民の安全を確保するため、避難場所となる広場の整備を進めます。</li> </ul>
水害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利根川の浸水想定区域に含まれる町組、小川島、南区、後閑、真政については、避難場所の周知徹底や迅速な情報提供など、被害の未然防止、最小化に取り組みます。</li> </ul>
土砂災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○斜面崩壊の危険が高い箇所については、土砂災害に対する予防対策を推進します。</li> <li>○土砂災害特別警戒区域における開発行為の規制など、災害の危険性が高い地域では宅地化の抑制を図ります。</li> </ul>



【図】都市づくり方針図（月夜野地区）





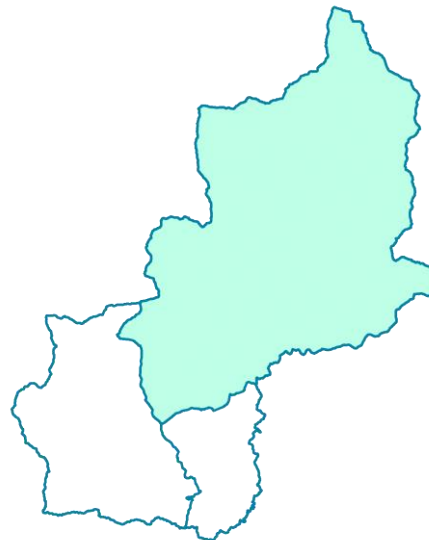
## 2. 水上地区

### (1) 水上地区の現況と課題

#### 1) 地区の現況

##### ①地勢・自然特性

- 町北部に位置する水上地区は、標高 1,000~2,000 m 級の高山に囲まれ、利根川の流域には、奥利根湖、洞元湖、藤原湖が、奈良俣川の流域には、ならまた湖があります。



##### ②交通

- 鉄道は、JR 上越線の水上市、湯檜曾駅及び土合駅があり、特に水上市は、水上温泉の玄関口として観光客も多く訪れています。
- 道路は、高速道路網の結節点として関越自動車道の水上市インターチェンジが設置され、一般道では、南北方向に一般国道 291 号、主要地方道沼田水上線、主要地方道水上片品線、東西方向に一般県道相模湯原線などの幹線道路が通っています。

##### ③都市特性

- 土地の大半は森林や水面などの自然的土地利用で占められており、その一部は自然公園地域や自然保全地域に指定されています。
- 地区南部の水上市周辺には、水上市支所、公民館などの文化・行政サービス施設や温泉街の宿泊施設、商業施設などが集まる市街地が形成されています。
- 地区内には、みなかみ 18 湯（湯ノ小屋温泉、上の原温泉、宝川温泉、湯檜曾温泉、向山温泉、うのせ温泉、谷川温泉、水上温泉）のほか、豊かな自然環境を活かしたキャンプ場やペンション、スキー場といった観光・レクリエーション施設が数多くあります。

##### ④人口動向

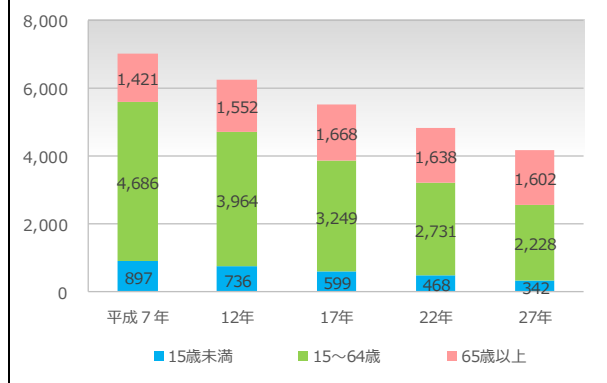
- 国勢調査における 2015（平成 27）年現在の地区人口は、3 地区の中で最も少ない 4,176 人となっており、町全体の人口の約 2 割を占めています。
- 過去 20 年間の人口推移をみると、一貫して減少傾向にあり、増減率は -40.1% と 3 地区の中で最も減少幅が大きくなっています。
- 年齢 3 区分別の構成比をみると、2015（平成 27）年現在の 15 歳未満の割合は 8.2%、65 歳以上の割合は 38.4% となっており、15 歳未満の割合は 3 地区で最も低くなっています。
- 町丁・字別の人口動向をみると、地区中南部の湯原で人口 1,000 人以上となっています。

す。過去10年間の増減率をみると、小日向、鹿野沢、湯桧曾で-30.0~-40.0%の減少率を示しています。また65歳以上の人口割合は、藤原下、小日向で50.0%以上となっており、藤原下、栗沢、幸知、寺間の人口は100人未満であることから、高齢・過疎化が懸念されます。

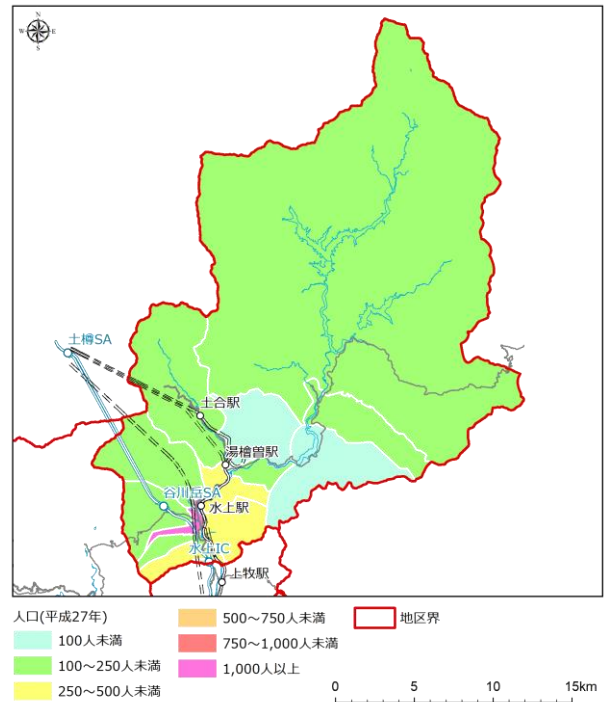
水上地区		平成7年	12年	17年	22年	27年
15歳未満	(人)	897	736	599	468	342
	(%)	12.8	11.8	10.9	9.7	8.2
15~64歳	(人)	4,686	3,964	3,249	2,731	2,228
	(%)	66.9	63.4	58.9	56.5	53.4
65歳以上	(人)	1,421	1,552	1,668	1,638	1,602
	(%)	20.3	24.8	30.2	33.9	38.4
年齢不詳	(人)	-	-	-	14	4
<b>合計</b>	<b>(人)</b>	<b>7,004</b>	<b>6,252</b>	<b>5,516</b>	<b>4,851</b>	<b>4,176</b>

※構成比は年齢不詳を除く

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

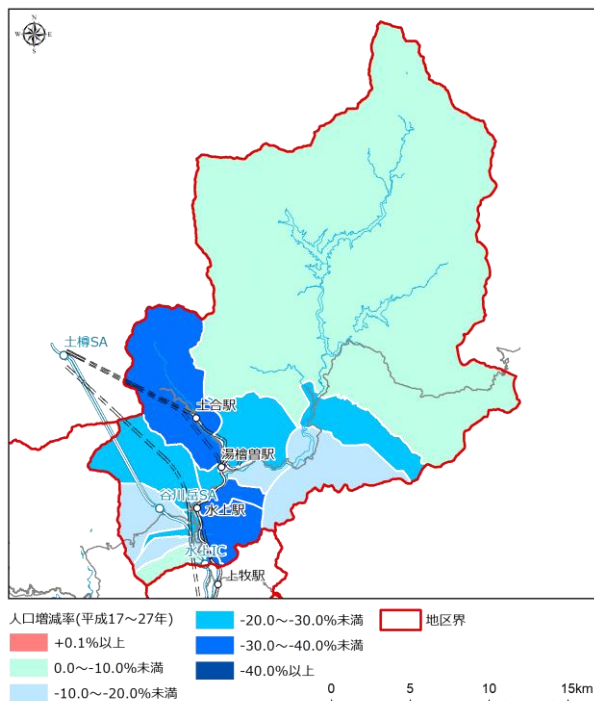


【図】町丁・字別人口 [2015 (平成27) 年]



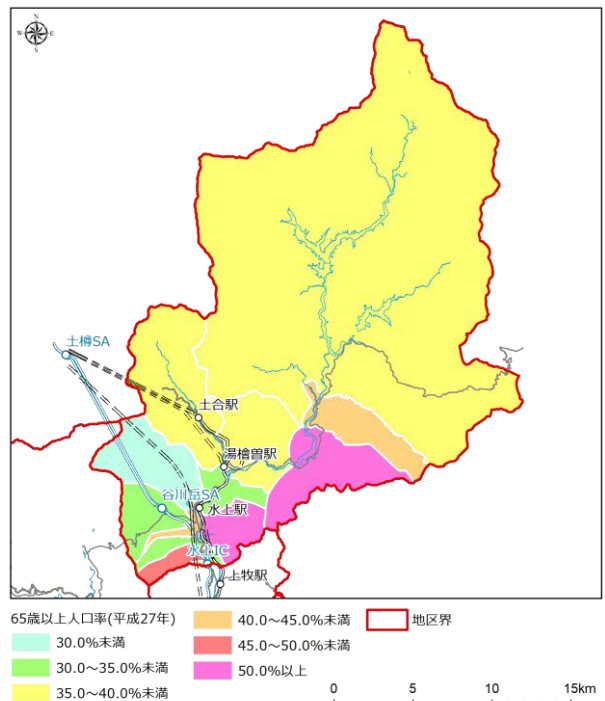
【図】町丁・字別人口増減率

[2005 (平成17) ~2015 (平成27) 年]



【図】町丁・字別 65歳以上人口率

[2015 (平成27) 年]





## 2) 地区の課題

### ①土地利用に関する課題

- 人口減少が最も進んでいる本地区では、コミュニティの維持や地区の活力低下が懸念されることから、子育て世代や若年層をはじめとする定住人口の拡大に向けて、産業振興や居住誘導につながる多面的な取り組みが求められています。
- 水上駅及び水上温泉周辺では、空き家や老朽化した建物が多くみられるなど、観光地や地区の生活を支える商業・業務地としての活力及び魅力の低下が懸念されることから、地区の再生に向けたまちなみ整備や都市基盤の改善が求められています。

### ②都市施設等に関する課題

- 本地区の市街地及び集落地は、その多くが利根川沿いの急峻な谷間や山あいによって形成されていることから、これらを結ぶ幹線道路や生活道路については、災害時においても通行手段が確保されるよう、道路基盤の維持・強化と安全性の向上が求められています。
- 水上駅は、本地区における主要な交通結節点となっていることから、乗り継ぎなど利便性の向上に向けた施設の改善・整備が求められています。

### ③その他の都市づくりに関する課題

- 谷川連峰をはじめとする標高 1,000~2,000m級の山々、利根川をはじめとする河川や湖、地区内8箇所の温泉地など本地区が有する地域資源では、地域振興及び交流人口の拡大に向けて、適正な保全とともに地区の魅力向上に資する適切な環境整備が求められています。
- 水上駅及び水上温泉周辺の市街地では、狭隘な道路が多く、また老朽建物や空き家が増つつあることから、防災性の強化に向けた市街地環境の改善が求められています。

## (2) 水上地区の都市づくり方針

### 1) 地区の将来像と目標

水上地区は、利根川の源流域や谷川連峰などの雄大な山々を有する奥利根エリアに位置しています。一方、地区内には水上温泉や谷川温泉をはじめとする多くの温泉地や、スキー場などのレクリエーション地が点在し、年間を通じて多くの観光客が訪れています。

こうした特性を踏まえ、水上地区では、奥利根の雄大な自然を背景に多くの人を訪れる、出会いと活気に満ちたまちづくりを目指し、地区の将来を次のように掲げます。

#### <地区の将来像>

奥利根の美しい水と雄大な山々に抱かれた  
出会いと活気に満ちたみどりのまち

### 2) 都市づくりの方針

#### ①土地利用に関する方針

##### <準市街地ゾーン：商業地>

区分	方針
水上駅・水上温泉 周辺	○空き家・空き地の有効活用や、「水上駅周辺地区まちなみ協定」及び「湯原温泉地区まちなみ協定」に基づくまちなみ修景整備により、温泉街のリノベーションを進めることで観光地としての再生を図るとともに、住民の日常生活を支える商業・業務地の形成を図ります。 <b>【取組方策】</b> ・用途地域や特定用途制限地域など都市計画制度の適用検討

##### <準市街地ゾーン：住宅地>

区分	方針
川上土地区画整理事業区域	○空き地の有効活用や土地利用の適正な管理を進めることで、定住や二地域居住及びまちなか居住の促進を図ります。 <b>【取組方策】</b> ・用途地域や特定用途制限地域、地区計画など都市計画制度の適用検討

<田園集落ゾーン：観光集落地>

区分	方針
谷川温泉	<p>○歩行空間の確保や安全性の向上と、景観計画や住民協定に応じたまちなみ修景、案内・サイン類の整備など、温泉地内での回遊性や周辺とのアクセス利便性を高めることで、魅力ある観光地の形成を図ります。</p> <p><b>【取組方策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定用途制限地域など都市計画制度の適用検討</li> </ul>

<田園集落ゾーン：集落地全般>

区分	方針
集落地	○周辺の農地や樹林地の調和に配慮した居住環境の維持に努めます。
土砂災害など自然災害の危険性が高い地域	○住民の安全性確保の観点から、宅地化を抑制するなど、原則として住宅の立地を制限していきます。

<自然環境保全ゾーン：河川・水面地>

区分	方針
利根川周辺、ダム湖畔（奥利根湖、ならまた湖、洞元湖、藤原湖）	○豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、親水空間としての整備を促進していくことで、観光・レクリエーションの場として活用を図ります。

## ②都市施設等に関する方針

### <道路>

区分	方針
都市計画道路 3・6・7 水上駅湯原線 3・6・8 湯原鹿野沢線 3・6・9 水上駅鹿野沢線	○長期にわたり整備未着手となっている路線について、都市計画の見直しを検討します。
生活道路	○危険箇所の定期的な把握を行うとともに、必要な箇所にカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の設置、及び適正な維持管理に取り組みます。特に通学路においては、優先的に歩道整備を進めるなど、安全性の確保に努めます。
緊急輸送道路など	○防災上重要な経路を構成する道路では、沿道建築物の耐震化等を促進します。
その他道路全般	○災害時における孤立集落の発生を防ぐため、災害に強い道路基盤の整備に取り組むとともに、避難路となる町道、農道、林道の整備・改良に努めます。

### <交通施設>

区分	方針
水上駅	○アメニティ性の高い待合スポットの整備、乗り継ぎや案内の充実など、ソフト施策を含む取り組みを進めることで、利用環境の向上を図ります。

### <公園・緑地等>

区分	方針
寺間運動公園	○レクリエーション機能の核となる施設として、また災害発生時における広域避難地、災害活動拠点など防災機能を併せ持つ公園として機能の維持・充実を図ります。
その他の公園	○湯桧曾公園などについては、憩いの場や避難場所として、適切な維持管理を推進します。

### <河川、水道、下水道>

区分	方針
公共下水道(大穴・中部小分区)	○大穴・中部地区の公共下水道区域については、人口の減少傾向などを考慮し、整備計画の見直しを図り、地域に合った適切な汚水処理方法の検討を進め、生活環境の保全・向上、公共用水域の水質保全に努めます。

### <その他の公共公益施設>

区 分	方 針
町営住宅（高日向団地、大穴団地、鹿野沢団地、藤原団地、柳田団地）	○施設の長寿命化を図るとともに、子育て世帯など若い世代の定住促進や、高齢社会への対応を見据え、リノベーションによる魅力向上を図ります。

### ③その他の都市づくりに関する方針

#### <都市環境>

区 分	方 針
自然環境	<p>○森林や河川、湖などの自然地では、生態系の維持・保全とともに、調査や研究、教育・研修の場として積極的な活用を図ります。</p> <p>○藤原の古道再生・フットパス化活動など、里地里山に関する取り組みについては、住民やボランティアとの協働のもと引き続き進めていくことで、良好な自然環境の維持・保全を図るとともに、自然学習や観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。</p> <p>○道の駅（みなかみ水紀行館）周辺の利根川では、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備する「かわまちづくり」に取り組みます。</p>

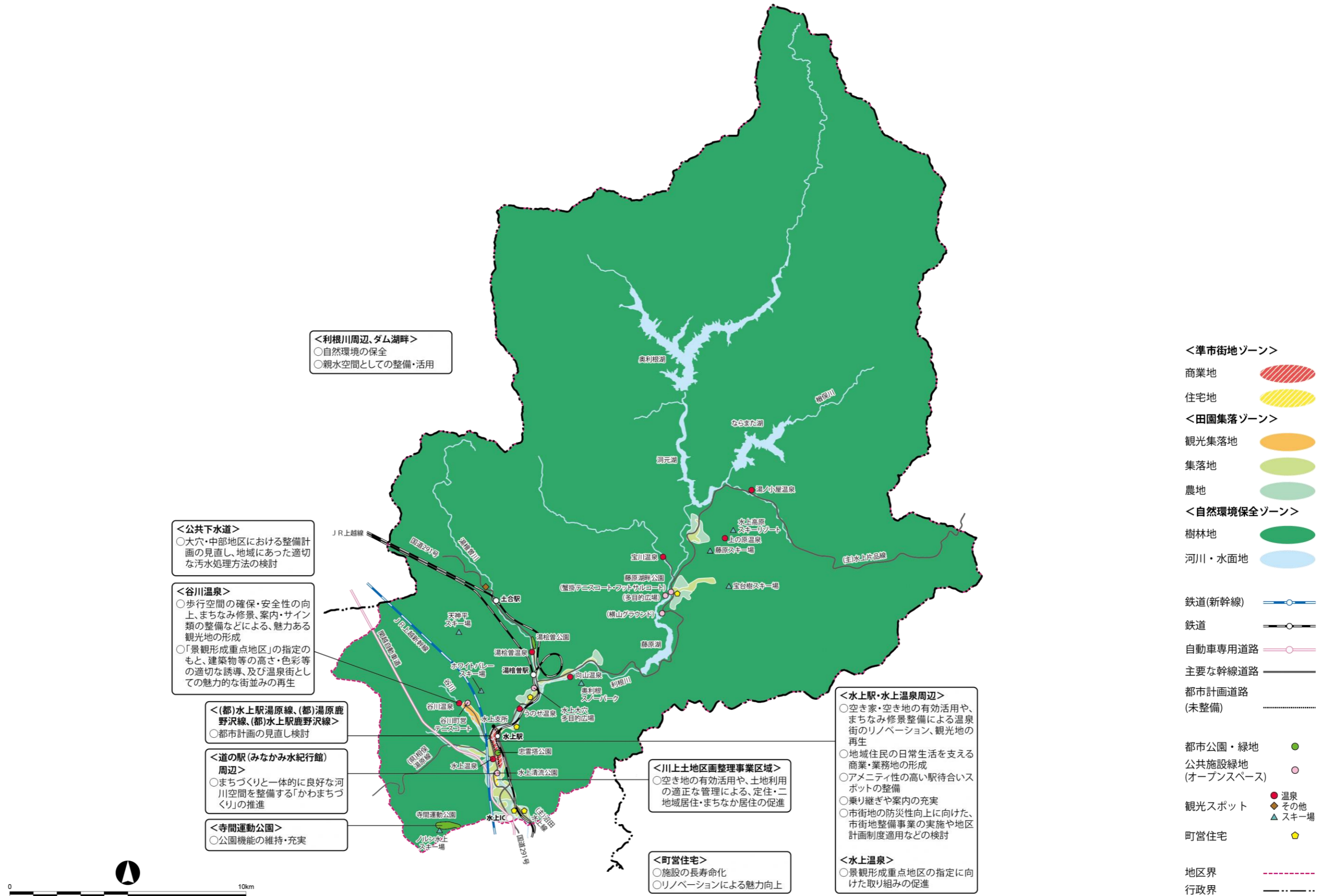
#### <景観形成>

区 分	方 針
谷川温泉	<p>○みなかみ町景観計画における「景観形成重点地区」の指定のもと、谷川岳への眺望を地域の重要な資源と捉え、その保全に向けて建築物などの高さや色彩などを適切に誘導します。</p> <p>○建築物などの形態や意匠、素材や色彩の統一感など、地域性に配慮した建築物などを誘導することにより、温泉街としての情緒が感じられる、歩いてみたくなる魅力的な街並みへと再生します。</p>
水上温泉	○まちなみ協定が締結され、地域の景観づくりに対する意欲の高い「水上温泉」を、景観形成重点地区指定の「候補地区」とし、今後、景観形成重点地区の指定に向けて取り組みを促進します。

<防災対策>

区 分	方 針
地震災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設及び防災拠点施設、不特定多数の人が利用する集客施設、緊急輸送道路などの沿道建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、一般住宅の耐震化を支援します。</li> <li>○水上駅及び水上温泉周辺など、狭隘道路が多く、老朽建物が密集している市街地では、市街地の防災性を高めるため、市街地整備事業の実施や地区計画制度の適用などを検討します。</li> </ul>
土砂災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○斜面崩壊の危険が高い箇所については、土砂災害に対する予防対策を推進します。</li> <li>○土砂災害特別警戒区域における開発行為の規制など、災害の危険性が高い地域では宅地化の抑制を図ります。</li> </ul>

【図】都市づくり方針図（水上地区）







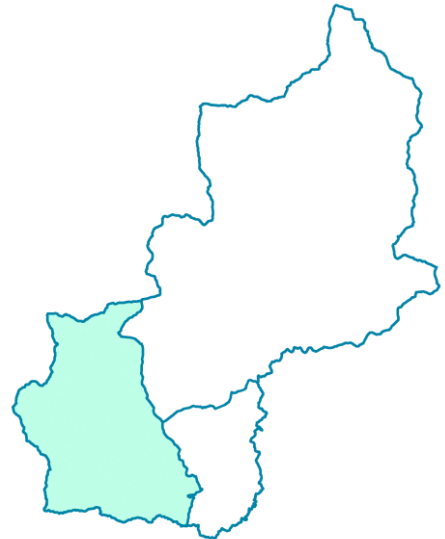
## 3. 新治地区

### (1) 新治地区の現況と課題

#### 1) 地区の現況

##### ①地勢・自然特性

- 町南西部に位置する新治地区は、地区の南部を東西に流れる赤谷川の低地部に沿ってまちが形成され、地区の西部から北部にかけて、標高1,000～2,000m級の山々に囲まれています。



##### ②交通

- 地区内に鉄道は無く、一般国道17号を通る路線バスが本地区と上毛高原駅及び後閑駅を結んでいるほか、町営バスが地区内のまんてん星の湯～猿ヶ京～法師間を結んでいます。
- 道路は、一般道として東西方向に一般国道17号、一般県道月夜野猿ヶ京温泉線、南北方向に主要地方道中之条湯河原線、一般県道相俣湯原線などの幹線道路が通っています。

##### ③都市特性

- 地区南東部の布施周辺には、新治支所、公民館などの文化・行政サービス施設や商業・業務施設、住宅などが集まる集落地が形成されています。
- 地区中央部の赤谷湖畔に位置する猿ヶ京温泉や赤谷川沿いの湯宿温泉には、宿泊施設や商業施設が立地する温泉街が形成されています。
- 地区南東部の須川及び東峰には、須川平農工団地が整備されています。また、赤谷川沿いの低地部を中心に優良な農地が広がっています。
- 地区内には、体験型の観光施設であるたくみの里や、みなかみ18湯（湯宿温泉、赤岩温泉、高原千葉村、川古温泉、猿ヶ京温泉、法師温泉）のほか、キャンプ場やスキー場などの観光・レクリエーション施設、また猿ヶ京関所跡などの歴史資源があります。

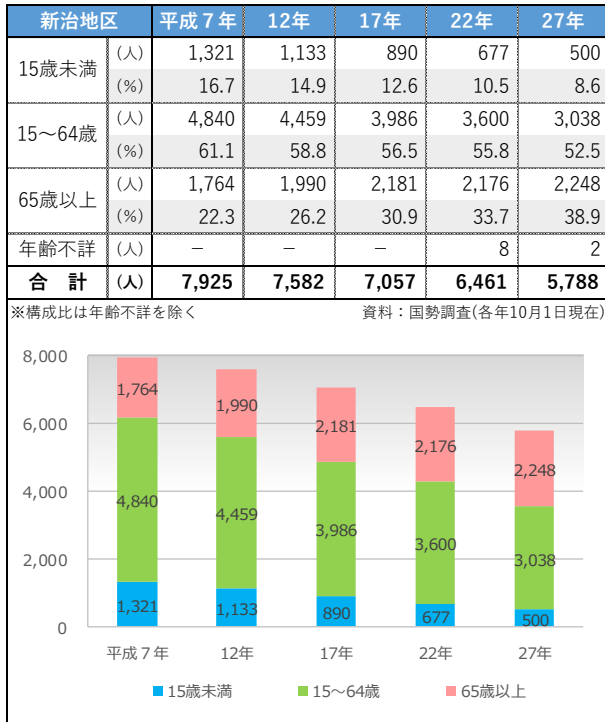
##### ④人口動向

- 国勢調査における2015(平成27)年現在の地区人口は、3地区のうち2番目に多い5,788人となっており、町全体の人口の約3割弱を占めています。
- 過去20年間の人口推移をみると、一貫して減少傾向にあり、増減率は-27.0%となっています。
- 年齢3区分別の構成比をみると、2015(平成27)年現在の15歳未満の割合は8.1%、65歳以上の割合は38.9%となっており、65歳以上の割合は3地区で最も高くなっています。

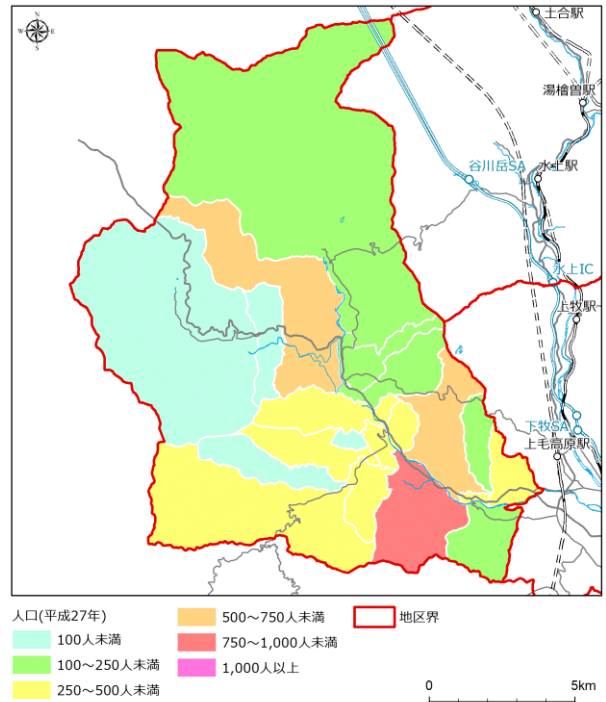
す。

- 町丁・字別の人口動向をみると、地区南東部の布施で人口が750～1,000人未満となっています。また、過去10年間の増減率をみると、北部から西部にかけての地域で-20.0～-30.0%未満の減少率を示しています。65歳以上の人口割合は、南部の西峰須川で最も高く50.0%以上となっていますが、これは当地に立地する老人福祉施設が影響しているものと推察されます。

【図】 年齢3区分別人口の推移

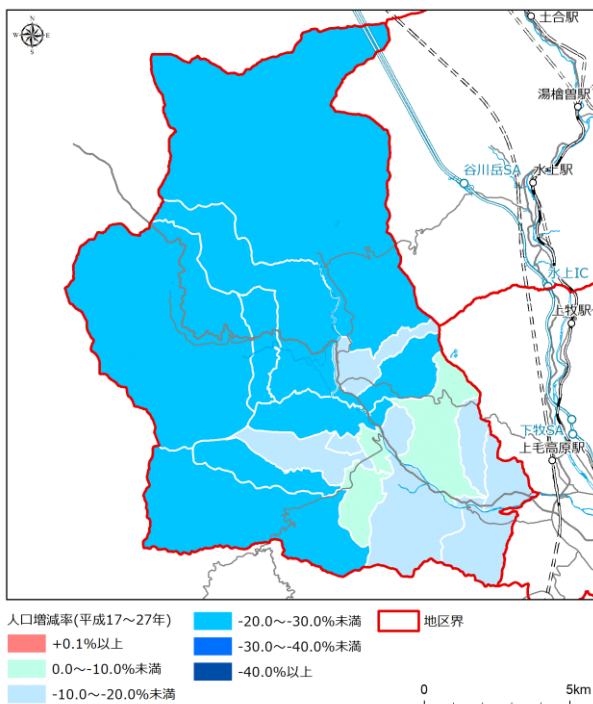


【図】 町丁・字別人口 [2015 (平成 27) 年]



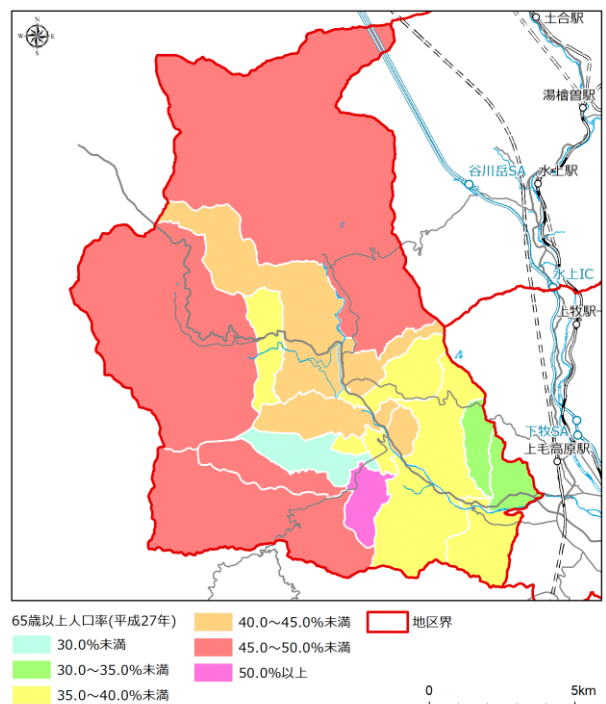
【図】 町丁・字別人口増減率

[2005 (平成 17) ～2015 (平成 27) 年]



【図】 町丁・字別 65 歳以上人口率

[2015 (平成 27) 年]



## 2) 地区の課題

### ①土地利用に関する課題

- 温泉街が形成されている赤谷湖・猿ヶ京温泉や湯宿温泉、宿場町としての街並みや体験型の観光施設が建ち並ぶ「たくみの里」は、観光地としての更なる魅力向上と交流人口の拡大に向けて、アクセス性や回遊性の向上につながるまちの環境改善が求められています。
- 布施周辺は、文化・行政サービス施設や商業・業務施設、住宅など住民の暮らしを支える機能が集積していることから、地区の中心的役割を担う集落地として、利便性やアクセス性の向上に向けたまちの環境改善が求められています。
- 布施周辺の集落地や猿ヶ京温泉をはじめとする温泉地、須川平農工団地周辺の工業地といった宅地化が進んでいる地域では、地域環境の悪化を未然に防止するため、無秩序な宅地化の拡大や土地利用混在の抑制、また周辺環境との調和に配慮した適正な土地利用の整序・誘導が求められています。

### ②都市施設等に関する課題

- 本地区と周辺地区を結ぶ一般国道や主要地方道、一般県道などの幹線道路については、産業及び観光の振興、交流人口の拡大、また災害時における山間部集落地との通行手段の確保に向けて、道路基盤の維持・強化と安全性の向上が求められています。

### ③その他の都市づくりに関する課題

- 谷川連峰をはじめとする標高 1,000~2,000m級の山々、赤谷川や赤谷湖などの河川・湖、地区内6箇所の温泉地など本地区が有する地域資源については、地域振興及び交流人口の拡大に向けて、適正な保全とともに地区の魅力向上に資する適切な環境整備が求められています。

## (2) 新治地区の都市づくり方針

### 1) 地区の将来像と目標

新治地区は、地区のほぼ中央に赤谷川が流れ、周囲の山々と相まって豊かな自然に包まれています。また、地区内には猿ヶ京温泉や湯宿温泉など多くの温泉地が点在するほか、須川宿（たくみの里）や永井宿などの旧宿場町が旧三国街道に残され、地区の歴史・文化を今に伝えています。

こうした特性を踏まえ、新治地区では、豊かな自然と調和しながら、歴史と文化の香りを伝えるまちづくりを目指し、地区の将来を次のように掲げます。

#### <地区の将来像>

恵み豊かな自然と歴史・文化の香りを今に伝える  
田園とみどりとふれあいのまち

### 2) 都市づくりの方針

#### ①土地利用に関する方針

- 新治地区は、全域が都市計画区域外であることから、今後、地区の将来像に示す、恵み豊かな自然の保全や歴史・文化を感じることでできるまちづくりを進めていくため、必要な区域で、以降の方針に基づく土地利用の誘導が適切に行えるよう、県と連携しながら「準都市計画区域」の指定について検討を進めます。

#### <準市街地ゾーン：工業地>

区分	方針
須川平農工団地周辺	○工業地としての都市基盤の改善や、農業の6次産業化を含めた新たな地域産業づくりも視野に入れた新企業の誘致を進めます。 ○周辺の農地及び集落地との共存や生産環境の維持・向上を図ります。

<田園集落ゾーン：観光集落地>

区分	方針
赤谷湖・猿ヶ京温泉、湯宿温泉、たくみの里	<p>○歩行空間の確保や安全性の向上、各地域の特性に応じたまちなみ修景、案内・サイン類の整備など、観光地内での回遊性や周辺とのアクセス利便性を高めることで、魅力ある観光地の形成を図ります。</p> <p>○赤谷湖・猿ヶ京温泉周辺は、住民の日常生活を支える集落地でもあることから、周辺の農地や樹林地との調和に配慮しつつ、公共公益施設や住民の日常生活を支える各種サービス機能の集約を図ります。</p>

<田園集落ゾーン：都市計画区域外の集落地>

区分	方針
集落地（布施周辺）	○必要な都市基盤の整備や各種サービス機能の集約化を進めることで、住民の日常生活を支える利便性の高い拠点形成を図ります。
「うららの郷」分譲住宅地	○周辺の田園環境と調和した住宅地として、良好な居住環境の保全とともに、定住や二地域居住の促進を図ります。
集落地	○周辺の農地や樹林地の調和に配慮した居住環境の維持に努めます。
土砂災害など自然災害の危険性が高い地域	○住民の安全性確保の観点から、宅地化を抑制するなど、原則として住宅の立地を制限していきます。

<田園集落ゾーン：農地>

区分	方針
遊休化した農地	○関係部局と連携し、集落営農の組織化などにより、農地の再生、利用促進に向けた取り組みを支援します。
農業振興に資する土地の利活用	○6次産業の加工施設や農業体験の施設、農産物直売所などの立地にあたっては、周辺の田園環境との調和に配慮しつつ適切な立地誘導を図ります。

<自然環境保全ゾーン：河川・水面地>

区分	方針
河川周辺（赤谷川）、ダム湖畔（赤谷湖）	○豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、親水空間としての整備を促進していくことで、観光・レクリエーションの場として活用を図ります。

## ②都市施設等に関する方針

### <道路>

区 分	方 針
町道羽場須川線（旧町道羽場湯宿線）	○地域間連携の強化を図るため、現道拡幅に取り組みます。（羽場）
生活道路	○危険箇所について定期的な把握を行うとともに、必要な箇所にカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の設置、及び適正な維持管理に取り組みます。特に通学路においては、優先的に歩道整備を進めるなど、安全性の確保に努めます。
緊急輸送道路など	○ 防災上重要な経路を構成する道路では、災害時における通行性を確保するため、沿道建築物の耐震化等を促進します。
その他道路全般	○ 災害時における孤立集落の発生を防ぐため、災害に強い道路基盤の整備に取り組むとともに、避難路となる町道、農道、林道の整備・改良に努めます。

### <公園・緑地等>

区 分	方 針
新治中央運動公園	○地域の憩いの場や避難場所として、適切な維持管理を推進します。

### <その他の公共公益施設>

区 分	方 針
町営住宅（上布施団地）	○施設の長寿命化を図るとともに、子育て世帯など若い世代の定住促進や、高齢社会への対応を見据え、リノベーションによる魅力向上を図ります。

### ③その他の都市づくりに関する方針

#### <都市環境>

区分	方針
自然環境	<p>○森林や河川・湖などの自然地では、生態系の維持・保全とともに、調査や研究、教育・研修の場として積極的な活用を図ります。</p> <p>○猿ヶ京の休耕田を利用したコスモス栽培など、里地里山に関する取り組みについては、住民やボランティアとの協働のもと引き続き進めていくことで、良好な自然環境の維持・保全を図るとともに、自然学習や観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。</p>

#### <景観形成>

区分	方針
たくみの里、永井宿	○地域の景観づくりに対する意欲の高い「たくみの里」「永井宿」を、景観形成重点地区指定の「候補地区」とし、今後、景観形成重点地区の指定に向けて取り組みを促進します。
湯宿温泉	○まちなみ協定が締結され、地域の景観づくりに対する意欲の高い「湯宿温泉」を、景観形成重点地区指定の「候補地区」とし、今後、景観形成重点地区の指定などに向けた取り組みを促進します。

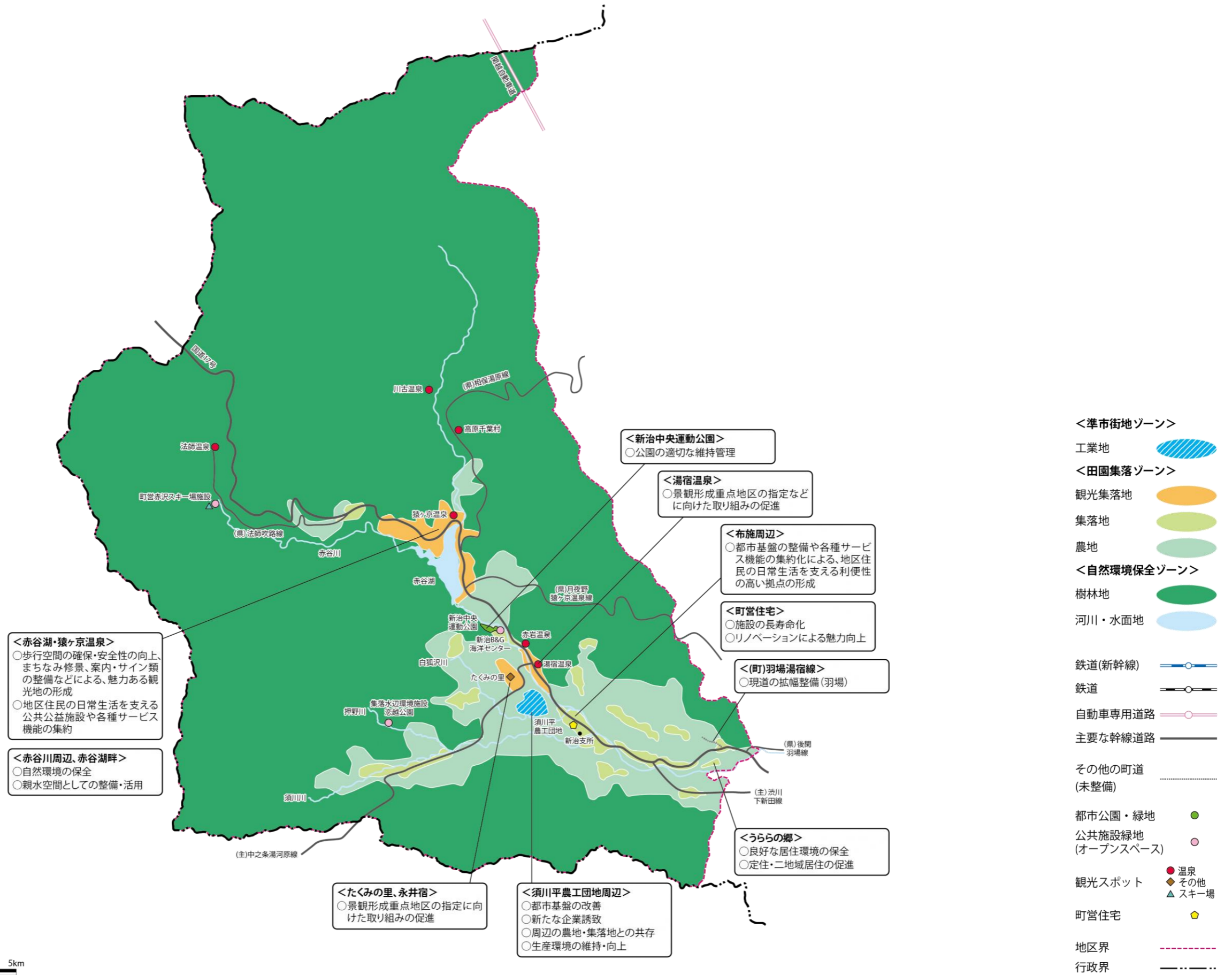
#### <防災対策>

区分	方針
地震災害対策	○公共施設及び防災拠点施設、不特定多数の人が利用する集客施設、緊急輸送道路などの沿道建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、一般住宅の耐震化を支援します。
土砂災害対策	<p>○斜面崩壊の危険が高い箇所については、土砂災害に対する予防対策を推進します。</p> <p>○土砂災害特別警戒区域における開発行為の規制など、災害の危険性が高い地域での宅地化の抑制を図ります。</p>





【図】都市づくり方針図（新治地区）





## VI. 實現化方策

# 1. 都市づくりの実現に向けた方策

## (1) 都市づくりの実現に向けた主な方策

都市の将来像や都市づくりの目標に掲げる都市づくりを実現していくには、全体構想や地区別構想に掲げた方策を、計画的に取り組んでいく必要があります。

これを踏まえ、全体構想、地区別構想に示した各方策のうち、都市計画に関わる事業や制度適用に繋がる個別の方策について、その取組時期を「短・中期（～2027（令和9）年：中間年次）」「長期（～2037（令和19）年：目標年次）」の2段階で示すことにより、都市づくりの実現に向けた取り組みの時間軸を明らかにします。

区 分	時 期	内 容
短・中期	2027（令和9）年 まで	<ul style="list-style-type: none"><li>・既に方策に着手している、もしくは方策に着手することが明確となっているもの</li><li>・第2次みなかみ町総合計画に位置づけられるなど、方策としての熟度が高いもの</li><li>・近年の社会情勢から、緊急性を要する方策となっているもの</li></ul>
長 期	2037（令和19）年 まで	<ul style="list-style-type: none"><li>・上位・関連計画に位置づけられるなど、方策としての明示性が高いもの</li><li>・まだ、具体の着手時期は示せないが、本町の都市づくりを実現していく上で、長期的な視点から取り組みが求められる方策となっているもの</li></ul>

## 1) 土地利用に関する主な方策

### ①市街地ゾーン（用途地域内）

個別の方策	短・中期 [~2027年] (令和9)	長期 [~2037年] (令和19)
<b>■駅前広場の整備・改良による交通結節機能の強化、市街地のバリアフリー化などの環境改善</b> ・後閑駅	●	
<b>■観光案内機能の充実に向けた案内・サイン類の整備など</b> ・上毛高原駅周辺（商業地）	●	
<b>■工業地における特別用途地区や地区計画制度の活用</b> ・矢瀬蟹杵工業団地、月夜野インターチェンジ周辺 ・主要地方道沼田水上線沿道		● ●
<b>■魅力ある良好な市街地環境の創出</b> ・上毛高原駅周辺（住宅地）		●

### ②準市街地ゾーン（用途地域外）

個別の方策	短・中期 [~2027年] (令和9)	長期 [~2037年] (令和19)
<b>■用途地域や特定用途制限地域など都市計画制度の適用検討</b> ・上牧駅・上牧温泉周辺 ・主要地方道沼田水上線沿道（下牧地区） ・水上駅・水上温泉周辺	● ●	●
<b>■用途地域、特定用途制限地域、地区計画など都市計画制度の適用検討</b> ・栃原農工団地周辺 ・川上土地区画整理事業区域		● ●
<b>■特定用途制限地域など都市計画制度の適用検討</b> ・上牧駅周辺の住宅地		●
<b>■準都市計画区域の検討</b> ・須川平農工団地周辺		●

### ③田園集落ゾーン（集落地）

個別の方策	短・中期 [~2027年] (令和9)	長期 [~2037年] (令和19)
<b>■商業施設や生活サービス施設の立地誘導</b> ・一般国道17号沿道（月夜野地区）	●	
<b>■特定用途制限地域など都市計画制度の適用検討</b> ・谷川温泉	●	
<b>■まちなみ修景、案内・サイン類の整備、公共公益施設や住民の日常生活を支える各種サービス機能の集約</b> ・赤谷湖・猿ヶ京温泉、湯宿温泉、たくみの里	●	
<b>■必要な都市基盤の整備や各種サービス機能の集約化</b> ・布施周辺		●
<b>■良好な居住環境の保全、定住や二地域居住の促進</b> ・「うららの郷」分譲住宅地		●

### ④自然環境保全ゾーン（河川・水面地）

個別の方策	短・中期 [~2027年] (令和9)	長期 [~2037年] (令和19)
<b>■親水空間としての整備促進</b> ・利根川周辺、ダム湖畔（奥利根湖、ならまた湖、洞元湖、藤原湖） ・河川周辺（赤谷川）、ダム湖畔（赤谷湖）		●  ●

## 2) 都市施設等に関する主な方策

### ①道路

個別の方策	短・中期 [~2027年] (令和9)	長期 [~2037年] (令和19)
<b>■幹線道路整備の推進</b> ・都市計画道路 3・4・4 真政悪戸線 ・都市計画道路 3・5・5 悪戸矢瀬線 <sup>※</sup>	●	●
<b>■都市計画の見直し検討</b> ・都市計画道路 3・5・6 上河原蟹杵線 ・都市計画道路 3・6・7 水上駅湯原線 ・都市計画道路 3・6・8 湯原鹿野沢線 ・都市計画道路 3・6・9 水上駅鹿野沢線	● ● ● ●	
<b>■地域間連携の強化に向けたバイパス道路の整備</b> ・町道政所 59 号線 (旧町道真政線 <sup>※</sup> ) ・町道政所 21 号線 (旧町道宮前河原線 <sup>※</sup> )	● ●	
<b>■現道拡幅の取り組み</b> ・町道羽場須川線 (旧町道羽場湯宿線 <sup>※</sup> )	●	

※群馬県道路整備アクションプログラム（平成 30 年 10 月）に記載されている主要事業

### ②交通施設

個別の方策	短・中期 [~2027年] (令和9)	長期 [~2037年] (令和19)
<b>■路線バスとのスムーズな乗り継ぎや案内など、連絡機能の強化</b> ・上毛高原駅		●
<b>■駅前広場の整備や駐車場・駐輪場の確保</b> ・後閑駅		●
<b>■アメニティ性の高い待合いスポットの整備、乗り継ぎや案内の充実</b> ・上牧駅 ・水上駅		● ●

### ③河川、水道、下水道

個別の方策	短・中期 [~2027年] (令和9)	長期 [~2037年] (令和19)
<b>■その他施設の適切な維持・管理</b> ・河川、水道、下水道	●	●

### ④その他の公共公益施設

個別の方策	短・中期 [~2027年] (令和9)	長期 [~2037年] (令和19)
<b>■必要な施設の再検討と施設の適正な管理運営</b> ・町営墓地 ・火葬場 ・ごみ処理施設	●	● ●
<b>■施設の長寿命化とリノベーションによる魅力向上</b> ・町営住宅		●
<b>■学校の統廃合</b> ・小・中学校	●	

## 3) その他の都市づくりに関する方針

### ①都市環境

個別の方策	短・中期 [~2027年] (令和9)	長期 [~2037年] (令和19)
<b>■「かわまちづくり」の取り組み</b> ・道の駅（みなかみ水紀行館）周辺の利根川	●	

### ②景観形成

個別の方策	短・中期 [~2027年] (令和9)	長期 [~2037年] (令和19)
<b>■景観形成重点地区の指定などに向けた取り組みの促進</b> ・水上温泉 ・たくみの里、永井宿 ・湯宿温泉	● ● ●	



### ③防災対策

個別の方策	短・中期 [~2027年] (令和9)	長期 [~2037年] (令和19)
<b>■被災時において避難場所となる広場の整備</b> ・月夜野地区		●
<b>■災害時に輸送路や避難施設へアクセスする道路の整備</b> ・都市計画道路 3・4・4 真政悪戸線（再掲）	●	
<b>■市街地の防災性を高める、市街地整備事業の実施や地区計画制度の適用などの検討</b> ・水上駅及び水上温泉周辺		●

## (2) 都市づくりの推進に向けた考え方

### 1) 連携と協働による都市づくり

本計画では、『暮らす喜び、訪れる楽しさを感じるまち みなかみ ～ みなかみの自然と歴史・文化に心癒やされる都市づくり～』を都市の将来像に掲げ、「定住人口の確保」に繋がる市街地・集落地の環境改善と、町の地場産業でもある「観光の活性化」の実現を目指していきます。

このような都市を実現するためには、行政の取組に対する町民の皆さんの理解と協力が不可欠です。さらには、町民の皆さんが都市づくりへ主体的に参画し、地区の合意形成に行政と連携して取り組むことが重要となります。

また、町民の皆さんが暮らす地区は町内の事業者や各種団体などが活動する場でもあることから、これらの主体とも連携しながら、都市づくりを進めていくことも重要となります。

このことから本町では、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携と協働による都市づくりを推進していくこととします。

#### ■ 町民の役割

○町や地区の都市づくりに対する理解を深めるとともに、町民自らが都市づくりの取組へ積極的に参画することが求められます。

#### ■ 事業者の役割

○町や地区の都市づくりに対する理解を深めるとともに、町民や行政が進める都市づくりに積極的に協力、または参加することが求められます。

#### ■ 町の役割

○本計画に掲げる事業を着実に推進するとともに、町民や事業者が都市づくりへ参画しやすい環境を整えます。具体的には、都市づくりに関する情報の提供、町の取組に対する協力体制の構築、町民による都市づくり活動の支援などが挙げられます。

## 2) 連携と協働による都市づくり

### ①都市づくりに関する情報提供の推進

- 都市づくりの制度や各種施策・事業の必要性及び効果について、町民や事業者の皆さんに理解を深めてもらうため、広報誌やホームページなど様々な情報媒体を活用しながら情報を発信するなど、都市づくりに関する情報を積極的に提供します。

### ②町の取り組みに対する協力体制の構築

- 町が事業を進める際は、町民や事業者の皆さんに理解・協力を頂くとともに、関係する方々の意見を十分に踏まえる必要があることから、自治会などを通じた町民との協力体制や、事業者との協力体制を構築し、円滑な事業の推進を図ります。

### ③町民の活動支援

- 町民のみなさんが住みよいと感じられる都市をつくるためには、行政のみならず町民の皆さんが都市づくりへ主体的に関わることが重要となります。このことから、町民主体の「都市づくり活動に対する助成制度」の創設や、「都市づくりに関する講座の開催」などを通じて、町民の皆さんが都市づくりへ主体的に関わることのできる環境整備に取り組めます。

## 3) 関係機関との連携・協働

- 県や近隣都市などと連携を図りながら都市づくりを進めていきます。また、都市づくりに関わりがある大学機関などとも協力し、専門的な見地から都市づくりに関わる各種取り組みを進めていきます。

## 4) 庁内の連携

- 本計画は、町域全般の都市づくりに関わる中長期的な基本方針であることから、各担当部署においては、本計画に即して個別計画の策定や具体的な事業を進めていきます。また、庁内横断的な対応が求められる取り組みについては、庁内組織の設置などを通じて着実に推進していきます。

### (3) 計画の進行管理

都市づくりは、中長期的な計画に基づく継続的な取り組みです。都市の将来像を計画的に実現していくためには、全体構想や地区別構想に示した事業や制度適用の取り組みに係る進捗状況を適宜検証するとともに、社会情勢や都市構造の変化、上位計画の変更などに応じて、計画の内容を適切に見直していくことも重要です。

このことから、本計画を下の「P (plan:計画)・D (do:実行)・C (check:評価)・A (action:見直し)」サイクルに基づき、継続的に進行管理を実施することとします。

#### ①計画の策定 (P)

○都市計画マスタープランの全体構想、地区別構想に基づき、個別事業や施策の検討、個別計画の策定を進めます。

#### ②計画の実行 (D)

○個別事業や施策に取り組みます。また、個別計画に定めた事項についても、適宜取り組みを進めます。

○町民や事業者は、町の支援を受けながら、主体的に都市づくりに取り組みます。

#### ③計画の評価 (C)

○都市計画マスタープランに基づき実施された各種の取り組みについて、概ね5年毎に実施状況を確認し、その進捗を評価します。この評価は、事業の継続、拡大、廃止など、計画の見直しの参考とします。

#### ④計画の見直し (A)

○評価を踏まえながら、社会情勢や都市構造の変化、上位計画等との整合に配慮し、町民のニーズに合った計画となるよう、必要に応じて都市計画マスタープランを見直します。

【図】PDCAサイクルのイメージ

